

平成18年3月2日 開 会

平成18年3月22日 閉 会

# 平成18年第1回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

## 目 次

### 3月2日(木曜日)第1号

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	4
出席議員.....	7
欠席議員.....	7
説明のため出席した者の職氏名.....	7
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	7
開 会(午前10時00分).....	8
日程第1 会議録署名議員の指名について.....	8
日程第2 会期の決定について.....	8
日程第3 報第2号から日程第68 議第67まで.....	8
平野市長提案説明.....	10
日程第69 発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について.....	24
17番 村橋安治議員提案説明.....	24
散 会(午前11時23分).....	25

### 3月13日(月曜日)第2号

議事日程.....	27
本日の会議に付した事件.....	33
出席議員.....	39
欠席議員.....	39
説明のため出席した者の職氏名.....	39
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	40
開 議(午前10時00分).....	41
日程第1 質 疑(報第2号から発議第1号まで).....	41
9番 影山春男議員質疑.....	41
室戸教育次長答弁.....	41
9番 影山春男議員質疑.....	42
室戸教育次長答弁.....	42
9番 影山春男議員質疑.....	42

室戸教育次長答弁.....	42
3番 横山哲夫議員質疑.....	43
船戸企画部長答弁.....	43
3番 横山哲夫議員質疑.....	44
土井保健福祉部長答弁.....	44
3番 横山哲夫議員質疑.....	44
土井保健福祉部長答弁.....	45
16番 藤根圓六議員質疑.....	45
垣ヶ原総務部長答弁.....	45
16番 藤根圓六議員質疑.....	46
船戸企画部長答弁.....	47
16番 藤根圓六議員質疑.....	47
土井保健福祉部長答弁.....	48
12番 横山善道議員質疑.....	48
嶋井助役答弁.....	49
小林教育長答弁.....	49
12番 横山善道議員質疑.....	49
嶋井助役答弁.....	49
12番 横山善道議員質疑.....	50
小林教育長答弁.....	50
12番 横山善道議員質疑.....	51
松影産業経済部長答弁.....	51
12番 横山善道議員質疑.....	52
松影産業経済部長答弁.....	53
17番 村橋安治議員質疑.....	53
土井保健福祉部長答弁.....	53
17番 村橋安治議員質疑.....	54
土井保健福祉部長答弁.....	54
17番 村橋安治議員質疑.....	54
土井保健福祉部長答弁.....	55
17番 村橋安治議員質疑.....	55
土井保健福祉部長答弁.....	55

17番 村橋安治議員質疑.....	56
土井保健福祉部長答弁.....	56
休 憩（午前10時59分）.....	57
再 開（午前11時20分）.....	57
17番 村橋安治議員質疑.....	57
松影産業経済部長答弁.....	58
17番 村橋安治議員質疑.....	58
室戸教育次長答弁.....	58
17番 村橋安治議員質疑.....	58
室戸教育次長答弁.....	59
17番 村橋安治議員質疑.....	59
室戸教育次長答弁.....	60
11番 谷村松男議員質疑.....	60
土井保健福祉部長答弁.....	61
11番 谷村松男議員質疑.....	61
土井保健福祉部長答弁.....	61
11番 谷村松男議員質疑.....	61
土井保健福祉部長答弁.....	62
11番 谷村松男議員質疑.....	62
長野基盤整備部長答弁.....	62
11番 谷村松男議員質疑.....	63
長野基盤整備部長答弁.....	63
11番 谷村松男議員質疑.....	64
長野基盤整備部長答弁.....	64
11番 谷村松男議員質疑.....	65
室戸教育次長答弁.....	65
11番 谷村松男議員質疑.....	66
室戸教育次長答弁.....	66
休 憩（午前11時55分）.....	66
再 開（午後1時00分）.....	66
10番 後藤利元議員質疑.....	67
長野基盤整備部長答弁.....	67

10番 後藤利元議員質疑.....	67
長野基盤整備部長答弁.....	68
10番 後藤利元議員質疑.....	68
長野基盤整備部長答弁.....	68
10番 後藤利元議員質疑.....	68
長野基盤整備部長答弁.....	68
10番 後藤利元議員質疑.....	69
長野基盤整備部長答弁.....	69
10番 後藤利元議員質疑.....	69
休 憩（午後 1 時13分）.....	70
再 開（午後 1 時13分）.....	70
長屋市民部長答弁.....	70
2 番 尾関律子議員質疑.....	70
土井保健福祉部長答弁.....	70
2 番 尾関律子議員質疑.....	70
土井保健福祉部長答弁.....	71
2 番 尾関律子議員質疑.....	71
土井保健福祉部長答弁.....	71
2 番 尾関律子議員質疑.....	71
垣ヶ原総務部長答弁.....	71
2 番 尾関律子議員質疑.....	72
垣ヶ原総務部長答弁.....	72
22番 久保田 均議員質疑.....	73
松影産業経済部長答弁.....	73
22番 久保田 均議員質疑.....	73
室戸教育次長答弁.....	74
22番 久保田 均議員質疑.....	74
長野基盤整備部長答弁.....	75
13番 寺町知正議員質疑.....	76
嶋井助役答弁.....	77
13番 寺町知正議員質疑.....	77
嶋井助役答弁.....	77

13番 寺町知正議員質疑.....	77
嶋井助役答弁.....	78
小林教育長答弁.....	79
13番 寺町知正議員質疑.....	80
垣ヶ原総務部長答弁.....	80
13番 寺町知正議員質疑.....	80
垣ヶ原総務部長答弁.....	80
13番 寺町知正議員質疑.....	80
垣ヶ原総務部長答弁.....	81
13番 寺町知正議員質疑.....	81
垣ヶ原総務部長答弁.....	81
13番 寺町知正議員質疑.....	81
垣ヶ原総務部長答弁.....	82
13番 寺町知正議員質疑.....	82
垣ヶ原総務部長答弁.....	82
13番 寺町知正議員質疑.....	82
垣ヶ原総務部長答弁.....	83
13番 寺町知正議員質疑.....	84
垣ヶ原総務部長答弁.....	85
13番 寺町知正議員質疑.....	85
垣ヶ原総務部長答弁.....	86
休 憩（午後 2 時10分）.....	86
再 開（午後 2 時30分）.....	86
13番 寺町知正議員質疑.....	86
垣ヶ原総務部長答弁.....	87
13番 寺町知正議員質疑.....	87
休 憩（午後 2 時33分）.....	87
再 開（午後 2 時34分）.....	87
垣ヶ原総務部長答弁.....	88
13番 寺町知正議員質疑.....	88
垣ヶ原総務部長答弁.....	88
13番 寺町知正議員質疑.....	88

船戸企画部長答弁.....	88
13番 寺町知正議員質疑.....	88
船戸企画部長答弁.....	88
13番 寺町知正議員質疑.....	89
船戸企画部長答弁.....	89
13番 寺町知正議員質疑.....	89
船戸企画部長答弁.....	89
13番 寺町知正議員質疑.....	89
船戸企画部長答弁.....	90
13番 寺町知正議員質疑.....	90
土井保健福祉部長答弁.....	90
13番 寺町知正議員質疑.....	91
平野市長答弁.....	91
13番 寺町知正議員質疑.....	91
船戸企画部長答弁.....	91
13番 寺町知正議員質疑.....	92
船戸企画部長答弁.....	92
13番 寺町知正議員質疑.....	92
船戸企画部長答弁.....	93
13番 寺町知正議員質疑.....	93
垣ヶ原総務部長答弁.....	93
13番 寺町知正議員質疑.....	93
垣ヶ原総務部長答弁.....	93
13番 寺町知正議員質疑.....	93
垣ヶ原総務部長答弁.....	94
13番 寺町知正議員質疑.....	94
垣ヶ原総務部長答弁.....	94
13番 寺町知正議員質疑.....	94
垣ヶ原総務部長答弁.....	94
13番 寺町知正議員質疑.....	94
船戸企画部長答弁.....	95
13番 寺町知正議員質疑.....	95

垣ヶ原総務部長答弁.....	96
13番 寺町知正議員質疑.....	97
垣ヶ原総務部長答弁.....	97
13番 寺町知正議員質疑.....	98
垣ヶ原総務部長答弁.....	98
15番 中田静枝議員質疑.....	99
垣ヶ原総務部長答弁.....	99
15番 中田静枝議員質疑.....	99
垣ヶ原総務部長答弁.....	100
15番 中田静枝議員質疑.....	100
垣ヶ原総務部長答弁.....	102
15番 中田静枝議員質疑.....	102
垣ヶ原総務部長答弁.....	102
15番 中田静枝議員質疑.....	102
垣ヶ原総務部長答弁.....	102
15番 中田静枝議員質疑.....	102
嶋井助役答弁.....	102
15番 中田静枝議員質疑.....	103
土井保健福祉部長答弁.....	104
15番 中田静枝議員質疑.....	104
土井保健福祉部長答弁.....	105
15番 中田静枝議員質疑.....	106
土井保健福祉部長答弁.....	106
15番 中田静枝議員質疑.....	106
土井保健福祉部長答弁.....	107
15番 中田静枝議員質疑.....	107
長屋市民部長答弁.....	107
15番 中田静枝議員発言.....	109
4番 宮田軍作議員質疑.....	109
土井保健福祉部長答弁.....	110
4番 宮田軍作議員質疑.....	110
土井保健福祉部長答弁.....	110



4番 宮田軍作議員質疑.....	110
土井保健福祉部長答弁.....	110
4番 宮田軍作議員質疑.....	110
嶋井助役答弁.....	111
18番 藤垣邦成議員質疑.....	112
平野市長答弁.....	113
日程第2 委員会付託（議第3号から議第67号及び発議第1号）.....	114
休 憩（午後4時10分）.....	114
再 開（午後4時20分）.....	114
日程第3 請願第1号 日本と同等の安全対策が実施されない限りアメリカ産牛肉の 輸入再開をしないことを求める請願について.....	114
15番 中田静枝議員発言.....	114
日程第4 質 疑（請願第1号）.....	116
13番 寺町知正議員質疑.....	116
15番 中田静枝議員発言.....	116
13番 寺町知正議員質疑.....	117
日程第5 委員会付託（請願第1号）.....	117
休 憩（午後4時33分）.....	117
再 開（午後4時34分）.....	117
追加日程第1 議第68号 山県市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の 一部を改正する条例について.....	118
平野市長提案説明.....	118
追加日程第2 質 疑（議第68号）.....	118
追加日程第3 委員会付託（議第68号）.....	119
散 会（午後4時39分）.....	119
3月17日（金曜日）第3号	
議事日程.....	121
本日の会議に付した事件.....	121
出席議員.....	121
欠席議員.....	121
説明のため出席した者の職氏名.....	121

職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	122
開 議（午前10時00分）.....	123
日程第1 一般質問.....	123
1.4番 宮田軍作議員質問.....	123
(1) NPO・ボランティア活動支援策について.....	123
嶋井助役答弁.....	123
宮田軍作議員質問.....	125
嶋井助役答弁.....	126
宮田軍作議員質問.....	127
平野市長答弁.....	127
2.5番 田垣隆司議員質問.....	129
(1) 新産業立地による市の活性化について.....	129
松影産業経済部長答弁.....	129
田垣隆司議員質問.....	130
平野市長答弁.....	131
田垣隆司議員要望.....	132
3.7番 武藤孝成議員質問.....	133
(1) 高富中学校プールの一般開放について.....	133
室戸教育次長答弁.....	133
(2) 児童福祉審議会及び学校適正規模等検討委員会について.....	134
土井保健福祉部長答弁.....	135
小林教育長答弁.....	135
武藤孝成議員質問.....	136
平野市長答弁.....	137
休 憩（午前10時57分）.....	138
再 開（午前11時15分）.....	138
4.9番 影山春男議員質問.....	138
(1) 生徒の非行防止策は.....	138
小林教育長答弁.....	139
影山春男議員質問.....	140
小林教育長答弁.....	141
影山春男議員要望.....	141

5 . 10番	後藤利ヲ議員質問.....	141
( 1 )	I P 電話の普及について.....	141
	船戸企画部長答弁.....	142
	後藤利ヲ議員質問.....	143
	船戸企画部長答弁.....	144
	後藤利ヲ議員質問.....	146
	船戸企画部長答弁.....	146
休	憩 ( 午前11時47分 ) .....	146
再	開 ( 午後 1 時00分 ) .....	146
6 . 2 番	尾関律子議員質問.....	146
( 1 )	福祉行政について.....	147
	土井保健福祉部長答弁.....	148
	尾関律子議員質問.....	149
	土井保健福祉部長答弁.....	149
( 2 )	喫煙について.....	150
	垣ヶ原総務部長答弁.....	151
	尾関律子議員質問.....	151
	垣ヶ原総務部長答弁.....	151
	尾関律子議員要望.....	152
7 . 15番	中田静枝議員質問.....	153
( 1 )	高齢者・障害者世帯の屋根雪下ろしについて.....	153
	土井保健福祉部長答弁.....	155
	中田静枝議員質問.....	156
	平野市長答弁.....	157
( 2 )	ゴルフ場の造成地と産業廃棄物違法埋め立て発覚に関して.....	158
	平野市長答弁.....	159
	中田静枝議員要望.....	161
休	憩 ( 午後 1 時58分 ) .....	161
再	開 ( 午後 2 時20分 ) .....	161
8 . 13番	寺町知正議員質問.....	161
( 1 )	市の施設 ( 財産 ) の不法占有 ( 使用 ) 問題の経緯と市の損害及び怠り.....	161
	松影産業経済部長答弁.....	162

寺町知正議員質問.....	165
平野市長答弁.....	166
寺町知正議員質問.....	166
平野市長答弁.....	167
( 2 ) 教育理念に基づく学校図書や教材図書の充実について.....	167
小林教育長答弁.....	169
寺町知正議員質問.....	170
小林教育長答弁.....	170
( 3 ) 市のごみ処理施設計画は現行の広域処理の可能性を真剣に検討すべき.....	171
長屋市民部長答弁.....	172
寺町知正議員質問.....	174
長屋市民部長答弁.....	175
散 会 ( 午後 3 時 07 分 ) .....	176

#### 3月22日(水曜日)第4号

議事日程.....	177
本日の会議に付した事件.....	189
出席議員.....	201
欠席議員.....	202
説明のため出席した者の職氏名.....	202
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	202
開 議 ( 午前 10 時 00 分 ) .....	203
日程第 1 常任委員会委員長報告.....	203
日程第 2 委員長報告に対する質疑.....	205
日程第 3 討 論 ( 議第 3 号から請願第 1 号まで ) .....	205
12番 横山善道議員反対討論.....	205
15番 中田静枝議員反対討論.....	206
13番 寺町知正議員反対討論.....	209
18番 藤垣邦成議員賛成討論.....	213
15番 中田静枝議員賛成討論.....	214
日程第 4 採 決 ( 議第 3 号から請願第 1 号まで ) .....	215
休 憩 ( 午前 11 時 15 分 ) .....	229

再	開（午前11時30分）	229
日程第5	発議第2号 道路特定財源制度に関する意見書について	229
18番	藤垣邦成議員提案説明	229
日程第6	質 疑	229
日程第7	討 論	229
15番	中田静枝議員反対討論	230
13番	寺町知正議員反対討論	230
日程第8	採 決	231
日程第9	発議第3号 「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書について...	231
12番	横山善道議員提案説明	231
日程第10	質 疑	232
日程第11	討 論	232
日程第12	採 決	232
日程第13	議会運営委員会・特別委員会中間報告について	233
日程第14	質 疑	236
日程第15	委員会閉会中の継続審査について	236
閉	会（午前11時56分）	237
会	議録署名者	237

## 山県市議会定例会会議録

第1号 3月2日(木曜日)

- 
- 議事日程 第1号 平成18年3月2日
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報第2号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 日程第4 議第3号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 日程第5 議第4号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 日程第6 議第5号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第7 議第6号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第8 議第7号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第9 議第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 議第9号 山県市部設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第10号 山県市情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第11号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第12号 山県市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について
- 日程第14 議第13号 山県市国民保護協議会条例について
- 日程第15 議第14号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議第15号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議第16号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議第17号 山県市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議第18号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議第19号 山県市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議第20号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議第21号 山県市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- について
- 日程第23 議第22号 山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議第23号 山県市分担金徴収条例の全部を改正する条例について
- 日程第25 議第24号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議第25号 山県市土地開発基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議第26号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議第27号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議第28号 山県市保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議第29号 山県市美里会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議第30号 山県市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例について
- 日程第32 議第31号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議第32号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議第33号 山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議第34号 山県市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議第35号 山県市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議第36号 山県市伊自良特産品開発事務所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議第37号 山県市伊自良湖ステージの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議第38号 山県市伊自良キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第40 議第39号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

について

- |       |       |                                       |
|-------|-------|---------------------------------------|
| 日程第41 | 議第40号 | 山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第42 | 議第41号 | 山県市高圧ガス保安法関係手数料条例について                 |
| 日程第43 | 議第42号 | 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について        |
| 日程第44 | 議第43号 | 美山町企業振興条例を廃止する条例について                  |
| 日程第45 | 議第44号 | 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について        |
| 日程第46 | 議第45号 | 平成17年度山県市一般会計補正予算（第10号）               |
| 日程第47 | 議第46号 | 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）          |
| 日程第48 | 議第47号 | 平成17年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号）            |
| 日程第49 | 議第48号 | 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）          |
| 日程第50 | 議第49号 | 平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)        |
| 日程第51 | 議第50号 | 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）         |
| 日程第52 | 議第51号 | 平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）         |
| 日程第53 | 議第52号 | 平成18年度山県市一般会計予算                       |
| 日程第54 | 議第53号 | 平成18年度山県市国民健康保険特別会計予算                 |
| 日程第55 | 議第54号 | 平成18年度山県市老人保健特別会計予算                   |
| 日程第56 | 議第55号 | 平成18年度山県市介護保険特別会計予算                   |
| 日程第57 | 議第56号 | 平成18年度山県市簡易水道事業特別会計予算                 |
| 日程第58 | 議第57号 | 平成18年度山県市農業集落排水事業特別会計予算               |
| 日程第59 | 議第58号 | 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計予算                |
| 日程第60 | 議第59号 | 平成18年度山県市高富財産区特別会計予算                  |
| 日程第61 | 議第60号 | 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計予算                |
| 日程第62 | 議第61号 | 平成18年度山県市水道事業会計予算                     |
| 日程第63 | 議第62号 | 市営土地改良事業の計画変更について                     |
| 日程第64 | 議第63号 | 山県市過疎地域自立促進計画の変更について                  |
| 日程第65 | 議第64号 | 山県市青波福祉プラザ指定管理者の指定について                |
| 日程第66 | 議第65号 | 山県市老人福祉センターの指定管理者の指定について              |
| 日程第67 | 議第66号 | 山県市美山山村開発センターの指定管理者の指定について            |
| 日程第68 | 議第67号 | 山県市教育センター設置条例の一部を改正する条例について           |



本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報第2号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 日程第4 議第3号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 日程第5 議第4号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 日程第6 議第5号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第7 議第6号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第8 議第7号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第9 議第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 議第9号 山県市部設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第10号 山県市情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第11号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第12号 山県市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について
- 日程第14 議第13号 山県市国民保護協議会条例について
- 日程第15 議第14号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議第15号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議第16号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議第17号 山県市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議第18号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議第19号 山県市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議第20号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議第21号 山県市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議第22号 山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

て

- |       |       |   |
|-------|-------|---|
| 日程第24 | 議第23号 | 山県市分担金徴収条例の全部を改正する条例について                        |
| 日程第25 | 議第24号 | 山県市手数料条例の一部を改正する条例について                          |
| 日程第26 | 議第25号 | 山県市土地開発基金条例の一部を改正する条例について                       |
| 日程第27 | 議第26号 | 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について              |
| 日程第28 | 議第27号 | 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について                  |
| 日程第29 | 議第28号 | 山県市保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について      |
| 日程第30 | 議第29号 | 山県市美里会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について              |
| 日程第31 | 議第30号 | 山県市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例について                |
| 日程第32 | 議第31号 | 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について                 |
| 日程第33 | 議第32号 | 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について                         |
| 日程第34 | 議第33号 | 山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について               |
| 日程第35 | 議第34号 | 山県市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について        |
| 日程第36 | 議第35号 | 山県市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第37 | 議第36号 | 山県市伊自良特産品開発事務所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について       |
| 日程第38 | 議第37号 | 山県市伊自良湖ステージの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について          |
| 日程第39 | 議第38号 | 山県市伊自良キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について          |
| 日程第40 | 議第39号 | 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について                |
| 日程第41 | 議第40号 | 山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改                    |

正する条例について

日程第42	議第41号	山県市高圧ガス保安法関係手数料条例について
日程第43	議第42号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第44	議第43号	美山町企業振興条例を廃止する条例について
日程第45	議第44号	岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
日程第46	議第45号	平成17年度山県市一般会計補正予算（第10号）
日程第47	議第46号	平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第48	議第47号	平成17年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号）
日程第49	議第48号	平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第50	議第49号	平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
日程第51	議第50号	平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第52	議第51号	平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）
日程第53	議第52号	平成18年度山県市一般会計予算
日程第54	議第53号	平成18年度山県市国民健康保険特別会計予算
日程第55	議第54号	平成18年度山県市老人保健特別会計予算
日程第56	議第55号	平成18年度山県市介護保険特別会計予算
日程第57	議第56号	平成18年度山県市簡易水道事業特別会計予算
日程第58	議第57号	平成18年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
日程第59	議第58号	平成18年度山県市公共下水道事業特別会計予算
日程第60	議第59号	平成18年度山県市高富財産区特別会計予算
日程第61	議第60号	平成18年度山県市地域情報化事業特別会計予算
日程第62	議第61号	平成18年度山県市水道事業会計予算
日程第63	議第62号	市営土地改良事業の計画変更について
日程第64	議第63号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第65	議第64号	山県市青波福祉プラザ指定管理者の指定について
日程第66	議第65号	山県市老人福祉センターの指定管理者の指定について
日程第67	議第66号	山県市美山山村開発センターの指定管理者の指定について
日程第68	議第67号	山県市教育センター設置条例の一部を改正する条例について
日程第69	発議第1号	山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

出席議員（22名）

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利汎君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
教育長	小林囀之君	総務部長	垣ヶ原正仁君
企画部長	舩戸時夫君	市民部長	長屋義明君
保健福祉部長	土井誠司君	産業経済部長	松影康司君
基盤整備部長	長野昌秋君	水道部長	梅田修一君
消防長	高橋信夫君	教育次長	室戸弘全君
総務部次長兼企画部次長	和田真吾君		

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林宏優	書記	棚橋和良
書記	堀達也		

---

午前10時00分開会

議長（小森英明君） ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、平成18年第1回山県市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（小森英明君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、3番 横山哲夫君、21番 大西克巳君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定について

議長（小森英明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から3月22日までの21日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日より3月22日までの21日間と決定しました。

---

#### 日程第3 報第2号から日程第68 議第67号まで

議長（小森英明君） 日程第3、報第2号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について、日程第4、議第3号 山県市教育委員会委員の任命同意について、日程第5、議第4号 山県市公平委員会委員の選任同意について、日程第6、議第5号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、日程第7、議第6号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、日程第8、議第7号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、日程第9、議第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第10、議第9号 山県市部設置条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第10号 山県市情報公開条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第11号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第12号 山県市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について、日程第14、議第13号 山県市国民保護協議会条例について、日程第15、議第14号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について、日程第16、議第15号 山県市議会議員

の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第17、議第16号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第17号 山口市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第18号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第20、議第19号 山口市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、日程第21、議第20号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第22、議第21号 山口市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第23、議第22号 山口市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第24、議第23号 山口市分担金徴収条例の全部を改正する条例について、日程第25、議第24号 山口市手数料条例の一部を改正する条例について、日程第26、議第25号 山口市土地開発基金条例の一部を改正する条例について、日程第27、議第26号 山口市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第28、議第27号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、日程第29、議第28号 山口市保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第30、議第29号 山口市美里会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第31、議第30号 山口市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例について、日程第32、議第31号 山口市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について、日程第33、議第32号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第34、議第33号 山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、日程第35、議第34号 山口市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第36、議第35号 山口市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第37、議第36号 山口市伊自良特産品開発事務所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第38、議第37号 山口市伊自良湖ステージの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第39、議第38号 山口市伊自良キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第40、議第39号 山口市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第41、議第40号 山口市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第42、議第41号 山口市高圧ガス保安法関係手数料条例について、日程第43、議第42号 山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程第44、議第43号 美山町企業振興条例を廃止する条例について、日程第45、

議第44号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について、日程第46、議第45号 平成17年度山県市一般会計補正予算(第10号)、日程第47、議第46号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、日程第48、議第47号 平成17年度山県市老人保健特別会計補正予算(第2号)、日程第49、議第48号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)、日程第50、議第49号 平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、日程第51、議第50号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)、日程第52、議第51号 平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第3号)、日程第53、議第52号 平成18年度山県市一般会計予算、日程第54、議第53号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計予算、日程第55、議第54号 平成18年度山県市老人保健特別会計予算、日程第56、議第55号 平成18年度山県市介護保険特別会計予算、日程第57、議第56号 平成18年度山県市簡易水道事業特別会計予算、日程第58、議第57号 平成18年度山県市農業集落排水事業特別会計予算、日程第59、議第58号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計予算、日程第60、議第59号 平成18年度山県市高富財産区特別会計予算、日程第61、議第60号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計予算、日程第62、議第61号 平成18年度山県市水道事業会計予算、日程第63、議第62号 市営土地改良事業の計画変更について、日程第64、議第63号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について、日程第65、議第64号 山県市青波福祉プラザ指定管理者の指定について、日程第66、議第65号 山県市老人福祉センターの指定管理者の指定について、日程第67、議第66号 山県市美山山村開発センターの指定管理者の指定について、日程第68、議第67号 山県市教育センター設置条例の一部を改正する条例について、以上66件を一括議題といたします。

平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長(平野 元君) 皆さん、おはようございます。

本日は、平成18年山県市議会第1回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には、大変御多忙の中、早朝より御参集賜りまして、まことにありがとうございます。

いよいよ寒気もほころび、早いものでもうひな祭りの時期になってまいりました。しかし、ことしの冬は数十年ぶりと言われる豪雪でございまして、気象庁でも3月1日付で平成18年豪雪と命名されたところでございます。本市内においても、甚大な被害をもたらしました。被害に遭われました方々に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、本日は、平成18年度の予算案を初め、各般にわたる議案の御審議をお願いする

に当たり、市政運営に当たりましての私の基本的な考えについて述べたいと思います。

昨年末に報道されました厚生労働省の人口動態統計調査では、年間推計において、出生数から死亡数を引いた自然増加数が統計をとり始めました1899年以来初めて減少に転じることがわかったと発表されましたが、今や少子高齢化社会の対応はまことに喫緊の課題となってまいりました。このたび、まずは子育て支援策に力を注いでいくことが重要であると感じております。また、教育環境を整えるとともに、将来の世代と本市発展のために必要な基盤整備につきましても滞ることなく推進していかねばならないと考えております。

一方、現下の市民生活においては、安全で安心して暮らせる環境を確保していかなければなりません。自然の災害に対する防災のみならず、有事関連法に見られますような武力攻撃や大規模テロへの対応も必要でございます。また、文化人として教養を高められる環境づくりをしていくことも大切であると考えております。このような施策を展開していくためには、行政改革を確実に推進していくことが必要であり、このため、昨年末に、第2次行政改革プラン、いわゆる集中改革プランを策定しましたので、この理念の具現化に邁進していく所存でございます。

さて、さきに内閣が決定いたしました平成18年度の地方財政計画においては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出全般にわたる見直しを行うことにより歳出総額の計画的な抑制を図る一方、当面の重要課題である公平で安心な高齢化社会、少子化対策、循環型社会の構築、地球環境問題への対応等々、財源の重点配分を図ることとされております。歳入面におきましては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の確保を図ることを基本に、3兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲、定率減税の廃止、平成18年度の固定資産税の評価がえに伴い、土地に係る固定資産税の税負担の調整措置の見直し、地方たばこ税の税率の引き上げ等を講じることとされております。

平成18年度末では地方全体の借入金残高見込みは約204兆円で、本市の借入金残高は一般会計で約216億円、特別会計を加えますと約352億円となる見込みでございます。今後これらの債務の返済をも考慮し、ごみ処理場、美山中学校改築、下水道整備等、主要事業の推進を図る必要があり、各種基金も毎年大幅に取り崩さざるを得ない状況となっております。これからはますます財政運営が非常に厳しい状況にあるということを認識いたしまして、この状況の中で市民の皆様には安心して暮らしていただけるよう全身全霊努めてまいりたいと考えております。よろしく願いする次第でございます。

それでは、今議会上に提出いたしております案件について御説明を申し上げます。



今議会に提出いたしました案件は、報告案件 1 件、人事案件 6 件、条例案件 36 件、予算案件 17 件、その他の案件 6 件の計 66 案件でございます。

まず最初に、平成 18 年度におけます一般会計並びに特別会計の当初予算につきまして御説明を申し上げます。資料は、相前後して申しわけございませんが、資料ナンバー 51 から 60 まででございます。

まず、平成 18 年度当初予算は、一般会計 134 億 3,000 万円、特別会計 115 億 8,763 万 8,000 円、企業会計 15 億 5,205 万 1,000 円、予算規模は 265 億 6,968 万 9,000 円で、対前年度比は約 1.6% の増加でございます。

一般会計につきましては、前年度に対して 4 億 1,000 万円の減額で、対前年度比 3% の減少になっており、トータル金額では緊縮型でございます。内容のある予算編成ができたと思っております。特別会計においては、公共下水道事業特別会計が、下水処理施設建設が本格化するため、約 16 億円、対前年度比 118.2% 増の予算となっており、反面、簡易水道事業特別会計では、約 2 億 6,000 万円、対前年度比 67.7% の減少、地域情報化事業特別会計でも、約 15 億 6,000 万円、対前年度比 87.6% の減少となっておりますが、これらはそれぞれの事業完了に伴う大幅な減額でございます。また、水道事業会計におきましては、美山統合簡易水道事業、高富水源地改修及び高富地域配水管更新事業に伴い、約 8 億 3,000 万円、対前年度比 113.8% の増となっております。

次に、平成 18 年度における予算財源の特徴点について御説明を申し上げます。

まず、三位一体改革関連で本市に及ぶ影響額につきましては、平成 16 年、17 年度分で約 1 億 8,400 万円、平成 18 年度では児童手当、扶養手当負担金などの補助金削減で約 6,600 万円、合わせて約 2 億 5,000 万円と考えられます。一方、平成 18 年度の税源移譲額は約 2 億 2,900 万円になるものと見込んでおります。

合併支援交付金につきましては、県からの合併支援交付金 3,530 万円を計上いたしております。これにより、国及び県からの合併市町村補助金、支援交付金の金額全額を活用することとなっております。合併特例債につきましては、高富中学校プール等整備事業などの財源として、総額 13 億 3,870 万円を予算化しております。

本市は主要プロジェクトの推進中であり、地域再生事業債や臨時財政対策債を予算計上し、なお不足する財源に対処すべく、基金の繰入額を計上いたしております。減債基金につきましては平成 17 年度より 3,000 万円多い 4 億 3,000 万円、財政調整基金につきましては 1 億 8,271 万 7,000 円少ない 6 億 4,691 万 5,000 円を予算化する一方、魅力あるまちづくり基金については同額の 4 億円を、教育施設整備基金は 1 億 2,000 万円、土地開発基金は 3 億円を予算化いたしております。

以下、市総合計画の基本構想にある6つの柱に基づきまして、平成18年度の主要施策について述べさせていただきます。

まず、健やかで安らかなまちづくりでございます。この施策を展開するに当たり、1つ目は保健福祉でございます。健康維持増進を啓発するため、健康フェアも今年度実施してまいります。また、子育て短期支援事業や歯科保健事業を新たに実施するとともに、障害者自立支援法の施行に伴う支援事業も実施してまいります。児童手当の小学校6年生までの支給拡大や、県の就学前乳幼児医療費助成が拡大されましたことにより、本市単独で小学校1年生から3年生までの入院医療費助成を新たに始めたいと考えております。また、放課後児童クラブの拡張版であります児童みちくさクラブ、また、介護予防としてのいこいの広場の実施、お年寄りの活動促進のためのいきいき推進券配布事業等も継続実施してまいります。

2つ目は、防災対策でございます。伊自良湖の耐震診断を実施するとともに、消防庁舎の耐震調査、拡張工事と指令センターの改築工事を行ってまいりたいと思っております。また、自主防災組織の活動を支援するための補助金を新設するとともに、洪水ハザードマップの作成、犯罪から児童等を守るための情報を送信するサービスも始めたいと考えております。さらに、木造家屋に対する耐震診断補助、耐震補強補助も継続実施して進めてまいりたいと考えております。

次に、便利で快適なまちづくりでございます。この施策を展開するに当たり、1つ目は総合交通体系の整備でございます。本市の玄関口となる東海環状自動車のインターチェンジの早期完成については、引き続き国や県に働きかけていくとともに、インターチェンジ周辺の基盤整備を図ってまいりたいと考えております。本年2月には、東深瀬地内で東海環状のセンターぐいが打たれ、その推進がようやく目に見えてきた感がございます。

また、国道256号、国道418号及び主要地方道岐阜・美山線、関・本巣線を初めとする県道の整備については、国、県へ強く働きかけてまいります。一方、平成16年度から着手しました鳥羽川サイクリングロードの整備事業や、高富小学校区域内における特定交通安全施設の整備など、弱者に優しい道づくりも目指してまいります。また、自治会等からの要望の非常に強い身近な道路や水路の整備につきましても約20%の増額を図り、事業推進に向けて努力いたしたいと考えております。また、自主運行バスにつきましても引き続き実施してまいります。

2つ目は、上下水道整備でございます。上水道事業の安定的な供給を目指して工事を進めてまいりますが、伊自良地域は平成17年度をもって完了し、美山地域も本年度をも

って完了するよう引き続き実施して行うとともに、高富水源地及び高富地域の配水管の老朽施設を順次更新してまいります。公共下水道事業につきましては、引き続き終末処理場の建設を進めるとともに管渠工事も順次行ってまいります。

3つ目は、情報化整備でございます。御案内のとおり、昨年10月から市内全域にテレビの再送信、自主放送のほかインターネット事業の開始をいたしておりますが、内容の充実を一層図っていくとともに、引き続き道路台帳あるいは水道台帳など地理情報のデジタル化を推進し、事務の効率化と市民の皆様への情報提供を目指してまいります。

次に、豊かで美しい自然を守るまちづくりでございます。本市の8割以上の面積を森林が占めておりますが、これは大きな財産であり、これを活用し、子孫のためにも大切にしていかなければならないと考えられます。このため、引き続き間伐材搬出利用促進事業や地域公益保全林整備事業に補助するとともに、森林環境整備のための枝打ち事業を実施するほか、親子で体験する森林体験学習なども継続実施してまいりたいと考えております。

また、市役所においては、地球温暖化対策実行計画に基づき、CO<sub>2</sub>排出量の改善を図っていくほか、ごみの分別、リサイクルを促進するとともに、市内の環境パトロールも実施してまいります。なお、現在岐阜市へ委託しております可燃ごみの焼却処理委託の期限が迫ってきていることから、ごみ焼却処理場施設の建設に向けた準備を着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、活力あふれる産業のまちづくりでございます。農業の生産性を高めるため、農道、かんがい排水施設等の土地改良施設の整備を行ってまいります。また、畜産振興の面では、ハエ対策薬剤購入助成を引き続き実施するとともに、悪臭改善機器設置に対する新たな助成や、臭気検査を実施します。森林保全と木材産業の振興を図るため、林道の整備をしてまいります。高田・斧田線林道につきましては、平成19年度の供用開始を目指すとともに、日永線林道開設事業も継続実施してまいります。また、新たに美山田島地内で集落環境保全整備事業も実施したいと考えております。

次に、商工会等を核とした地場産業の育成に努め、引き続き小口融資等により商工業者を支援してまいります。また、谷合地区の活性化等については、商工会が核となって計画している事業を今年度も積極的に支援してまいりたいと考えております。なお、地元が主体となった活性化事業等を実施する場合には、行政としても積極的なバックアップをしていく必要があるかと考えております。伊自良地域においては、農産物直売所の本年度完成を目指し、引き続き建設工事を進めてまいります。また、全市域での活性化を図るため、ふるさと栗まつりなどのイベントを引き続き開催いたします。一方、日

本経済も回復基調にあり、事業所の新增設が増えている現状を眺め、よりよき機会をとらえながら企業誘致のPRにも積極的に努めてまいりたいと考えております。

次に、豊かな心と文化を育むまちづくりについてでございます。個性や創造性を伸ばす教育の充実に努めなければならないと考えております。また、各種相談員や講師を引き続き配置し、特に増加傾向にある軽度発達障害児への対応のため、小中学校における自立支援非常勤講師の配置も充実していきます。

また、高富中学校については、今年度、プールとグラウンドを整備して事業の完了を図りたいと考えております。

次に、美山中学校につきましては、校舎設計を行うとともに、周辺部の用地買収、家屋補償等を行い、平成19年度着工を目指し、推進を図ってまいる予定でございます。なお、学校の各種案件を検討するために、学校適正規模等検討委員会を立ち上げて検討に入りたいと思っております。

次に、地域コミュニティが薄れつつある今日、3つの中央公民館のほか全12の地区の公民館を拠点とした公民館活動の推進を図るとともに、中学生国際交流事業、青少年の海外派遣事業も継続実施してまいる予定でございます。

次に、文化振興につきましては、文化芸術振興計画の作成を行うとともに、花咲きホール等において自主公演事業、宝くじ文化公演等を継続して実施いたします。その他、この施設と図書館等を結ぶ連絡橋の本年度完成を目指すとともに、周辺整備を積極的に推進し、山口市文化ゾーンの整備として、景観も配慮しながら体制を整えてまいる所存でございます。また、総合運動場につきましては、中学校のグラウンド整備にあわせて改修工事を実施し、市の総合運動場としてふさわしい改修計画を進めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、新しい未来をつくるまちづくりでございます。引き続き男女共同参画計画の策定を進めます。また、人権施策推進指針の作成も行ってまいりたいと思っております。

インターネットを通じた行政情報の提供を充実してまいるとともに、市民の方々の意見に耳を傾けるため、市政モニター制度の導入を予定いたしております。

その他、外国人の受け入れ事業等国際交流事業も実施してまいりたいと考えております。

現下の厳しい地方財政状況の中、一層の行政運営の充実を図るとともに、市役所の部、課等の組織編成を見直すとともに、旅費や報酬の見直し等も行いまして、指定管理者制度の活用も図ってまいりたいと考えております。また、各種団体に対する補助金につきましても一部見直しを行ったところでございます。

国や県の諸改革の波は大きなうねりとなって私ども自治体の財政基盤を揺るがすことは必至でございます。このうねりを乗り越えていくためには、現行の各種サービスを見直し、受益者負担の適正化も図っていかねばならないと考えております。こうした点につきましては、どうか議員各位並びに市民の皆様方の御理解と御協力を切にお願いする次第でございます。

以上、平成18年度当初予算の概要について御説明を申し上げたところでございます。

それでは、当初予算以外の案件につきまして、資料ナンバー 1 から順次御説明を申し上げます。

まず、資料ナンバー 1、報第 2 号 損害賠償の額を定めることについての専決処分につきましては、地方自治法第180条第 1 項に基づき専決処分をし、同条第 2 項の規定に基づき報告するものでございます。

資料ナンバー 2、議第 3 号 山県市教育委員会委員の任命同意につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。任期は 4 年でございます。委員の山口正巳氏は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第20条の規定により、平成18年 5 月14日をもって 3 年間の任期満了となりますが、引き続き御活躍を願うべく、再任をお願いするものでございます。

次に、資料ナンバー 3、議第 4 号 山県市公平委員会委員の選任同意につきましては、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。任期は 4 年でございます。委員の牧野大修氏は、地方公務員法本附則第 5 項の規定により、平成18年 5 月13日をもって 3 年間の任期満了となりますが、引き続き御活躍を願うべく、再任をお願いしようとするものでございます。

次に、資料ナンバー 4、議第 5 号から資料ナンバー 6、議第 7 号までの山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、地方税法第423条第 3 項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。任期は 3 年でございます。委員の中村孝太郎氏と山口秋男氏は、ともに平成18年 5 月13日をもって任期満了となりますが、引き続き御活躍を願うべく、再任をお願いするものでございます。また、田中義文氏につきましては、地方税にも詳しく、人格温厚で適任者でありますので、今回新しく御就任をお願いするものでございます。

次に、資料ナンバー 7、議第 8 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。任期は 3 年でございます。山田隆司氏は人権の重要性をよく認識され、人格

識見ともに適任者でありますので、新しく御就任をお願いするものでございます。

次に、資料ナンバー 8、議第 9 号 山県市部設置条例の一部を改正する条例につきましては、総務部と企画部を統合するとともに、現在の総務部税務課を市民部へ移管し、あわせて市民部を市民環境部へと名称を変更するほか、基盤整備部農山村整備課を産業経済部農林水産課へ統合するなどの改編をしようとするものでございます。なお、附則においては、各種審議会の庶務担当課の名称を変更する規定も掲げております。

行財政改革へ積極的に取り組み、市総合計画の着実な推進を図るとともに、さまざまな行政課題や市民サービスの充実を総合的かつ機能的に展開できるようにすることを目指しておりまして、組織機構の改革を行おうとするものでございます。

次に、資料ナンバー 9、議第10号 山県市情報公開条例の一部を改正する条例につきましては、公の施設の管理を行わせる指定管理者に対し、市と同様の情報公開制度を確保できるよう、所要の規定の追加をしようとする改正でございます。

次に、資料ナンバー10、議第11号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましても、指定管理者に対し、市と同様の個人情報の保護ができるよう、所要の規定を追加するとともに、国や地方の自治体と同等の刑罰規定を新たに追加し、その実効性を高めようとする改正でございます。なお、当該刑罰規定に係る検察庁との協議においては問題はないと回答をいただいているところでございます。

資料ナンバー11、議第12号 山県市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例、資料ナンバー12、議第13号 山県市国民保護協議会条例につきましては、有事関連 6 法案の 1 つであります武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法に基づいて法定受託事務に係るものとして新たに条例を制定しようとするものでございます。

県の国民保護計画は本年度中に策定される見込みであり、本市におきましても、市の国民保護協議会を設置し、広く意見を求めながら平成18年度内にこの策定を目指してまいりたいと考えております。

資料ナンバー13、議第14号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、公営企業の事務部局の職員を 3 名増員しつつ市長の事務部局の職員を 3 名減員して、総数417名は保持しようとする改正でございます。このように、本市の第 2 次行政改革大綱の理念に基づき、職員数の抑制に努めつつ、新たな業務の発生に対しましては配置転換等により対応してまいり所存でございます。

資料ナンバー14、議第15号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、山県市特別職報酬等審議会の答申を受けま

して、平成18年度から市議会議員の報酬を改正しようとするものでございます。答申の趣旨は、国家公務員一般職に対する人事院の勧告内容や県内21市の改定状況等を考慮しながらその職責を考慮して、現下の厳しい社会情勢から3%程度を目安として減額改定することが適当であるとの答申の内容でございました。これを受け、議長、副議長、常任委員長等を初めとするすべての議員の報酬を約3%減額改定することとしたところでございます。

資料ナンバー15、議第16号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、障害者自立支援認定審査会、地域包括支援センター運営協議会及び国民保護協議会を設置することに伴い、各委員に対する報酬及び費用弁償を定めようとする改正でございます。

次に、資料ナンバー16、議第17号 山県市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例につきましては、先ほど御説明をいたしました組織改正に伴い、同審議会の庶務を担当する課の名称等を変更しようとする改正でございます。

次に、資料ナンバー17、議第18号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、資料ナンバー18、議第19号 山県市教育長の給与その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきましては、先ほど御説明申し上げました山県市特別職報酬等審議会の答申を受けて、平成18年度から市長、助役、教育長の給料月額を3%程度減額しようとする改正でございます。

資料ナンバー19、議第20号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成17年8月の人事院勧告に基づき国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等が一部改正され、平成18年4月から国の給与構造の見直しが行われることに伴い、これに準じた措置等をしようとする改正でございます。

主な内容としましては、4%の引き下げとなる給料表への切りかえや勤務実績を適切に反映できる昇給制度の導入等でございます。また、このほかに、いわゆる国民保護法に係る武力攻撃災害等派遣手当の制度の創設もしておる次第でございます。これにより、関連する山県市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例と山県市職員の育児休業等に関する条例を一部改正しようとしているほか、現行の8級制を7級制に改めることとしており、山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部も改正しようとしております。なお、給料表の切りかえにつきましては、経過措置の規定も設けております。

資料ナンバー20、議第21号 山県市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、現在月額支給となっている消防職員手当を廃止し、出勤実績に

応じて支給する出動手当へと移行する改正でございます。この単価につきましては、救命救急士の任務等も勘案し、1回につき200円以内を700円以内と改定し、詳細は規則で定めることといたしております。

資料ナンバー21、議第22号 山県市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、近隣特定地域への日当を不支給とするなど旅費の日当と日額旅費の規定を見直すとともに、給与構造改革に伴う職務の等級の整合性を図ろうとする改正でございます。

資料ナンバー22、議第23号 山県市分担金徴収条例の全部を改正する条例につきましては、現行の山県市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例は市営土地改良事業の場合のみ想定しておりましたが、今回県営土地改良事業等の場合にも対応できるように分担金徴収条例を改正するとともに、この山県市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例は廃止しようとするものでございます。

次に、資料ナンバー23、議第24号 山県市手数料条例の一部を改正する条例につきましては、県から権限移譲される事務に伴う手数料を追加するとともに、介護保険法の改正に対応しようとする改正でございます。権限移譲事務に関しましては、火薬取締法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関する事務の手数料であり、金額は現行の県の手数料と同額といたしております。

資料ナンバー24、議第25号 山県市土地開発基金条例の一部を改正する条例につきましては、当該基金に属する現金を市土地開発公社へ貸しつけることができるように改正するものでございまして、当該公社の先行取得用地に係る利払い分の抑制化を図るため、当該基金の現金を活用しようとするものでございます。

資料ナンバー25、議第26号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成15年9月施行の地方自治法の改正に伴い、公の施設の管理委託制度を平成18年9月2日以降は活用することができなくなったため、当該規定を削除しようとする改正でございます。

資料ナンバー26、議第27号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成18年4月から市単独事業として入院に係る費用の助成を小学校3年生まで拡大するとともに、平成18年10月からは、県の改正に伴い、精神障害者と父子家庭を新たに助成対象とする一方、入院時の食事療養費標準負担額の助成を廃止しようとする改正でございます。

資料ナンバー27、議第28号 山県市保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、管理委託制度の改正に伴い、当該規定を



削除しようとする改正でございます。

次に、資料ナンバー28、議第29号 山県市美里会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、同和問題を含めまして、人権教育、啓発の総合的な推進のため、市人権教育・啓発推進協議会を設置したことに伴い、現在規定している美里会館運営審議会を廃止しようとする改正でございます。

資料ナンバー29、議第30号 山県市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例につきましては、平成18年度から施行となる障害者自立支援法に対応し、同法の規定により委員の定数を定めようとするもので、4人以内をもってお願いしたいと考えております。

資料ナンバー30、議第31号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例につきましては、障害者自立支援法施行に対応しようとするための改正と、昨今の需要に対応し、定員を20人から30人へと増員しようとするための改正でございます。

資料ナンバー31、議第32号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険事業期間が第3期を迎えるに当たり、保険料の単価を改定するとともに、介護保険法の改正に対応するための改正でございます。介護保険法の改正により、保険給付の効率化、重点化が図られ、平成18年度からは新予防給付が始まるなどの要因があり、本市の第2期事業計画における保険料の月額基準額は3,246円でありましたが、第3期ではこれより約16%アップの3,758円とするものでございます。また、現行の所得ごとの段階別保険料は5段階でしたが、介護保険法の改正により6段階へと細分化をいたしております。なお、平成17年度の税制改正等により高齢者の非課税制度が廃止されたことに伴い保険料の段階が上がる方につきましては、附則といたしまして、激変緩和措置を規定に設けておるところでございます。

資料ナンバー32、議第33号 山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきましては、許可申請手数料の根拠法である廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に対応するための改正でございます。

資料ナンバー33、議第34号 山県市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、資料ナンバー34、議第35号 山県市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、資料ナンバー35、議第36号 山県市伊自良特産品開発事務所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、資料ナンバー36、議第37号 山県市伊自良湖ステージの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、資料ナンバー37、議第38号 山県市伊自良キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、管理委託制度の改正に伴

い、当該規定を削除しようとする改正でございます。

次に、資料ナンバー38、議第39号 山口市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、管理委託制度の改正に伴い、当該規定を削除するとともに、新たに山口市こうがいけ公園と山口市おおが健康広場を加える改正でございます。

次に、資料ナンバー39、議第40号 山口市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、管理委託制度の改正に伴い、当該規定の削除をしようとする改正でございます。

資料ナンバー40、議第41号 山口市高圧ガス保安法関係手数料条例につきましては、県から高圧ガス保安法に係る事務の権限移譲を受けることに伴い、その事務の手数料を定めるものであり、金額は現行の県の手数料と同額といたしております。

資料ナンバー41、議第42号 山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、水防法の一部改正に伴い、改正しようとするものでございます。

資料ナンバー42、議第43号 美山町企業振興条例を廃止する条例につきましては、合併前の旧美山町の条例を本市が暫定施行していたものでございまして、奨励金の交付期間3年間の適用期間が終了したため、廃止しようとするものでございます。

資料ナンバー43、議第44号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約につきましては、柳津町が岐阜市に、笠原町が多治見市に編入され、上石津町と墨俣町が大垣市に編入されるのを踏まえ、それぞれ当該日以降から適用するよう改正しようとするものでございます。

次に、補正予算の御説明に移らせていただきます。

資料ナンバー44、議第45号 平成17年度山口市一般会計補正予算（第10号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から4億9,212万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を137億1,040万6,000円とするものでございます。内容につきましては、経費節減と契約差金等を減額するとともに、財源更正を行うものが主なものとなっております。

また、繰越明許費につきましては、3事業の追加と1事業の増額補正となっており、用地交渉、河川協議、県発注工事との調整、豪雪による境界確認等のおくれなどから、事業の年度内完成をさせることが困難となったため、繰越明許をお願いするものでございます。

地方債補正の変更及び追加につきましては、事業費の確定及び許可予定額の内示に基づき補正を行うものでございます。この中で、合併特例債につきましては、補正後の発行予定額は9事業で17億620万円となっております。

歳入につきましては、大半が事業の確定等に伴う補正でございますが、基金繰入金に

つきましては、各事業の経費節減努力等によりまして、財政調整基金を初め、減債基金、魅力あるまちづくり基金等、基金の取り崩しを最小限にとどめることができました。それ以外のものにつきましては、12月、1月の除雪の費用に係る国庫補助金1,400万円、教育振興寄附金100万円、石綿対策に係る国の補正予算債1,160万円、笹賀地内宅地2筆の土地売り払い収入760万円等を計上いたしております。

歳出につきましては、増額補正の主なものにつきましては、県との人事交流に係る給与差額の負担金204万1,000円、出産育児一時金繰り出し金120万円、社会福祉施設利用負担等の扶助費59万5,000円、伊自良及び美山老人福祉センターの燃料費111万4,000円、農業集落排水事業繰り出し金252万8,000円となっております。

資料ナンバー45、議第46号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、既定の歳入歳出の総額に255万2,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を31億300万5,000円にするものでございます。内容につきましては、出産育児一時金の増額及び保健事業の増額を行うもので、歳入は出産一時金に一般会計繰入金、保健事業には国庫支出金、不足する財源につきましては繰越金をもって計上いたしております。

資料ナンバー46、議第47号 平成17年度山県市老人保健特別会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に5,098万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を31億4,264万7,000円とするものでございます。

歳入につきましては、平成16年度医療費精算により国県支出金の増額補正をするとともに、これに伴い歳出は一般会計繰り出し金として計上し、一般会計へ返還するものでございます。

資料ナンバー47、議第48号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から3,208万3,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を3億7,040万5,000円とするものでございます。内容につきましては、伊自良統合簡易水道工事の契約差金を減額するもので、これに伴う歳入につきましても減額をするものでございます。

資料ナンバー48、議第49号 平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に252万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を4億3,557万9,000円とするものでございます。歳出につきましては、業務確定による水道調査業務委託料を減額し、平成16年度決算確定に伴い、税務署へ納付すべき消費税の増額を行うもので、不足する財源は一般会計から繰入金を計上いたしております。

資料ナンバー49、議第50号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から1億5,510万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を11億9,941万7,000円とするものでございます。内容につきましては、事業費の確定による工事請負等の減額、それに伴い歳入も減額を行うもので、繰越明許につきましては、地元調整と豪雪のため年度内の工事の完了が見込めなくなったことにより、工事請負費と現場監理費を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、資料ナンバー50、議第51号 平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から4,620万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を18億3,061万1,000円とするものでございます。歳出につきましては、事業費確定に伴い減額補正を行うもので、これにあわせて歳入も減額補正をするものでございます。

次に、資料ナンバー61、議第62号 市営土地改良事業の計画変更につきましては、青波地区の基盤整備促進事業に係るものでございまして、契約差金等により事業費の減額になるとともに、施行終了年度が早まることになりましたので、土地改良法第96条の3第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

資料ナンバー62、議第63号 山県市過疎地域自立促進計画の変更につきましては、平成16年12月22日に議決をいただいた同計画の内容を変更するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、武儀川遊歩道、市道柿野線、馬場山戸線の追加をする一方、老人福祉センターの大規模修繕を削除するなどの内容となっております。

資料ナンバー63、議第64号 山県市青波福祉プラザ指定管理者の指定、資料ナンバー64、議第65号 山県市老人福祉センターの指定管理者の指定、資料ナンバー65、議第66号 山県市美山山村開発センターの指定管理者の指定につきましては、それぞれ施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、老人福祉センターにつきましては、3施設あるうち、伊自良老人福祉センターと美山老人福祉センターのみを対象といたしております。

青波福祉プラザにつきましては、供用が新しく始まる施設ということで、指定管理者の候補者選定に当たっては、インターネット等を通じて広く公募を実施いたしました。その結果、申し込みがあったのはどんぐり会だけでしたが、同団体の提案は設置趣旨に適合しており、施設効用の向上も期待され、庁内の指定管理者選定委員会におきまして面接を踏まえて慎重に審査した結果、指定管理者とすることが適当であるとの判

断に達したものでございます。

老人福祉センターと美山山村開発センターにつきましては、それぞれの団体へ既に管理委託ないしは実質的な管理をお願いしていることから、特定団体指定方式で募集して審査しましたが、いずれも指定管理者選定委員会におきまして指定管理者とすることが適当であるという判断に達しましたものでございます。

なお、指定期間につきましては、青波福祉プラザは初めての供用開始ということでもありますので平成18年度当初から3年間としており、その他の施設につきましては5年間といたしております。

資料ナンバー66、議第67号 山県市教育センター設置条例の一部を改正する条例でございますが、山県市教育センター設置条例（平成15年山県市条例第70号）の一部を改正するものでございまして、第2条中山県市大門91番地の1を山県市佐賀58番地の2に改めるものでございます。

以上をもちまして提出案件の説明を終わりましたが、よろしく御審議を賜り適切な御決定を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

議長（小森英明君） 市長の提案説明が終わりました。御苦労さまでした。

---

日程第69 発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

議長（小森英明君） 日程第69、発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者であります村橋安治君に提案理由の説明を求めます。

17番（村橋安治君） それでは、資料67の山県市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

提案説明といたしましては、本案は、本市の行政機構改革に伴い山県市部設置条例の一部を改正する条例が提出をされましたことに当たり、山県市議会委員会条例の一部を改正するものであります。改正内容は委員会の所轄事項に関するもので、総務委員会では総務部と企画部が統合し総務部になることから企画部を削除するものであります。そして、文教厚生委員会におきましては、市民部が市民環境部に改められることから名称を改正するものであります。

以上、自治法第112条及び山県市議会会議規則第14条の規定により提出をさせていただき、提案説明とさせていただきます。

以上でございます。

議長（小森英明君） 提出者、村橋安治君の提案説明が終わりました。

---

議長（小森英明君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

あす3日より12日までは、議案精読のため休会とします。

なお、13日は午前10時より会議を再開いたします。

本日は、これにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時23分散会

## 山県市議会定例会会議録

第2号 3月13日(月曜日)

議事日程 第2号 平成18年3月13日

日程第1 質 疑

- 報第2号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 議第3号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 議第4号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 議第5号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第6号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第7号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第9号 山県市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市情報公開条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について
- 議第13号 山県市国民保護協議会条例について
- 議第14号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第21号 山県市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第22号 山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第23号 山県市分担金徴収条例の全部を改正する条例について
- 議第24号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第25号 山県市土地開発基金条例の一部を改正する条例について
- 議第26号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第27号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第28号 山県市保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第29号 山県市美里会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第30号 山県市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例について
- 議第31号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第32号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第33号 山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第34号 山県市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第35号 山県市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第36号 山県市伊自良特産品開発事務所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第37号 山県市伊自良湖ステージの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第38号 山県市伊自良キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第39号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について



- 議第40号 山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第41号 山県市高圧ガス保安法関係手数料条例について
- 議第42号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第43号 美山町企業振興条例を廃止する条例について
- 議第44号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 議第45号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第10号）
- 議第46号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第47号 平成17年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 議第48号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第49号 平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第50号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第51号 平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第52号 平成18年度山県市一般会計予算
- 議第53号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第54号 平成18年度山県市老人保健特別会計予算
- 議第55号 平成18年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第56号 平成18年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第57号 平成18年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第58号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第59号 平成18年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第60号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計予算
- 議第61号 平成18年度山県市水道事業会計予算
- 議第62号 市営土地改良事業の計画変更について
- 議第63号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第64号 山県市青波福祉プラザ指定管理者の指定について
- 議第65号 山県市老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 議第66号 山県市美山山村開発センターの指定管理者の指定について
- 議第67号 山県市教育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

## 日程第2 委員会付託

- 議第3号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 議第4号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 議第5号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第6号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第7号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第9号 山県市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市情報公開条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について
- 議第13号 山県市国民保護協議会条例について
- 議第14号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第21号 山県市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第23号 山県市分担金徴収条例の全部を改正する条例について
- 議第24号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第25号 山県市土地開発基金条例の一部を改正する条例について
- 議第26号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例について

- 議第27号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第28号 山県市保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第29号 山県市美里会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第30号 山県市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例について
- 議第31号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第32号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第33号 山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第34号 山県市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第35号 山県市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第36号 山県市伊自良特産品開発事務所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第37号 山県市伊自良湖ステージの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第38号 山県市伊自良キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第39号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第40号 山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第41号 山県市高圧ガス保安法関係手数料条例について
- 議第42号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第43号 美山町企業振興条例を廃止する条例について

	議第44号	岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
	議第45号	平成17年度山県市一般会計補正予算(第10号)
	議第46号	平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
	議第47号	平成17年度山県市老人保健特別会計補正予算(第2号)
	議第48号	平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
	議第49号	平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
	議第50号	平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
	議第51号	平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第3号)
	議第52号	平成18年度山県市一般会計予算
	議第53号	平成18年度山県市国民健康保険特別会計予算
	議第54号	平成18年度山県市老人保健特別会計予算
	議第55号	平成18年度山県市介護保険特別会計予算
	議第56号	平成18年度山県市簡易水道事業特別会計予算
	議第57号	平成18年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
	議第58号	平成18年度山県市公共下水道事業特別会計予算
	議第59号	平成18年度山県市高富財産区特別会計予算
	議第60号	平成18年度山県市地域情報化事業特別会計予算
	議第61号	平成18年度山県市水道事業会計予算
	議第62号	市営土地改良事業の計画変更について
	議第63号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
	議第64号	山県市青波福祉プラザ指定管理者の指定について
	議第65号	山県市老人福祉センターの指定管理者の指定について
	議第66号	山県市美山山村開発センターの指定管理者の指定について
	議第67号	山県市教育センター設置条例の一部を改正する条例について
	発議第1号	山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第3	請願第1号	日本と同様の安全対策が実施されない限りアメリカ産牛肉の輸入再開をしないことを求める請願について
日程第4	質 疑	日本と同様の安全対策が実施されない限りアメリカ産牛肉の輸入再開をしないことを求める請願について
日程第5	委員会付託	日本と同様の安全対策が実施されない限りアメリカ産牛肉の輸入再開をしないことを求める請願について

---

本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

- 報第2号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 議第3号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 議第4号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 議第5号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第6号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第7号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第9号 山県市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市情報公開条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について
- 議第13号 山県市国民保護協議会条例について
- 議第14号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第21号 山県市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第23号 山県市分担金徴収条例の全部を改正する条例について

- 議第24号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第25号 山県市土地開発基金条例の一部を改正する条例について
- 議第26号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第27号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第28号 山県市保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第29号 山県市美里会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第30号 山県市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例について
- 議第31号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第32号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第33号 山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第34号 山県市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第35号 山県市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第36号 山県市伊自良特産品開発事務所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第37号 山県市伊自良湖ステージの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第38号 山県市伊自良キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第39号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第40号 山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第41号 山県市高圧ガス保安法関係手数料条例について

- 議第42号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第43号 美山町企業振興条例を廃止する条例について
- 議第44号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 議第45号 平成17年度山県市一般会計補正予算(第10号)
- 議第46号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議第47号 平成17年度山県市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 議第48号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第49号 平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第50号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第51号 平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第52号 平成18年度山県市一般会計予算
- 議第53号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第54号 平成18年度山県市老人保健特別会計予算
- 議第55号 平成18年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第56号 平成18年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第57号 平成18年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第58号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第59号 平成18年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第60号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計予算
- 議第61号 平成18年度山県市水道事業会計予算
- 議第62号 市営土地改良事業の計画変更について
- 議第63号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第64号 山県市青波福祉プラザ指定管理者の指定について
- 議第65号 山県市老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 議第66号 山県市美山山村開発センターの指定管理者の指定について
- 議第67号 山県市教育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第2 委員会付託

- 議第3号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 議第4号 山県市公平委員会委員の選任同意について

- 議第5号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第6号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第7号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第9号 山県市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市情報公開条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について
- 議第13号 山県市国民保護協議会条例について
- 議第14号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第21号 山県市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第23号 山県市分担金徴収条例の全部を改正する条例について
- 議第24号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第25号 山県市土地開発基金条例の一部を改正する条例について
- 議第26号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第27号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について



- 議第28号 山県市保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第29号 山県市美里会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第30号 山県市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例について
- 議第31号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第32号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第33号 山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第34号 山県市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第35号 山県市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第36号 山県市伊自良特産品開発事務所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第37号 山県市伊自良湖ステージの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第38号 山県市伊自良キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第39号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第40号 山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第41号 山県市高圧ガス保安法関係手数料条例について
- 議第42号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第43号 美山町企業振興条例を廃止する条例について
- 議第44号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約について
- 議第45号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第10号）

	議第46号	平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
	議第47号	平成17年度山県市老人保健特別会計補正予算(第2号)
	議第48号	平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
	議第49号	平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
	議第50号	平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
	議第51号	平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第3号)
	議第52号	平成18年度山県市一般会計予算
	議第53号	平成18年度山県市国民健康保険特別会計予算
	議第54号	平成18年度山県市老人保健特別会計予算
	議第55号	平成18年度山県市介護保険特別会計予算
	議第56号	平成18年度山県市簡易水道事業特別会計予算
	議第57号	平成18年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
	議第58号	平成18年度山県市公共下水道事業特別会計予算
	議第59号	平成18年度山県市高富財産区特別会計予算
	議第60号	平成18年度山県市地域情報化事業特別会計予算
	議第61号	平成18年度山県市水道事業会計予算
	議第62号	市営土地改良事業の計画変更について
	議第63号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
	議第64号	山県市青波福祉プラザ指定管理者の指定について
	議第65号	山県市老人福祉センターの指定管理者の指定について
	議第66号	山県市美山山村開発センターの指定管理者の指定について
	議第67号	山県市教育センター設置条例の一部を改正する条例について
	発議第1号	山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第3	請願第1号	日本と同様の安全対策が実施されない限りアメリカ産牛肉の輸入再開をしないことを求める請願について
日程第4	質 疑	日本と同様の安全対策が実施されない限りアメリカ産牛肉の輸入再開をしないことを求める請願について
日程第5	委員会付託	日本と同様の安全対策が実施されない限りアメリカ産牛肉の輸入再開をしないことを求める請願について
追加日程第1	議第68号	山県市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について
追加日程第2	質 疑	

議第68号 山県市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について

追加日程第3 委員会付託

議第68号 山県市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について

---

出席議員（22名）

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利弘君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
教育長	小林囀之君	総務部長	垣ヶ原正仁君
企画部長	船戸時夫君	市民部長	長屋義明君
保健福祉部長	土井誠司君	産業経済部長	松影康司君
基盤整備部長	長野昌秋君	水道部長	梅田修一君
消防長	高橋信夫君	教育次長	室戸弘全君
総務部次長兼企画部次長	和田真吾君		

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 林 宏 優 書記 棚 橋 和 良  
書記 堀 達 也

---

午前10時00分開議

議長（小森英明君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 質疑

議長（小森英明君） 日程第1、質疑。

質疑は、2日に議題となりました報第2号 損害賠償の額を定めることについての専決処分についてから発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例についてまでの67議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番 影山春男君。

9番（影山春男君） それでは、教育次長にお伺いをします。

平成18年度山県市当初予算の概要の25ページですが、194の整備費2億円について、この膨大な金額であります。このグラウンド整備というのは、拡張及びどのような規模であるのか、御説明を求めます。

議長（小森英明君） 室戸教育次長。

教育次長（室戸弘全君） 影山議員の御質問にお答え申し上げます。

今年度、18年度総合グラウンドの整備ということで計画させていただきました部分につきましては、従来から、野球の関係で申し上げますと、いわゆるライト側が距離が短いということもございまして、今回高富中学校の1期工事が完成したということで、18年度におきまして、いわゆるライト側を14メートルほど拡張させていただく。結果、野球面でいいますと、ライト線側が90メートル、センター方向が120メートルという面積が確保できるというふうに思っております。

また、そうした拡張工事をすることになりますと、その関係で、現在、照明灯の、大きな照明灯ですが、2機が移設の必要がございます。それらにかんがみまして、1塁側、3塁側に、1列約30人程度の観覧席と申しますか、見学の方が座れるベンチ方式を考えております。それぞれ3列ほど確保できるのではないかと考えておりますが、それから、バックネット並びにベンチ部の一部補修。

それから、東側に、山の手側ですが、現在3面のテニスコートがございます。これは、建設以来頻繁に使っていただきまして、現在コート面を見ますと、大分でこぼこがあるということで、あわせてこのテニスコートの改修を行いたいということでございます。

現在3面ございます。それから、高中側の2面につきましても改修をするということで、合計5面の整備を行っていきたいということを思っております。

それから、テニスコートの管理棟の新設並びに周りの休憩所の整備、それからバスケットコートの半面設置、テニス練習用の壁打ちを設置するというようなことで、主な工事の内容としてはそういったところを考えております。

以上でございます。

議長（小森英明君） 影山春男君。

9番（影山春男君） 今、ちょっと詳しく御説明いただきましたが、京ヶ洞の総合グラウンドの内野側と外野ライト側ですけども、水が非常にたまってあれするけど、その整備は入っておるんですか、いないんですか。

議長（小森英明君） 室戸教育次長。

教育次長（室戸弘全君） かねてより1塁側のベンチの前の排水が悪いということもお聞きしておりますので、そういった排水の点。それから、議員御承知のように、山手から大きな水路が西に向かってあります。この拡張工事をさせていただきますと、その水路そのものも移設といいますが、現在の水路の位置から南側へその分移設をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小森英明君） 影山春男君。

9番（影山春男君） 総合グラウンドについてよくわかりましたので、次、もう一問、同じく当初予算の概要の124ページ、教育費の165というところです。

高富中学校のグラウンド整備に1億3,650万と。現在のグラウンドをそれはどのように整備されるのか。それと、プール工事費2億3,100万。この規模、将来、もし大人でも使用できるような大きなものができるのか、何メートルの何コースか、その辺ちょっと詳しくお願いします。

議長（小森英明君） 室戸教育次長。

教育次長（室戸弘全君） 高富中学校の整備につきましては、グラウンド整備におきまして、先ほど、総合運動場との関連で14メートルほどセットバックになるわけですが、現在のグラウンドにつきましては、400メートルのトラックを確保して、そのうち、一部直線コース、それからカーブの部分ですが、全天候型の練習場にも使えるということで、一部は全天候型の舗装といいますが、仕様にしたいと考えております。

それから、プールにつきましては、25メートルの6コースを考えております。

それから、この工事費の中につきましては、ちょうど西側にプール建設を予定いたし

ておりまして、その手前の市道を横断するという事で、連絡橋の工事も含めております。

それから、その他経費として113万4,000円上げておりますが、これらにつきましては、確認申請と水道の加入料を見込んでおります。

以上でございます。

議長（小森英明君） 影山春男君。

9番（影山春男君） よくわかりましたので、これで終わります。

議長（小森英明君） 御苦労さまでした。

以上で、影山春男君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番 横山哲夫君。

3番（横山哲夫君） お許しをいただきましたので、2問、議第52号 平成18年度一般会計の予算書51ページ。統合型GISの利用料について、まず、企画部長、総務部長と書いてありますが、企画部長にお尋ねをいたします。

全庁型GISを実施するための基礎になるデジタル地図を県が作成しておると思うんですが、その使用料かと思うんですけど、その内容を素人にわかりやすくお答え願えたらと思います。

それから、今後につきましても、毎年これくらいの利用料で済んでいくのか。それと、山県市の全庁型GISの種類、どんなものを載せていくのか。そこら辺の進捗状況もお聞かせいただけたらありがたいと思います。お願いいたします。

議長（小森英明君） 船戸企画部長。

企画部長（船戸時夫君） それでは、横山議員の、統合型GISの利用料等に関しまして御答弁させていただきます。

議員も御発言の中でありました、御承知いただいておりますが、本年4月から岐阜県域の統合型GIS、GISといいますのは地理情報システムでございますが、これが利用可能になりまして、これは当然県の方が作成しまして、この4月から、岐阜県及び県内市町村、4月以降42市町村になろうかと思いますが、県及び42市町村で共同利用するわけでございまして、それで地図更新費用等の軽減を図っていくということと、また、業務の効率化及び住民サービスの向上を図っていくという目的で、使用料65万6,250円を、この業務を行っています財団法人岐阜県建設研究センターの方へ利用料として支払うわけでございます。

総額では、約6,900万ほどの費用がかかるわけでございますが、その2分の1を県が負担いたしまして、残りの2分の1を42の市町村で負担するというものでございまして、

それぞれ面積割、人口割等によりまして算定されておりまして、山県市におきましては、先ほども述べましたとおり、65万6,250円の使用料をお支払いするといったものでございます。

この岐阜県域統合型GISでございますが、インターネットを見ていただきまして、岐阜県ふるさと地理情報センターというところを検索していただきますと、そこに「ふるさとマップぎふ」というのが掲げられます。これを見ていただきますと、これから公共施設の位置やら衛星写真をごらんいただけるわけでございます。

今後としまして、当然本市としましてもこの地理情報システムを活用していくということから、現在、水道管の配設工事をやっておりますし、また下水も、農業集落排水または公共下水も行っておりますので、これらの配管図等もこのGISの中に載せてまいりたいと思っておりますし、そのほか、カーブミラー、防犯灯の位置といったものも取り組んでいきたいなということを思っております。

また、今年度予算計上させていただいておりますハザードマップ、洪水ハザードマップでございますが、このようなものも、このシステムの中へ入れていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（小森英明君） 横山哲夫君。

3番（横山哲夫君） ありがとうございます。よくわかりましたので、次の質問に移らせていただきます。

同じく予算書の97ページの老人健康保健の委託料というところで、説明欄の下の方に委託料というのが幾つか載っております。

17年度予算と比べてみますと、相当少なく、ややもすると半分ぐらいのやつもあるんですが、この辺の大幅な減額の理由をお聞かせ願ひたいと思ひます。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 横山議員の御質問にお答えいたします。

老人保健事業費の関係につきましては、対象が40歳以上の市民の方でございます。もちろん、老人保健法に基づいて各種検診を行っております。対前年の減額の理由につきましては、17年度に関しましては非常に受診率が低いということもございまして、総合的に、18年度予算におきましては、予算的にこのような予算になった経緯でございます。

以上でございます。

議長（小森英明君） 横山哲夫君。

3番（横山哲夫君） 今、受診率が低いからそれに合わせたというようなお答えでしたけども、第一次山県市総合計画の施策の展開というところで、成人・老人保健の推進と



いう項目の中に、そういう検診の内容を充実するとか、周知して受診勧奨に努めるというようなことも掲げてあります。受診が下がったからといって、いきなり半分に下げるのはどうかと思いますが、今後、そういう受診勧奨、また広報を通じているんなことが考えられると思いますが、その辺の今後の対応をお聞かせ願いたいと思います。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 横山議員の再質問にお答えいたします。

今、議員がおっしゃいますように、各種検診におきましては、内容の充実はさることながら、いろいろ子どもの方も市民の健康のために努力するのはもっともなことでございます。

ちなみに受診率に関しましては、非常に男性の受診率が低いというのも一因でございますし、また、金額的に対前年非常に落ち込んでおるとい理由は、1つには、国民健康保険の方の事業にその老人保健の方の事業を取り入れた件もございます。

そういうこともございまして、総合的に、とにもかくにも市民の健康を願う上では、いろいろな手法を講じて、なお一層頑張ってもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（小森英明君） 横山哲夫君。

3番（横山哲夫君） 今、部長から前向きなお答えをいただきまして、今後とも、早期発見、早期治療ということで、大きな病気になってからでは医療費も大変かかってくると思います。早く見つけて早く治せば医療費も少なくて済むと思いますので、そこら辺も今後とも御努力をお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（小森英明君） 以上で、横山哲夫君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位3番 藤根圓六君。

16番（藤根圓六君） それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、発言通告書に基づいて3点質問をさせていただきますので、お願いします。

最初に、議第9号 山県市部設置条例の一部改正する条例についてお尋ねします。

1点は、組織機構改革ということについて、一応羅列はしてありますけれども、一応ちょっと総務部長の説明をお願いしたいと思います。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） この件につきましては、最終的な目標としまして、行政組織のスリム化ということが最終目標でございまして、それに至る間にやれるものからやっていくという考え方でございます。

それで、組織改革についてということで、別添資料をお渡しいたしましたので、非常

にその中で細かくうたっておりますので、一々私がここでさらに説明ということも何でございませうけども、大きなことといえば部の統廃合及び名称変更で、企画部を廃止し総務課に統合する、市民部を市民環境部に名称変更するということございまして、課等の統廃合及び名称変更は、情報政策課を廃止して総務課に統合、農山村整備課を廃止して農林課に統合、教育総務課を廃止して学校教育課に統合する、秘書課を秘書広報課に、農林水産課を農林課に名称変更する、税務課を総務部から市民環境部へ移管して、徴収対策室を税務課に設置するということでございます。7部、20課、2室、5出先、1事務局、1委員会、4課を、6部、18課、3室、5出先、1事務局、1委員会、3課にするというものでございます。特に支所機能なんかのこともいろいろ意見があるわけでございますが、現在のところ、諸証明の発行が一番大きな業務になっておりますけれども、課長級の支所長を配置してございますので、その地域における特別な課題がありましたら、例えば、伊自良畜産環境保全対策、美山におきましては、北部地域活性化対策というような特命事項も支所長に持ってもらおうというようなことも今回新しい試みでございます。

以上でございます。

議長（小森英明君） 藤根圓六君。

16番（藤根圓六君） 特に、議案の中には明確な書き方をしていないですけども、ただいま総務部長が言われましたように、特に支所機能、やはり市民ニーズを踏まえたときに、特に支所とか出張所というのは、高齢者、弱者が特に足を運ぶところだと思っておりますが、そこで、やはりそこへ行ったことによってすべてが終わるような行政サービスというのが大切かと思うわけです。ですから、特に我々老人の関係でもそうですけれども、いろんな届け出処理等も、わざわざ本所まで来ななんてことで、非常に北部地域のそういう老人クラブ等の役員の皆さんは、そのことによって老人クラブがなくなる、やりたくないとかいろんな話になっていきますので、せっかく支所があるわけですから、支所の職員に対しては、そういったことに関してもやはり対応できるような、そういう資質といいますか、職員の能力開発といいますか、そういったことをお願いしたいということをつけ加えて要望しておきます。

そして2点目は、議第52号の平成18年度山県市予算書資料番号51から60の、ページ54の総務費の中の自主運行バスについて、第1点は、ハーバスの利用が費用として3,189万7,000円とありますけれども、現在の利用状況。そして第2点としては、平成19年度に平井坂トンネルが開通したその暁には、今も北部の地域の皆さんから、やはりハーバスを、要するに市内巡行バスとして考えられないかというような話も出ているわけですね。

ど、特に美山地区に関しては、別に自主運行バスがあるわけなんですけども、その辺の点を踏まえて、2点企画部長にお尋ねします。

議長（小森英明君） 船戸企画部長。

企画部長（船戸時夫君） それでは、藤根議員の、自主運行バスのまずハーバスの関係でございますが、ハーバスにつきましては、御承知のとおり大桑線と伊自良線の2路線を運行させていただいております。

利用状況につきましてですが、年2回乗降調査を行っております。平成17年の7月と本年の1月の2回にわたりまして、それぞれ1週間の乗降調査を行っておるわけですが、大桑線につきましては、1本当たり4人の乗車ということで、これは7月もこの1月もほぼ変わらないわけですが、伊自良線につきましては、7月の調査の段階では1本当たり4.5人、1月の調査時点では5.7人ということで、伊自良線につきましては25%の増ということでございます。

そのようなことで、乗車率は少ないわけですが、市民の皆様の手というところで、今後も運営をしていきたいと思っております。

また2点目の、平成19年度に主要地方道岐阜美山線の平井坂トンネルが開通見込みということで、今後、美山北部への乗り入れといいますか、市内循環バスの件でございますが、256、418、岐阜美山、関本巣ということで、山県市内が巡回できますので、市内巡回バスも検討する必要があるかと思っておりますが、なお、自主運行バスに関しましては、自主運行バス懇話会という会がございまして、そちらへ運行等につきましては市長が諮問するという事になっておりますので、その暁には、また自主運行バス懇話会の方へ市長が諮問いたしまして、その答申に基づいてまた検討させていただくということで、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（小森英明君） 藤根圓六君。

16番（藤根圓六君） このハーバス、市内巡回バスというのは、確かに採算ベースということで、対投資効果というのは低いと思われかもしれませんが、いずれにしても、弱者救済という意味からも、今後、今の美山地区の循環バスという形の件については、前向きに御検討をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

第3点目、議第52号の資料51から60の、ページ73なんですけども、いきいき高齢者推進事業の助成についてお尋ねします。

1点目は、推進券の現在の主な使い道と、そして2点目として、もう少し利用範囲を広げてもらいたいというような考え方も今希望者から来ているものですから、その辺の

ことについて、保健福祉部長の所見を伺いたいと思います。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 藤根議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のいきいき推進券に関しましては、17年度でございますが、現在、最終の締め切りで使用率の方を換算しておりますが、どうも私先週確認しましたところ、17年度の推進券の使用率は、対象者2,631名でございますが、90%ほどになるのではなかろうかというようなことでございます。

3月15日が最終の締め切りですから、それ以降になれば最終的な使用率が出てくると思いますが、また御指摘のように、利用に関しましては、推進券の利用の範囲に関しましては、1番が理容で40%、次が美容関係で30%、3番目がバスの回数券、ハーバスとか自主運行バスの回数券で15%、それに続きまして、温泉、タクシー、はりきゅうというような順位でございます。

使用率がおおむね90%ということでございますから、もともとこのいきいき推進券事業に関しましては、高齢者の方がこの事業を通じて、より一層自分の体、健康また生活面での充実を味わってもらおうと、そういう目的でございますから、前からいろいろところで御指摘を受けましたように、もっと推進券を利用する特定事業者、そういうものの拡大を現在お願いしているところでございます。

ちなみに、以前から要望がございますように、農機具の使用ができるところ、また温泉に関しましては、板取温泉等でも使用できるようにいろいろ現在調整中でございます。方向的にはいい方向になるうかと思っておりますが、確定しましたら、また御報告の方をさせていただこうと思っております。

以上でございます。

議長（小森英明君） 藤根圓六君。

16番（藤根圓六君） ただいま福祉部長からの答弁にありましたように、特に北部地域、健康老人の、農業をやっている皆さんは、コメリで使えると非常に便利やという話をたびたび開かされておりますので、ひとつそういう利用範囲を積極展開を図っていただきたいと思っております。

以上をもって私の質疑を終わります。ありがとうございました。

議長（小森英明君） 以上で、藤根圓六君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位4番 横山善道君。

12番（横山善道君） 発言通告に従いまして、2件質疑をしたいと思います。

1点は、議第67号 教育センターの位置の変更についてということで、助役さんにお

伺いたいですけど、この変更については、理由といたしますか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思うんですけど。

議長（小森英明君） 嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） お答えします。

教育センターにつきましては、教育長の方からお答えしますので、よろしく申し上げます。

議長（小森英明君） 小林教育長。

教育長（小林囿之君） それでは、市の教育センターの位置の変更について、変更理由ということでございますが、平成15年に合併以来、教育委員会の附属機関としてこの教育センターを設置させていただきました。

主な機能は、研究、研修、それから情報収集・発信、さらには教育相談ということで、これらの機能を有する機関として設置したわけでございます。スタッフとしましては、非常勤特別職であります教育センター次長が1名、それと一般職員の2名で今やっております、そこへ教育委員会事務局の本課の方から、兼職の形で3、4名実はスタッフとして兼務しておると、こういう実態がございます。

したがって、今回この4月から、教育委員会の事務局がこの市役所本庁舎の方へ移設すると、事務所をそちらへ移すということに伴いまして、今言いました兼職職員が何人かいるというような理由も踏まえまして、なるべく近いところというようなことで、今回、高富中央公民館の方へ教育センターの事務所を移させていただきたいということでございます。

以上でございます。

議長（小森英明君） 横山善道君。

12番（横山善道君） 今の関連の中で、教育委員会の方もこの本庁に移るということでございますけど、この教育委員会の方の跡地の利用計画については、ここの予定といたしますか、そこら辺をちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

議長（小森英明君） 嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） お答えします。

今回、市庁部局の連携強化ということと市民の利便性を図るため、教育委員会事務局を本庁の3階へ移動したいという考え方でございます。

議員の御質問は、その後のスペースはどのような御質問かと思いますが、議員御案内のとおり、あそこはかなり広いスペースになるわけでございますが、総合計画にございますように、今後、放課後児童対策の強化というような部分がございます、

その中身は現在どうなっておるかとお申し上げますと、大桑小学校の児童みちくさクラブの平常時の子供さん、いわゆるいらっしゃる方が14人おられます、これは昨年の12月現在でございますが。現在そのみちくさクラブを、伊自良の中央公民館のある一室を利用しながら、そこで事業を展開しているわけでございますが、その部屋は大変手狭になっておりまして、もう少し広い方がいいというような御意見もございます。また、夏休みになりますと、予定としまして、17年ぐらいになるだろうというような計算をしております、教育委員会が移動した後、そこを児童みちくさクラブの施設にしたいというふうに考えております。

教育委員会は、ことしの4月1日と2日に移動しようというふうに考えております。その後、早急に内装工事を進めまして、地域の皆様と相談しながらよりよい内装工事を進めて、そこで児童クラブを展開していくというつもりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（小森英明君） 横山善道君。

12番（横山善道君） 今、状況につきましてはわかりましたけど、もう一点、教育委員会が本庁に行く中で、教育長にちょっとお尋ねするんですけども、文化課があると思うんですけど、この文化課につきましては、特に、花咲きホール、古田紹欽館等あります。今現在の位置にあることによって非常に便利ではなからうかと思うんですけど、そんな声もちらほらお聞きするわけですけど、そこら辺の対応については特に何か考えてみえるのかどうか、ちょっとその辺をお聞かせ願いたいと思います。

議長（小森英明君） 小林教育長。

教育長（小林圀之君） 今現在事務所を構えておりますところの後をどうしていくかということは、今助役から説明がありましたが、今横山議員御指摘のように、文化の里があそこにあるからということでしたが、それも含めまして、あの支所の東になるんですか、公文書館が実はあるんですが、あそこの1室も文化課の中の文化財担当者があそこで作業をするという1室実は使っているわけでありまして、そういうことを考えまして、今ちょっと支所部局の方へ打診というか依頼をしていますことは、文化課の分室というようなことになってきますと、条例上の問題もいろいろ出てきますので何ですが、何か文化課の本課のここの職員があちらへ行って、今の文化財センターの方、そしてまた文化の里等との連絡協議あるいは作業等ができるような、ちょっと一室を残しておいていただけんかというような、今一応要望を出している段階でございます、これも4月以降、あそこの支所の方のその後をどう使うかについては検討してまいりたいということでございますので、そういう中で、教育委員会の方からの要望として、支所部局の

方へ要望を出していきたいなど、こんなようなことを今考えているわけでございます。

議長（小森英明君） 横山善道君。

12番（横山善道君） 花咲きホールができて、ちょうどこれから文化というもの、皆さんに周知徹底といいますか、それから広げていくという大事な拠点にもなりますので、そういう点において支障が出ないように、そこら辺のところをひとつ、連携といいますか、その辺のところをよろしくお願ひしたいと思います。

では、2点目の質疑をお伺ひしたいと思います。

畜産環境につきまして、これは議第52号の18年度の予算についてお伺ひしたいわけにありますけど、今年度も、新しい予算の方も、新規の策定業務委託というようなことも出ておりますけれども、17年度の結果と、それに対しての今年度の方針というようなことにつきまして、産業経済部長にひとつその点をお聞かせ願ひたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（小森英明君） 松影産業経済部長。

産業経済部長（松影康司君） 横山議員の御質問にお答えします。

平成17年の対策事業につきましては、畜産環境衛生補助事業と畜産悪臭改善調査委託業務、それから畜産公害調査委託業務の3つを行いました。

まず1点目の、ハエ対策につきましては、薬品業者と畜産業者の連携によりまして、計画的な薬剤を実施してもらうことを目的に、1年間の薬剤散布の計画書を出していただきまして、計画書に従いまして実施した農家に対して、50万円を限度とし、薬剤購入の2分の1を助成する畜産環境衛生補助事業を実施しました。それにつきましては、ほぼ全員の農家の方から補助申請をいただきまして行ってきました。引き続きまして、18年度につきましてもこの事業を行っていきたいと考えております。

2点目につきましては、悪臭改善調査委託業務を委託ということで17年度に行いまして、17年度につきましては、養鶏業者、畜産、それから酪農の業者から1農家を選出しまして、5月、8月、11月の堆肥舎などの悪臭の発生する場所において、消臭剤散布による消臭効果の試験を行いました。その結果、議員も先般見ていただきましたように、10分から15分程度で消臭があらわれたということになりまして、18年度につきましては、悪臭改善機器補助金制度を設けまして、農家の方に対しまして畜舎の消毒機器の設置をお願いしまして、それに伴う補助制度としまして2分の1を助成し、悪臭改善機器の設置の推進を考えていきます。

3点目につきましては、先ほど申しましたように、畜産公害調査委託業務を17年度に行いまして、畜産環境保全に向けてどのような方策を講じていくべきか、方向性を見出

していく手がかりということを目的に、畜舎、それから堆肥舎の位置及び構造、周辺住宅の状況、四季を通じての風向き、気温の変化、悪臭、八工の発生に伴う問題点などの抽出、畜産農家及び伊自良地域に対する住民意向調査、または先進事例の分析を行いました。

調査の結果から、6月から7月にかけての温度の高い梅雨期には、地形が盆地であることから風通しが悪く、臭気が移動しない状態があるため、臭気がこもってしまう状況の悪い地形であることがわかりました。

また、畜産農家40戸中36戸の協力を得、アンケート調査を行いました。それから、伊自良地域843世帯中445世帯、回収率52%のアンケートを行いまして、畜産農家や地域住民の中で大きな違いを生じたことは、耕地を利用した堆肥に対する認識、畜産農家が農地への還元と思っていることは、住民からは、野積み、不法投棄としか見られないことで、ふん尿処理方法や堆肥の品質に問題があることがわかりました。畜産問題が大きく取り上げられる伊自良地域については、畜産の密度、地形状況から、悪臭、八工に向けた即効性につながる方向性はないということで、畜産農家にとっても、経営の安定と充実を図るために、畜産団地、共同のふん尿処理施設についても考えていく必要があるということがわかりました。

18年度につきましては、畜産公害調査委託業務を計上しまして、畜産農家での畜産改善に対する温度差に対する問題点とか、畜産改善の改善についての畜産農家とのワークショップの開催とか、畜産改善施設の対象量の把握によって、施設の規模、事業費の検討を行い、畜産改善施設建設の実現に向けていく畜産改善基礎資料を作成してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（小森英明君） 横山善道君。

12番（横山善道君） 今いろいろと、るる17年度の結果と18年度の方向性というのをお聞きしたわけでありまして、いろいろと調査もしていただきまして、今、住民、それと畜産業者との格差があるというようなこともお聞きしたわけでありまして。できるだけこういう問題につきまして、一般の市民の方にも、こういう状況であり、今こういうことをしてあるよというような、この辺のところをひとつもう少し、PRという言い方はどうかわかりませんが、我々はお聞きしますと話はするんですけど、そこら辺がなかなか目に見えてきていないと、何をやっておるんだというようなことで責任を問われるということがあられるわけでありまして。今部長が言われたようなことがあり、一つ一つその改善に向け、また実際にこういうものになっていくんですよということが見えてくることによって、住民もやはりそういうものに期待をしていくということではないかと



思うんです。

そういう点につきましても、PRとかそういうような部分について、ちょっと何かお考えがあればお聞かせ願いたいと思うんですけど。

議長（小森英明君） 松影産業経済部長。

産業経済部長（松影康司君） 横山議員の再質問にお答えします。

その点につきましては、自治会長会議とか地域住民の方のワークショップ等も今回考えておりますので、その点の中でPRしていきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（小森英明君） 横山善道君。

12番（横山善道君） 今、自治会とかワークショップの中というようなことがありましたけど、そういうものも必要だと思いますし、また、いろいろ状況をお伺いしておりますと、いろいろ会議等に出てくる畜産農家の方も結構片寄りがあるというようなことで、逆に言えば、参加してみるところは積極的にそういう方向性を考えてというようなことでありますけど、一部はまだ、どちらかというところ余り積極性がないというようなこともお聞きするわけでありまして、そこら辺、格差があって非常に難しいところがあると思うんですけど、できるだけ行政の方でそこら辺の強い指導といいますか、そういうことも発揮されて、こういうものがやはり着実に一つ一つ進んでいくというようなことをひとつお願いしまして、この質疑にしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（小森英明君） 以上で、横山善道君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位5番 村橋安治君。

17番（村橋安治君） 許可をいただきましたので、通告いたしておりました5点につきまして質疑をさせていただきたいと思っております。

まず1点の、高齢者等住宅屋根雪おろしの助成ということで予算が30万ほど見てあるわけですが、これは私自身、自分に想像しますと、独居老人とか高齢者の対応でございますが、どの範囲のどういう対象をということで、この5,000円の60軒の予算を組まれたこの根拠、内容の説明を保健福祉部長にお願いをしたいと思います。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 村橋議員の御質問にお答えいたします。

今回の高齢者等屋根住宅雪おろし助成に関しましての基本的な根拠と対象の範囲でございますが、基本的に、現在、実施要項がほぼ詳細まで完成しておりまして、最後の詰めをやっている段階でございます。

まず、対象の範囲でございますが、市内に居住します75歳以上の独居及び高齢者のみ

の世帯が対象でございます。そのほか、身体障害者の1級、2級及び3級の世帯でございます。ただし、その世帯におきましては、18歳から65歳未満の男性の方が同居する家庭は除かせていただくというような考えでございますし、そのほか、母子家庭及び寡婦家庭でございます。それに関しましても、家庭が母子及び寡婦家庭と限定されますから、その辺のところは、その世帯にありますし、そのほかにしますと、市長が特に認めた場合というような範囲でございます。

以上でございます。

議長（小森英明君） 村橋安治君。

17番（村橋安治君） 大体わかりましたけれども、高齢者夫婦の中で、例えば息子さんたちとか若い方たちが遠くにおって、また、例えば近くであっても岐阜に見えたと思います。そういう場合に、そういう方は見えるから、そういう方にやってもらうんだという考えなのか、それとも、75歳以上であれば、そういう方が近くに見えても、息子さん、若夫婦が見えても、75歳以上であればやっていただけるとのことなのか、そこら辺はどのようでしょうか。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 村橋議員の再質問にお答えいたします。

今議員がおっしゃいました、山県市内、また周辺に家族の方が同居をされている場合がございますが、私ども、雪おろし助成の実施要項及び申請書の中で、その中に自治会長さんのいろいろな意見をいただくと、そういう項目も考えておりますものですから、基本的には、自治会長さんにちょっとそこで一言項目をいただきまして、その申請の方の審査に入りたいと思っております。

そして、雪だけではございませんが、自治会が中心、地域が中心になりましていろいろ助け合いながら、いろいろな災害に対応していきたいと、そのような見解でございますから、どうかよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（小森英明君） 村橋安治君。

17番（村橋安治君） それでは、予算の概要を見ますと5,000円の60軒と書いてございますが、これは、今御説明がありました独居老人とか高齢者、そしてまた身障者の方々、そういう方を調査された結果、60軒ぐらいが現在対象で、そして、この5,000円の助成というのは、どういうふうな形で助成をされるのか。助成ですから、例えば半日とか1日とか、そういうことは関係なしに5,000円を助成金として出されるのか、そこら辺だけ再度お願いしたいと思います。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 村橋議員の再々質問にお答えいたします。

まず最初に、この助成事業は積雪50センチ以上ということでございます。50センチ以上の場合に対象になると。そして、各種、障害者の方、また独居高齢者の方の人数でございますが、山口市の方の人数は、私の方、すべて把握をしておりますが、年齢が75歳という後期高齢者が対象ですものですから、多少人数的には確定する部分がございますが、基本的には、60軒の対応の枠では、その障害者の数からいきますと非常に不足する数でございますが、先ほど申しました地域の積雪量及び自治会長さんの意見、そして周辺のそういう状況に応じて、何とか18年度から新しい事業でこのようなものを進めたいと思っております。

5,000円の助成につきましては、基本的に除雪、屋根の雪おろしをしてもらいましたら、申請書がございますから、それにて私の方で確認をさせてもらうわけでございますが、1回やっていただければ5,000円ですが、請求額が5,000円に満たない場合は、その請求額の範囲内ということでございます。そして、まだ非常に18年から新しく始める事業でございますが、1シーズン1回のみのお一人といいたいでしょうか、1つの世帯1回のみのお利用の範囲でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（小森英明君） 村橋安治君。

17番（村橋安治君） どうもありがとうございました。

そしたら、次の、子育て短期支援事業についてお伺いします。保健福祉部長にお願いします。

委託料44万9,000円の実施内容でございますが、先ほども横山議員の方から質疑がありまして、ちょっと関連がございましたが、どの団体に委託をされるのか。

また、私はこれは、教育委員会が本所へ移転されると、現在の伊自良支所が空いてまいります。そういうことで、そちらに児童みちくさクラブ事業の子育て短期支援事業として計画がされているんだというふうに解釈いたしまして、委託料が44万9,000円見られておりますけど、先ほどの助役の回答の中に、横山議員の質疑の回答の中に、改修するようなことも言われたんですが、改修費は予算には計上されていないと思っておりますが、どのようにされていくのか、その点をお伺いしたいと思います。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 村橋議員の御質問にお答えいたします。

まず、最初に御質問の、子育て短期支援事業の44万9,000円に関しましては、私どもは、

子育て短期支援事業という事業で、現在、児童養護施設の若松学園におきまして、家庭の事情、また経済的な事情で子供さんをショートステイ、短期でお預かりすると、そういう事業で11万3,400円ほど内訳として見ております。また、夜間養護事業と申しまして、これも同じでございますけど、夜間も通じてお預かりをします。もちろん食事の提供もしながら、そういう生活指導、そういうものを行うと。この事業で6万4,800円ほど枠を見ておりますし、もう一つが、預かる場合、夜間の場合ですと6カ月間最大預かるというのも予定をしておりますから、これで27万ほど見ております。この総計で44万9000円ほどでございます。

今議員おっしゃいました子育て短期支援事業は、今回の教育委員会の本庁復帰の伊自良支所の関係とはちょっと違いますが、伊自良支所におきましても、議員おっしゃいますように、伊自良地区の子育て支援、そういうものを計画しております。17年度、予算の対応はございませんが、私どもの予定をしております伊自良支所の跡地利用に関しましては、議員おっしゃいますように、児童の方の、どういう表現をするのが一番適切かわかりませんが、現在、児童館、ミニ児童館、移動児童館のようなそういう事業を伊自良支所の方に18年度から実施したいと思っております。

例えば、高富児童館と子どもげんきはうすの職員の方が、週1回程度、午前中、伊自良支所の方へ赴きまして、そこでいろいろな事業を行って、地域のお子さんを伊自良支所の方に来ていただくと。そういうのをちょっと18年度、3カ月後ぐらいですから7月ごろから、週1回、午前中だけずっと地域でそういう事業を展開していきたいと。その状況を見ながら、翌年度はもっと拡大をすとか、地域の状況をもっと調査いたしまして、総合的に施設の方でいろいろ対応してまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

議長（小森英明君） 村橋安治君。

17番（村橋安治君） そうしますと、今、中央公民館の方で行われております児童のみちくさクラブの事業でございますが、それと一緒にということでは全くないということでございますね。

そうすると、今回答いただきましたように、7月ごろから週に1回ということですが、まるきり本当に今予算が見てないということですが、本所へ教育委員会が移転をする、そうすると、あの状態で利用するというのはちょっと理解がしにくいんですが、もう一度その点をちょっとお伺いしたいですが。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 村橋議員の再質問にお答えいたします。

伊自良支所の利用形態でございますが、議員おっしゃいますように、本当にカウンターがございまして、隣に支所機能で、支所がございしますものですから、子供さんの声とかいろいろなものを現地の方でいろいろ今調査をしておりますけど、間仕切りのなものが1つは必要かなというふうに現場サイドは思っておりますが、役所の持っておりますいろんな備品の中で、そういうものは簡易で対応してはどうかというようなことを現在やっております、教育委員会さんの方が本庁移転するところになりますと、もうちょっと後にですけど、現地の方のいろんな危険箇所とか、そういうところを実際、コンベックスを用いましていろいろ調査をして対応したいと思っておりますし、7月からの1週間、週1回ですが、基本的に午前中を予定しておりますものですから、そういう中で、いろいろな布とか、そういうもので、いろいろ今現在吟味検討しておりますところでございます。

また、もし、どうしても18年度中にいろいろいい方向に向かうようでしたら、そのときの予算のことは、その都度また議会の方にもお願いをすることがあるかもしれませんが、現在はそういう状況でございます。

以上でございます。

議長（小森英明君） 暫時休憩いたします。

11時20分まで休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時20分再開

議長（小森英明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

村橋安治君。

17番（村橋安治君） それでは、産経部長にお伺いしたいと思います。

これは先ほども質疑がございましたので、簡単に答えていただければ結構でございます。

畜産公害の改善対策業務の委託についてでございますが、17年度に250万で調査をされまして、また18年度は、基本方針を作成ということで予算計上がなされております。ということで、内容的に一番問題点は、今後の環境対策だと思います。そういうことで、今後それぞれの協議がされて、また畜産農家の方と協議をされて進められるということで、先ほどの回答がございました。

一番の問題点は、合併しましてからもう既に丸3年がたったわけでございますが、やはり基本方針の作成を、今回予算がされるに当たりまして、きちっとした実施計画を作成されるといいですか、実施計画を盛り込んだ基本方針をつくっていただきたいと、こ

ういうふうを考えておるわけですが、その点について、その1点のみ、御答弁をいただきたいと思います。

議長（小森英明君） 松影産業経済部長。

産業経済部長（松影康司君） 村橋議員の御質問にお答えします。

先ほどお答えしましたように、今年度につきましては、畜産農家での改善に対する温度差に対する問題点とか、ワークショップを行うとか、処理能力に対しての事業費とか事業規模の検討を行いますもので、その中の資料も踏まえまして今後検討してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（小森英明君） 村橋安治君。

17番（村橋安治君） 検討をするということでございますので、基本方針の中で本当に問題点を解決できるように基本方針を立てていただきますよう、これはお願いを申し上げたいと思います。

次に入ります。

教育次長に答弁いただきたいと思います。

学校の適正規模等検討委員会の件でございますが、私、議運の委員長の立場でありますので、せんだって一般質問の方でこの件が出てきておりますので、細かい質問は控えさせていただきます、一般質問される方がございますので。ただ、1点だけ、この件につきましても1点だけお願いしたいと思います。

検討委員会のメンバーはどのように考えておみえになるのか、その1点を、教育次長、答弁をお願いします。

議長（小森英明君） 室戸教育次長。

教育次長（室戸弘全君） 検討委員会のメンバーにつきましては、学識経験者、市自治会連合会、市議会議員、市PTA連合会、市保育園保護者会、市小中学校長の分野で今のところ考えております。今年度、18年度、皆増で新しく立ち上げる委員会ですので、メンバーの構成につきましては、今後十分精査を重ねていきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

議長（小森英明君） 村橋安治君。

17番（村橋安治君） 今後、メンバーにつきましては、今御回答いただきましたように、十分に検討して委員会を新たに立ち上げていくということでございますので、それで結構かと思えます。下に書いてあります、9人のメンバーで3回、また13万5,000円はということですが、これは大体わかりますので、9人掛ける5,000円掛ける3回で13万5,000円になることはわかりますが、細かいことは、また一般質問される方がお見えにな

りますので、控えさせていただきます。

次に入ります。

美山中学校の整備事業費でございますが、教育次長にお願いいたします。

用地購入費及び補償費の予算計上の根拠でございますが、土地、1万坪ほどあるようなことも聞いておりますし、家屋の内容につきましては、住宅や公民館、倉庫等で5、6軒あるかと思いますが、予算計上されております数字がどのようなもとに出されておるのか。これはなぜお伺いするかといいますと、まだ先般1月の末ごろに、たしか予算625万、補正予算を組んで、消費税込みで580万ぐらいで恐らく委託をされたと思います。そういうものを根拠にこの数字が出てきたのかなというふうには考えられないので、どういう根拠でこの予算計上をされておるのか、お伺いをしたいと思います。

議長（小森英明君） 室戸教育次長。

教育次長（室戸弘全君） 今御指摘のとおり、実は、新年度予算の原案の作成の過程におきましては、正式な土地の評価だとか家屋の評価を実施いたしておりません。そういった関係で、現在、土地購入を予定しております筆につきましては22筆ございまして、4940.36平米、これは台帳面積でございます。それから、家屋につきましては、一般住宅が5棟、それから地元自治会集会所が1棟、倉庫が1棟ということで、他の工作物等も当然一式でございます。

その中で、まず、土地に対します予算計上の根拠といたしましては、標準地が近くにございまして、それを私どもの事務の方で勘案しまして、単価という形で積算の基礎とさせていただきます。それで、1億4,989万円という予算額を算出いたしました。そのほかには、契約の収入印紙等を見ておりまして、用地費の購入費といたしましては、1億5,000万円を計上させていただきます。家屋の補償につきましては、それぞれ一般住宅でも、大きな家屋あるいは小さな家屋等もございまして、それらを勘案いたしまして、家屋補償費として2億円を計上いたしております。

議員御指摘のように、12月の補正予算におきまして、それらに伴います、さらなる正確さを期すということで、調査費をお認めいただきまして、現在、不動産鑑定並びに家屋調査を調査中でございます。この17年度以内に結果がいただけますので、それに基づきまして適正に執行をしたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思っております。

議長（小森英明君） 村橋安治君。

17番（村橋安治君） 今御回答がありましたように、この本年度中に委託しました結果が出るということで、その時点で適正なる数字が出てくるということでございますが、

今の土地が、私耳にしました数字とちょっと違いますけれども、改めてお聞きしますが、4,900平米ということだと、約5,000平米としましても1,500坪ぐらいということで、その勘定からいきますと大体数字が出るわけですが、約1,500坪ですね。そして、家につきましては、住宅、公民館、また倉庫等で7軒ということで、2億といたしますと、平均のですけども、1軒当たり3,000万近い数字でございますが、それぞれの補償費が調査されると思いますので、適正なる執行をしていただければいいわけでございますけれども、この後やはり予算を組まれるときに、この補償費の委託業務、これはやはりもう少し早くやられた上での予算計上というのが適切かと思うわけであります。それに対しては、どのように考えておみえになるのか。

また今後について、ほかの面についてもそうでございますけれども、この件に限らず、ほとんど前もって調査された上で予算計上されているといたしますけれども、この件についてどのように考えておみえになるのか、お伺いしたいと思います。

議長（小森英明君） 室戸教育次長。

教育次長（室戸弘全君） 再質問にお答え申し上げます。

面積につきましては、現在予定しておりますあの一帯につきまして、市が保有しております土地がございます。それらはもちろん今申し上げました面積から省かれておりますので、御理解賜りたいと思います。

それから2点目の、当初からこういった精査すべき調査費を盛るべきではないかというお話でございますが、これにつきましては、それぞれ学校の整備推進におけます過程におきまして、現在私どもは整備推進委員会も設けておりまして、そういった皆さん方の御意見も拝聴しながら今日まで進めております。そんな関係で、当初の段階でのそういった調査費というものが計上されていなかったということはございますが、御意見等も踏まえまして、調査費も補正でお願いしたという経緯でございます。よろしく願います。

議長（小森英明君） 村橋安治君。

17番（村橋安治君） ただいま御回答いただきまして、よく理解できました。適正なる予算ということで、調査の結果、適正なる数字が出てくると思われますが、その点期待を申し上げまして、質問を終わります。

議長（小森英明君） 以上で、村橋安治君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位6番 谷村松男君。

11番（谷村松男君） それでは、お許しをいただきましたので、平成18年度の一般会計予算につきまして5点ほどお聞きしたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。



います。

まず、第1点でございますが、予算書の方ばかりのページでいきますが、70ページでございます。70ページにシルバー人材センター補助金として956万円が計上されております。まず、その算出の根拠と申しますか、どんな計算でまずこの956万円が出てきたか、この内容的なことをお聞きしたいということと、あわせて、このシルバーセンターにつきましては、昨年何か法人化をされまして、独立採算というのが恐らく建前ということでございますが、そういったことで今年度こういった補助金が出るわけでございますが、今後こういった補助金のあり方をどうしていくつもりなのか、このことについてお聞きをしたいと思います。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 質問にお答えいたします。

谷村議員がおっしゃいますシルバー人材センターの補助金の内訳でございますが、内訳は、職員4名分の人件費と、そしてシルバー人材センターに登録されています会員の方、約1,200名の方の保険料でございます。あと、法人化の件でございますが、議員御指摘のとおり、平成17年、去年の10月1日付でシルバー人材センターは社団法人という法人化になりました。この法人化によりまして、国からいろんな活動に関しまして補助金の方が受けられるわけでございますが、その補助金のあり方につきましては、今後は、補助金の額の変動とか厚労省の方向など、私どもいろいろ情報収集しながら今後に対応していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小森英明君） 谷村松男君。

11番（谷村松男君） 補助金の方の関係の、職員4名というのをもう少し具体的に、どんな仕事をやってみえる方が、お聞きしたいと思います。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） お答えいたします。

職員の方は、事務長ほか事務員でございます。その範囲ということで、よろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（小森英明君） 谷村松男君。

11番（谷村松男君） 当然、事務長あるいは事務員というのは、要は、シルバー人材センター、いろんな事業を展開しておりますよね。その内容のことをいろいろ事務的にやってみえる、こういう理解でよろしいんでしょうか。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） お答えいたします。

今谷村議員がおっしゃるとおり、シルバー人材センターは各種事業を展開しまして、その中の事務費をそちらの事務局の方で差し引きまして、それがまたシルバー人材センターの活動経費となりますから、そういうことがございますし、毎年1回、収支決算を行いますし、ちなみに山県市も監査委員になっておりますから、その監査のときには出席させてもらおうと、そういう事務が日常発生しております。

以上でございます。

議長（小森英明君） 谷村松男君。

11番（谷村松男君） それでは、次の問題でございますが、2番目が、一応畜産公害の活性化構想の策定委託料ということで先ほど来質問がございましたので、今回につきましては、内容をお聞きするという事より、せっかくこうしてお金を使って調査をされ、あるいは計画をつくれますので、具体的な、我々議員がどういうふうにしたらいいかということのわかりやすい資料をひとつつくっていただいて、なるほどそうしたら公害がなくなり、伊自良の活性化ができるというようなことをわかりやすく説明できるような資料をぜひつくってほしい、こんな希望を申し上げまして、この問題は終わりたいと思います。

次が、道路台帳のデジタル化ということでございますが、道路台帳のデジタル化の委託料ということで4,537万3,000円というのは、これは133ページに載っております。何か今年度が最終年度ということでございますが、過去も含めまして、全体的にどれだけの経費を使っているのか、また、その成果品をどのように利用していくのか、どのような内容のものなのか、そんなことを素人の我々にもひとつわかりやすく御説明をいただくと大変ありがたく思います。よろしくお願いします。

議長（小森英明君） 長野基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） お答えします。

まず、総事業費でございますけれども、1億3,650万円でございます。これは合併支援交付金を受けて行っております。3年間の継続事業でございます。年度別に申し上げますと、平成16年度が始まりでございます。これは、高富地域の道路測量あるいは占用物件の調査、そうしたデータの構築でございます。16年度は4,530万4,350円でございます。大体総事業費の33%でございます。17年度は、伊自良地域、美山地域のやはり道路測量あるいは占用物件の調査、データの構築でございます。4,582万3,050円、約3分の1の33%でございます。18年度が最終年度でございます。入力作業の4,537万2,600円、

同じく3分の1の事業費でございます。

これにつきましての成果品の内容でございますけれども、道路台帳の網図あるいは平面図、実延長調書のデータ、そしてまたその備品といたしまして、デスクトップのパソコンとソフトウェアが成果品となっております。

これをどのようにして利用していくかということでございますけれども、市道の道路改良、あるいは建築確認、接道の確認等の基礎資料。パソコンから平面図を取り出して作図することができますので、すべての行政業務に使用できるというものでございます。

なお、今後の予定でございますけれども、18年度が完成年度になってございますので、平成19年の2月が完成ということになりまして、平成19年の3月に、この議会におきまして、路線の廃止、今度改めてまた路線の認定を議会の議決を求めるというものでございます。

以上が、デジタル化事業の内容でございます。

議長（小森英明君） 谷村松男君。

11番（谷村松男君） いずれにしても、総体的に1億3,600万ほど使うということでございますので、ひとつ大いに利用していただきまして、より迅速に設計とか、恐らく、こういうことになると、今後のこういった工事の委託費というのが比較的安く上がるようになるのではないかと、こんなことを期待するわけでございますので、そんなことも含めまして、今後ひとつ利用をお願いしたいと思いますし、今後、本当にこの経費がむだにならずに有効に使えるようお願いをしたい、こんなことを思いまして、次の質問に移ります。

次が、除雪の委託料でございますが、これは予算書の135ページに上がっておるはずでございますが、今年度、1,000万円ということで計上されておる。これは昨年も1,000万円ということでございましたが、この1,000万円ことし予算を計上したその根拠につきまして、説明をお願いしたいと思います。

議長（小森英明君） 長野基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） まず、お答えいたします。

まずその前に、3年間の除雪経費を申し上げたいと思います。平成15年でございますけれども、合併した年でございますけれども、約5日間の降雪分でございますので、1,424万4,000円かかっております。平成16年が、約15日分の降雪分に対しまして3,309万9,000円ほどかかっております。平成17年度でございますけれども、昨年12月の100年ぶりの大雪というようなことで、約9,000万円の経費を見ております。なお、国の補助金、豪雪に対する補助金ということで、国庫補助金1,400万円を補正予算でお願いしたものでござい

ます。これは、12月は4日から22日までの降雪分でございます。

問題の、1,000万円の当初予算の設定でございますが、1、2回分の除雪経費を計上してございます。なかなか天候は、昨年の雪もそうなんですけれども、予測しがたい面がございまして、予算の関係もございまして、1、2回分の1,000万円を計上しておるものでございます。

以上でございます。

議長（小森英明君） 谷村松男君。

11番（谷村松男君） 今の説明ですと、平成15年が1,400万ほどでございますし、平成16年が3,300万、平成17年につきましては、ちょっと特殊ということで9,000万円ですが、これは豪雪ですのでちょっと特別だと思いますが、やはりこうした過去の実績を見ますと、とにかく1,000万は超えておるわけございまして、15年、16年を、当時の通常的な雪だと思うんですけれども、これを足しても4,000万以上ということになるわけございまして、こういった過去のあれがあれば、私は、やっぱりもう少しようけ計上しておくべきではないか。

ということは、要は、1,000万の1、2回というのは、通常でもむしろ足りないというような現在状況です。すぐ補正も絡んできますし、今回なんかでも専決処分ということで予算の執行をやられるということではありますが、雪が前日の晩方から降り出したら、明るく日の朝にはどけないかんということなんです、その期間で専決をどうやってされるのかよくわかりませんが、もう少しやはり余裕を持った予算をこういうのは出して、むしろ不要なときには減額で最後落とすというのが、むしろこういうものの予算。

若干不確定な予算については非常につかみにくいとは思いますが、いかにも1,000万というのはちょっと少な過ぎるのではないかとことを思うわけですが、これは1,000万で済むかもわかりませんので、直ちに別に直さなきゃいかんということではないんですが、今後の考え方として、やはりこういった予算の上げ方について、再度見解をお尋ねいたします。

議長（小森英明君） 長野基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） 再質問にお答えします。

議員の御指摘の、1,000万では少な過ぎるのではないかと御指摘でございますけれども、よく理解できるわけございまして、私どもも、先ほど申し上げましたように、天候が実際予測しがたいということもございまして、1、2回分ということになっております。18年度も今回1,000万でございまして、19年度以降になりますけれども、ただいま

の御指摘も踏まえまして、財政とよく相談してまいりたいというふうに考えますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（小森英明君） 谷村松男君。

11番（谷村松男君） 今後は検討してまいりたいということでございますので、その辺も踏まえまして、本当にこれならいいなという予算をぜひひとつ今後も組んでいただくようによろしくをお願いをしたいと思います。

最後になりますが、花咲きホールの運営費のことでございますが、これは予算の184ページに上がっておるはずでございますが、これの特に概要の方の24ページにも書いてございますが、山県市の当初予算の概要の方をまず見ますと、24ページには、花咲きホールの運営費として自主公演事業1,000万、それから特別事業、これは何か市民参加型の事業ということで875万円、その他管理経費ということで1,250万3,000円、こんなふうで総額3,122万3,000円ということが書かれております。したがって、この予算書の方の184ページを見ますと、少しこの辺の説明と整合というか、よくこちらにはわからない部分がございますので、予算書の184ページを中心にしての金額と内容についての御説明をひとつお願いしたいと思います。

議長（小森英明君） 室戸教育次長。

教育次長（室戸弘全君） 谷村議員の御質問にお答えします。

今御指摘のように、予算書184ページ、185ページにわたりまして、花咲きホールの運営事業費の予算計上をさせていただいております。184ページにつきましては、計上経費となっております、いわゆる花咲きホールの管理一般にかかわる予算というふうに御理解賜りたいと思います。

それで、御質問の自主公演事業並びに特別事業等につきましては、私ども、新年度計画しております特別事業につきましては、8本を計画いたしております。これは、ジャズ、和太鼓、その他自主公演等を含めまして8本を計画いたしております。それから、市民参加型につきましては、市民の第九等を含めまして4本を計画いたしております。

それに伴います、それぞれ需用費、役務委託料等を含んでおりまして、御指摘のように、予算書の中にはそれらの事業は混在をいたしております。そういった関係で、読み取りにくいということがあろうかと思いますが、例えば185ページの臨時の経費を見ていただきますと、報償費で23万2,000円のうち、自主公演事業分といたしましては16万円で、近隣の演奏家などの活動をバックアップするための演奏会2回分の謝礼となっております。そうしまして、残りの7万2,000円につきましては、定期に行うピアノの弾き込みに対する謝礼ということで、その他管理経費となります。ということで、実際には、その

数字の中にそれぞれ分けて考えております。

その中で、旅費につきましては、普通旅費として1,000円、それから、残りの13万1,000円と研修旅費の9万5,000円としてその他管理費と見ておるということで、それぞれ混在をいたしております。一々節につきまして申し述べるのが本当かと思いますが、その事業がそれぞれ入っておるということで御理解を賜りたいと思います。

それから、工事請負費につきましては、舞台そでの調整室、PCアウト工事。インターカムの造成工事、舞台機構の非常停止装置の取り付け工事ということで、75万円を計上させていただいております。その他の数字につきましては、管理経費ということで御理解を賜りたいと思います。

議長（小森英明君） 谷村松男君。

11番（谷村松男君） なかなかわかりづらい部分があるんですけども、まず、もう一つは185ページの委託料ですよ。これの講演会等委託料、これが1,307万9,000円となっておりますが、この中身を少し具体的に、金額と、何を寄せてこの1,307万9,000円なのかわかりませんが、演奏会ですので、どんな演奏会が何回あるのかということと、駐車場警備委託料というの、あわせて、多分こういう演奏会をやるときに非常に車が混雑するので、交通安全のためのあれだろうとは思いますが、その辺もあわせてお聞きをしたいと思います。

議長（小森英明君） 室戸教育次長。

教育次長（室戸弘全君） 委託料につきましては、演奏会等委託料ということで、1,307万9,000円を計上させていただいております。そのうち688万6,000円が、先ほど申し上げました自主事業分ということになります。残りの619万3,000円が特別事業分ということになります。

次に、駐車場の警備委託料は、34万7,000円のうち25万2,000円が自主事業分、残りの9万5,000円が特別事業分というふうに御理解賜りたいと思います。

以上です。

議長（小森英明君） 以上で、谷村松男君の質疑を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

議長（小森英明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、通告順位7番 後藤利彦君。

10番（後藤利丸君） それでは、質問させていただきます。

予算書の141ページの土木の都市計画について、公園等整備事業費、鳥羽川サイクリングロードの整備について1億8,400万強の予算化をされておりますが、そのうち、用地買収費の8,660万は土地開発公社からの購入であって、用地買収費であります。そのほかに測量設計委託料の2,880万円、これの内訳と金額を教えてくださいと思います。

それから、工事請負費の6,870万円強の、これも同じく内訳と金額はどのようになっているのか、御回答願います。

議長（小森英明君） 長野基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） お答えいたします。

まず、鳥羽川のサイクリングロードでございますが、予算書の内容につきまして御説明申し上げますと、サイクリングロード、左岸の測量設計委託業務が2,200万でございます。この内容は、測量業務、歩道の設計、土質調査、それから市洞から流れてきます東川橋梁の設計とボーリング調査の内容になっております。

それと、さくら橋の設計業務が170万でございます、積算業務。17年度は設計を行いましたけれども、今年度の積算業務がございます。18年度の積算業務でございます。

それから、桜尾の休憩施設の設計業務が460万ございまして、これの内容につきましては、駐車場、トイレ、緑地、あるいは芝をメインとして考えております。18年度、設計の中で詳しくまた考えていきたいというふうに考えております。

次に、サイクリングロード、またもう一つ、本年度残りしました右岸の舗装工事、延長が280メートルでございますが、これは最終のもとし橋まででございます。650万の工事費でございます。

それから、さくら橋の建設工事でございますが、延長が23.2メートル、幅員が3メートル。これは伊佐美にできるものでございますけれども、4,880万を見ております。

なお、もとし橋から四国山公園のカラー舗装工事、延長が960メートルでございますけれども、路肩のカラーということで、1,000万を見込んでおります。

それから、議員が申されましたように、桜尾の休憩施設用地でございますけれども、用地買収費が、土地開発公社からの買収ということで、8,660万を見込んでおります。

以上が、サイクリングロードに対する内容でございます。

議長（小森英明君） 後藤利丸君。

10番（後藤利丸君） 今申されましたように、用地買収が8,660万ということで、今年度購入をしたわけでございますが、その購入したのは、桜尾の処理場のところの休憩施設等の工事だろうというふうに思いますが、それとサイクリングロードの左岸側の工事

については、先ほどの内容で一応わかりましたのですが、休憩施設と左岸側の工事はいつの時点で行われるのか、お聞きしたいと思います。

議長（小森英明君） 長野基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） 再質問にお答えいたします。

まず、さくら橋でございますけれども、18年度の工事となります。それから、左岸側の工事に、ロードの工事になりますのは平成19年度以降でございます。それから、公園でございますけれども、公園につきましては、これも同じく19年度以降を予定しておりますのでございます。

以上でございます。

議長（小森英明君） 後藤利丸君。

10番（後藤利丸君） サイクリングロードの左岸側の工事でございますが、今申されましたように、19年度以降ということでございますが、これは19年度にできるだけやってしまうのか、それとも、19年、20年ごろに分けてやられるのですか。その辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（小森英明君） 基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） 再々質問にお答えします。

19年度、20年度というふうに2年に分けて行いたいというふうに考えております。

議長（小森英明君） 後藤利丸君。

10番（後藤利丸君） サイクリングロードにつきましてはよくわかりましたが、続いて、もう一問御質問させていただきます。

予算書の137ページの土木費で、河川費のところでございますが、委託料として2,550万円が予算化されております。これは、河川除草委託料というふうに考えますが、昨年、3,400万円予算がついておりましたが、今回は850万円の委託料が減額されておりますが、この辺はどうしてか。

それから、2,550万円の予算の中で、雑草の刈り取り等、恐らく搬送費、草を運ぶ費用、これがあるかと思いますが、この割合はどうなっておるか、お尋ねします。

議長（小森英明君） 長野基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） お答え申し上げます。

平成17年度が3,400万、平成18年度が2,550万の予算でございまして、850万が減額になっておるといってございまして、これにつきましては、平成17年度につきましては、刈り取った草をすべて撤去いたしておりました。平成18年度につきましては、道路から離れた部分、いわゆる支障のないところについては、その除草した草の収集運搬をやめ



ると、つまり刈ったままでおくと、そういうちょっと財源的な削減を図ったということでございまして、影響のある部分については、当然搬送しまして処理をしますけれども、影響のない部分につきましては、そのままの状況にしておくということでございます。

なお、その搬送に係る経費等、刈り取りに係る経費の案分でございますが、ちょっとそのあたりは詰めておりません。ただ、申し上げますことは、面積的には大体9工区に分けて除草、刈り取りを行っておりますので、その面積が37万2,000平方メートルというような計算で予想が行われている状況でございます。

議長（小森英明君） 後藤利丸君。

10番（後藤利丸君） ただいま申されましたように、今年度につきましては搬送がほとんどないということから、この2,550万円になっておるというようなことですが、当然、刈り取った草はそのままに放置されて腐らかすと、そういうことになるかと思いますが、もしそういうことで放置されるのであれば、以前にも私ちょっと申し上げたこともあったんですが、その雑草を焼却するということはできないものかということをおもうわけですが、当然、この焼却をなぜ申し上げるかと思しますと、最近カメムシが非常に多いわけですね。農家の方は非常に困っておられるわけですが、カメムシで。そういったものをそのままに放置されると余計にカメムシがそこに集まってくるんじゃないかと、こんなことを思うんですが、そういった防除のために焼却はできないものか。もちろんダイオキシンの問題もあろうかと思いますが、そのほかに何か焼却すると問題があるのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（小森英明君） 長野基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） 再々質問にお答えしますが、焼却できないかということですが、私どもも実は焼却したいというのはやまやまでございますけれども、ごみの種類からいきますと産業廃棄物に当たるということですから、当然それはできないというふうに考えております。ですから、運搬処理をしていただくということになっておるわけでございます。

それから、もう一つつけ加えさせていただきますが、平成17年度の除草、刈り取りの中で、今回補正予算をお願いいたしまして635万円減額になっておりますけれども、これにつきましては入札差金でございますので、御承知おきください。

議長（小森英明君） 後藤利丸君。

10番（後藤利丸君） 以前にお聞きしたときは、これ、産業廃棄物になるんですかね、この草は。この草は燃やしてもいいんだけど、周りの住民からいろいろ問題が出るからだめだというようなお話を私は聞いたんですが、これは産業廃棄物になるんですかね。

議長（小森英明君） 暫時休憩いたします。

午後 1 時13分休憩

午後 1 時13分再開

議長（小森英明君） 会議を再開いたします。

長屋市民部長。

市民部長（長屋義明君） 先ほど申されましたように、田畑の草、ああいうものは引かれてその場で焼却するというのは、これは一応は認められておりますが、しかし、近辺の方からいろいろと問題がありました場合はやめていただきたいと思っております。

それから、産業で出た草は一応産廃となりますので、それだけひとつお願いしたいと思えます。

議長（小森英明君） 以上で、後藤利利君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位 8 番 尾関律子君。

2 番（尾関律子君） 通告順位によりまして、2 件についてお尋ねをしたいと思います。

まず初めに、議第16号で資料ナンバー15ですけれども、山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてという中、1枚めくっていただくと表があるんですけど、この表のところを見ていただいて、老人保健福祉計画策定委員会のその他の委員というところですけども、日額が5,500円になっております。地域包括支援センター運営協議会のその他の委員の方の日額が6,000円ということになっているんですけども、この違いはどういうことなんでしょうかというのと、根拠を教えてくださいたいと思えます。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 御質問にお答えいたします。

尾関議員がおっしゃいます老人保健福祉計画策定委員会と地域包括支援センターの運営協議会委員の日額の500円の差額でございますが、私ども、今回の地域包括の関係の委員の日額でございますが、御承知のように、介護保険法の改正に伴いまして、新しくこの18年4月から地域包括支援センターでいろいろ介護予防を行っていくと。それにおきまして、周辺の市町とのそういう関係で、おおむね6,000円という日額になっていました関係上、私どもも日額6,000円にさせていただきました。

以上でございます。

議長（小森英明君） 尾関律子君。

2 番（尾関律子君） 今、市町と合わせてというお話でしたけれども、何か基準という

ものはないんでしょうか。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 質問にお答えいたします。

この費用弁償に関しましては、細かい話になりますけれど、5,500円というのは、当初は5,000円で、税金相当分が差し引かれるということで5,500円というような経緯になったというふうに思っておりますし、日額の金額に関しましては、この範囲内で、担当者、課長を含めまして、いろいろ時代に即応するよう、そういう観点で日額が決められておるといふことだと思います。

以上でございます。

議長（小森英明君） 尾関律子君。

2番（尾関律子君） 今、時代に即応してというお話でしたけれども、この条例の一部を改正するという点において、時代に即応するのであれば、全体的に見直しをされるのが大事ではないかと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 御質問にお答えいたします。

議員おっしゃいますように、山県市の非常勤の特別職の職員というのは、制度全体でいろいろ見直しを図っていくべきだと思いますが、現時点では、このような日額がおおむね妥当ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（小森英明君） 尾関律子君。

2番（尾関律子君） ちょっと理由がはっきりしないかなというふうには思うんですけれども、再々質問しましたので、次の質問に移りたいと思いますが、もう少しはっきりとした理由があればと思います。

次のところですが、議第52号ですね。

予算書ですけれども、総務費の60ページです。60ページのところに、選挙のポスターの掲示板の設置撤去委託料というのがあるんですけれども、これについて内容をきちっと説明していただきたいと思います。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） まず最初に、ちょっとお断りをしますけれども、ポスター掲示場設置撤去委託料となっておりますが、撤去をちょっと消していただきたいと思いません。この金額は設置だけの金額でございますので、まことに申しわけございませんが、謹んで訂正をお願いします。

これは、県会議員の選挙でございまして、19年の4月早々に行われるのではないかなということで、19年、新年度の予算に入ってしまったのでは準備ができませんので、18年度の予算である程度執行ができるようにしておくというものでございます。

それで、根拠でございますけれども、単価8,000円掛ける135カ所掛ける消費税1.05で113万4,000円という金額を計上させていただきました。

公職選挙法に基づきまして、都道府県の議会の議員の選挙について、都道府県は、市町村の議会の議員及び長の選挙については市町村は、それぞれ条例で定めるところによりポスターの掲示場を設けることができるということになっておりまして、1投票区につき5カ所以上10カ所以内において、政令で定めるところにより算定しなければならぬと、ポスターの掲示場は。ただし、特別の事情がある場合には、当該都道府県または市町村は、それぞれ条例で定めるところにより、その総数を減ずることができるという法の規定になっております。

これを受けまして、県条例が、岐阜県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例というのがありまして、ポスター掲示場の位置に関する事務は市町村の選挙管理委員会が行うと。市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ岐阜県選挙管理委員会と協議の上、ポスター掲示場の総数を減ずることができるという規定になっておりますので、市町村の選挙管理委員会と岐阜県の選挙管理委員会が協議して、現在のところ135カ所ということになっておるわけでございます。これはまだ協議済みではございませんが。

基準の設置の総数でいきますと182ございまして、減少総数が47、差し引き135が現在の山県市におけるいろんな選挙のポスターの掲示場の設置箇所になっておるわけでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（小森英明君） 尾関律子君。

2番（尾関律子君） 今、条例でということでお話があったんですけども、こちらの市の側から県の方に減ずるといふのを主張ができるということによろしいんでしょうか。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 協議をするということなんですね。

それで、どういうことが主としてお尋ねになりたいのかというところでございますけれども、高富は基準の設置数が55カ所、減少数が15で40、伊自良地区は16で、減少数が2で14、美山地区は111で、減少数が30で81となっております。山林が多く、しかもまとまりよく集落編成されているためとか、いろんな理由があるわけでございますが、商

店、住宅等が密集しているためとか、そういう理由を書いて、なぜ減少をするのかということを書いて、県議会議員の選挙でありますので、県の選管の方と協議をして、まとめればその数でいくということでございますので。大体どの選挙も、この135カ所でやらせていただいております。

議長（小森英明君） 以上で、尾関律子君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位9番 久保田 均君。

22番（久保田 均君） 質問の前に、私は3問ほど出しておきましたが、実は、どれもこれも二番せんじになってしまって、どうも質問しにくいのでありますが、質疑の通告ですので、また、できたら整理をしてもらえるといいかなと思っております。

まず第1番、概要の19ページで、農産物の直売所の建物事業費の8,283万4,000円ですが、これは市債の6,720万だけが財源として載せられております。例えば振興補助金などの申請などはしたのか、あるいはする気がなかったのか、補助金は受ける気がないのか、この辺を答弁願います。

議長（小森英明君） 松影産業経済部長。

産業経済部長（松影康司君） 久保田議員の御質問の点にお答えします。

農産物直売所につきましては、農政サイドの補助金がございますが、今回につきましては、農産物直売所の制度につきまして県と十分協議しまして、採択要件とかいろいろ制約がございます、今回につきましては合併特例債を活用して事業を進めていく予定でございます。

先ほど久保田さんが言われましたように、今の振興補助金につきましては、まだこれからの段階ですもので、今後、県と協議して、採択されれば補助金も活用してまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

議長（小森英明君） 久保田 均君。

22番（久保田 均君） 今、最後に部長が採択されればとおっしゃいましたので、採択を希望しておりますので、なるべく特例債だけに限らず、できたら採択していただいて補助金をいただいていたほしいなと思っております。これはお願いをしておきますので、よろしく。

それから、概要のページ24ですが、これは先ほど言いましたようにもう二番せんじですので、余り質疑はしたくないと思っておりますが、ただ、この4,940.36平米という土地につきまして、概算でいきましても、これは皆さんおわかりのように、約坪10万ということになります、私は、別に地域的に例えば美山地区が安いとかそういうことじゃなくて、この近辺で10万程度の売買が本当にあったのかどうか、あるいは固定資産税の、いわゆ

る今、算定基礎になる標準価格というのが一体幾らなのか、この辺を一度教えてほしいと思います。高いとか安いとかいうことは申しません。

議長（小森英明君） 室戸教育次長。

教育次長（室戸弘全君） 売買実例につきましては、この地域について非常に少ないという話を聞いております。

それから、単価設定といいますが、先ほど村橋議員さんのときに御説明させていただきましたけれども、その道路を挟んだところに税務課の方におきます標準地がございます。そういったものを参考に、今回の私どもの予算計上上の計算といたしましては、平米3万3400円というのを念頭に置きまして計算をさせていただきました。

先ほども御回答の中でさせていただきましたが、今現在、それぞれ不動産鑑定も含めまして調査依頼をかけております。その不動産のその鑑定の種別につきましては、4種類に分けて現在お願いをいたしております。それは、1つは道路に比較的近い宅地、それから、道路から少し離れた宅地並びに雑種地ですが現況が宅地であるところ、それから3番目には、田で現況が雑種地であるところ、それから田で現況が畑であるというような、この4種類に分けて現在不動産の方の鑑定をお願いいたしております。その結果がこの年度内に出るということになっておりますので、そここのところで正確にといえますか、それを十分参考に今後単価の設定をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（小森英明君） 久保田 均君。

22番（久保田 均君） 土地につきましては、今説明をいただきました。適正な価格ということをお願いをいたしておきますし、それから、先ほど同僚議員もおっしゃいましたように、7棟でやっぱり2億円という、これも1棟にすれば3,000万そこそこということになりますが、これもできるだけ適正な価格で、今恐らく調査中とおっしゃいましたので、その辺でひとつ落ちついていただくように、これはお願いでございますので、よろしく担当者をお願いをいたしておきます。

それから、最後になりますが、これも先ほどもいろいろ御質疑をされましたので本当はしたくないんですが、少しだけ質疑をいたしておきます。

まず、左岸につきましては、後藤議員もいろいろ質疑をされましたので、私もそれに乗せをしてちょっと質疑をいたします。

この事業そのものが大体14年度から始まっておりますね。14年度で右岸の調査費が504万、16年度に、この504万に基づいて工事費が5,241万4,950円、これだけ施工されております。18年度に、今度は左岸の調査設計費が2,200万ありますね、2,200万。いいですか、

部長。19年度と20年度で工事費の概要が7,270万、これも間違いないですね、19年、20年、今から想定される工事費。さくら橋の調査設計費が1,102万5,000円あります。これは17年度にあります、1,102万5,000円。さくら橋につきましては、18年度の予算が4,880万あります。さらに、積算業務費が170万、これも18年度です。

こうやって見てまいりますと、左岸と右岸のいわゆる設計調査費から、工事費はそんなに変わらないと思いますが、いかにも設計調査費の左岸側が多過ぎるんじゃないかと、そうと思いますが、この算定基礎というのは一体どこから出てきたのか。

それから、17年に大桑の休憩所の施工工事が、施設が行われておりますが、この調査費はなしで4,920万の工事費、17年に。18年度には桜尾の休憩所を、調査設計費460万この議案の中にありますね、460万。19年度の予定工事費が5,000万なんです。桜尾の休憩所は、調査設計費を460万見まして5,000万の予定をしておりますが、大桑の休憩所というのは、調査費も何もなしで4,992万の施工を17年にやっております。この辺の説明をしてください。

議長（小森英明君） 長野基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） 数字ばかりが出てきまして、大変ややこしいかと思えますけれども、まず、右岸側に係る経費から御説明申し上げますと、14年度の設計委託料504万円は、歩道の設計料と大桑の健康広場公園の設計料でございまして、この中には、測量業務といわゆる歩道の土質調査は含まれておりません。

17年度になりまして、さくら橋調査設計費は、さくら橋の設計料975万5,000円とさくら橋右岸側の橋台のボーリング調査127万円で、合計1,102万5,000円でございます。

なお、左岸側、橋台のボーリング調査につきましては、伊佐美のクリーンセンターの建設時のデータがございましたので、それを利用させていただいたということで半分になっております。

また、大桑の健康広場公園につきましては、造成と建物工事で4,900万円弱の見込みとなっております。

次に、左岸側ですが、調査設計料の2,200万円の内訳につきましては、歩道設計のうち、測量業務が105万円、歩道の土質調査が700万円、歩道の設計が356万6,000円で、市洞からの東川の橋梁の設計料がございまして、これが784万4,000円。これに係る右岸、左岸のボーリング調査2カ所で254万円で、合計2,200万円となっております。

そのほか、17年度設計いたしましたさくら橋積算業務170万円、桜尾休憩施設の設計460万円、右岸舗道舗装650万円、さくら橋建設工事4,880万円、もとじ橋から四国山公園までのカラー舗装工事1,000万円の内容となっております。

右岸側に比較いたしまして左岸側が多くなったのではないかという御質問でございます。ただいま申しましたように、右岸側については、平成14年度に測量業務、土質調査がなかったと。これは、後になって職員が大変な業務に当たったということなんですけれども。それからまた、さくら橋の左岸のボーリング調査は、クリーンセンターのデータを利用した関係上半額になっておりまして、ほかに増えた要因といたしましては、左岸で東川の、東川というのは川の名称でございますけれども、市洞から流れて出ます東川の橋梁の調査設計が増嵩しているのが大きな要因でございます。

それから、最後の御質問の、サイクリングロードの17年度の完成延長は250メートルで、18年度が、もとじ橋までの250メートルと、四国山香りの森公園までの市道分のカラー舗装960メートルと、18年度以降、左岸側2,800メートルの予定となっております。

以上でございます。

議長（小森英明君） 久保田 均君。

22番（久保田 均君） 17年度のさくら橋の調査設計費の内訳を1,102万5,000円、これを今聞きましたが、資料の中にやっぱり今説明を聞いたようなそれを入れておかないと、私どもが見たときに、どうして設計調査費だけが、左岸、いわゆるさくら橋だけで1,100万もかかるかと、こういうことになるんですよ。もうちょっとやっぱり細かく書いておいてくれれば私は質疑する必要がなかったんですが、この橋だけに1,100万、それから積算業務だけで170万、工事費の5,000万足らずのところ、私が見る限り、1,300万近くの設計調査費、積算業務料が入っていると、こういうことになるんですわな。これは、部長、そう思われませんか、この数字を見る限り。ですから、もうちょっと親切に、こういうものはこういうふうだと今説明があったように書いておけば、私の質疑が必要なかったということなので、資料としては、どなたかがおっしゃったように、もうちょっと親切味を持って数字的には書いた方がいいんじゃないかなということで質疑をさせていただきました。

工事につきましては、総額4,200万の工事ですので、駅伝だとか、あるいは今後スポーツ面でいろいろ活用される道路です。非常に私も喜んでおりますので、何の文句はございませんが、資料につきましては、もうちょっと御丁寧によろしくと、こういうことで結んでおきます。

議長（小森英明君） 以上で、久保田 均君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位10番 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、通告に従って質疑いたします。他の議員の方が通告されて、同じような内容と思われるものは省いていきます。



まず、議第9号ですね、市の部や課の新しい設置条例ですけれども、議第9号。これは通告では部長としましたけど、助役の方が詳しいかと思しますので、助役に質問します。

市の機構改革、合併直後から徐々に安定し、まだ改革が必要だという話は時々前から聞いていましたけれども、例えば税務を国保と一緒にするとか、そんなようなことは聞いたことがあります。ですが、今回非常に大きな改革もされるということで、実際、どの程度これが職員の中で議論され、詰められているのかというところの疑問もちょっと感じます。

そこで、お聞きしたいんですけども、まず、今回の大幅な改造といいますか改革について、山県市の中でだれが主導的にこういったものを練り上げたのか、いつごろからかというところをまず示していただきたい。

議長（小森英明君） 嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） お答えします。

いつ、だれがということでございますけれども、市長以下職員全員で考えました。それは一昨年ごろからでございます。

以上です。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、一昨年ごろからということでしたけど、実際に大体の概要がまとまったのがいつごろかということ、それから、職員に周知されたのはいつごろかということ。私たち、つまり私は、議会の2月27日ごろでしたか、全員協議会で初めて聞いたということですが、他の議員にはもっと早く伝えたのなら、その時期も含めて明らかにしていただきたい。

議長（小森英明君） 嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） 議員の方には相談しておりません。そして、これは先ほど申し上げましたけれども、予算調整と、いわゆる昨年の11月ごろでございますね、その予算要求と同時に、こういう問題も同時に考えてきたということでございます。

そして、庁内職員には、全員協議会の数日前に公表しております。

以上でございます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 大幅な改革にしては何となく唐突な気もするんですね。例えば、教育委員会がちょうど1年前のこの議会で、文化課ですか、新しく設置するということで議論したと思いますし、それから予算も、伊自良の庁舎の中の改造費として27万円ほ

どですか、それから、いろんな機材の購入も含めて27万、約54万円ぐらい予算もつけたというふうに理解しています。

それが、1年ですっぱりこちらに来るというわけですね。じゃ、あの予算は一体何だったのかということになるんですね。そういった意味で、非常に計画性がないととられても仕方ない改革ではないのかなというふうに思いますが、その点、どういうふうに説明をされるのかということですね。

それから、当然、じゃ、伊自良の文化課の部分に投資した54万円はどういうふうに今後有効利用されるということの答えがあるのかなということ。

それからもう一点ですけど、今回の大きな特徴の1つは、教育委員会をすっぱりと本庁に戻す、戻すといえますか持ってくるわけですね。これの意図についてですけれども、国の方では数年前から教育委員会というのを、現在は行政部局と独立した機関という法律の位置づけで来ているわけですけど、これを自治体の裁量で首長の部局に持ってきてもいいというふうに数年後に変えようという話が出ていますよね。これは、山口市はそういったことも念頭に置いて、別の庁舎にあったものを持ってくるのか、全くそういう国の動きとは関係なくするのか、そのあたり、いかがでしょうか。

議長（小森英明君） 嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） 54万円の予算につきましては、後ほど教育長がお答えすると思いますが、まず、その点は後にさせていただきたいと思いますが、教育委員会がなぜこちらへ来るかということですが、その予算は別にして、先ほど申し上げましたけれども、いわゆる市長部局との連携を強化する。いわゆる時間の、職員が行き来するにしても、何かと不便を来しているということと、市民の皆様が教育委員会あるいは市長部局の方に用事がございまして、別々利用ということではなく一度に済ませるといようなこともありまして、利便性を生かしたいということがございます。

そして、その次の御質問で、国の方では、いわゆる国の機関であります地方行政審議会か何かというそういう機関がございまして、その中の答申で、教育委員会あるいは農業委員会は将来は廃止するというような方向で答申があったようでございますが、その点につきましては、それぞれの各所が猛反対しまして据え置きされたということでございます。

私どもはそれは知っておりますが、その目的のために教育委員会を3階へ、本庁舎へ持ってくるという気持ちはございません。

以上です。

議長（小森英明君） 小林教育長。

教育長（小林圀之君） 54万円が云々という話でいきなりこちらへ来たわけですが、寺町議員の御質問の趣旨は、17年度に合わせて教育委員会が機構改革をし、さらに1年たって、この18年を受けてまたこういう改革があるが、そういう意味での計画性ということに私は今ちょっとお聞きして感じまして、その点でお答え申し上げたいと思いますけど、御承知のとおり、この17年度に、旧来、社会教育課並びに社会体育課と、社会体育課は総合体育館の中に事務所を構えたと、こういうことで15年度スタートをしておりましたが、その後、伊自良の整備がほぼ完成しつつありますが、文化の里整備事業というあの事業の中で、古田紹欽記念館及びその隣の花咲きホールが完成をするというその時期が、この17年度のスタートに当たった年度だったと思います。

それに合わせまして、教育委員会としましては、文化行政、文化振興に今後ひとつ力を入れたいと、こういう私どもの意向がございまして、今言いました2館の完成に合わせて、とにかく文化課という、市民の方から見られても、文化行政どこでやっているんやということがはっきりわかるように、そしてまた、その責任の所在がわかるように文化課という課をとにかく立ち上げたいと、こういうのが私どもの意向でございまして、したがって、旧来の社会教育課の中でやっておりました文化行政部門を1つ独立させ、そのかわり、社会体育部門を社会教育課の中へ入れまして生涯学習課と、こういうふうに、要するに、ハード事業の進捗に合わせて課遍成をぜひお願いしたいということが17年度の改革でございました。

その後、先ほど助役が申しあげましたように、庁内全体の行政組織の改革といいますが改正といいますが、そういう大きな話がまた一方ですとあるわけでありまして、そういう中で私どもまた次に考えましたのは、教育総務課という課が当初、以来ありましたけれど、主な業務が、どちらかという教育施設整備関係の仕事が実はずっと続いておまして、そっちの業務が極めて大きいと、比率的に。教育総務課の中の仕事の比率が極めて大きいと、こういうことがありまして、一方で学校教育課があるわけございまして、そちらの中でも、備品とか消耗品とか、ああいった学校関係の教育総務系の仕事はやっておまして、これもちょっと両課にまたがっておって、いかなものかというようなことで、この際、教育総務課が主な業務としていました内容をそっくり学校教育課の中へ取り込んでどうかと、こういうことで、改革の、言ってみれば第二弾目と。私どもにしましては第二弾目になるわけですが、今回そういう、改めてまた三課体制というような機構改革でお願いしようと、こういうことでございます。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番(寺町知正君) それでは次に、議第10号、情報公開条例の改正、それから11号は個人情報保護条例ですけど、どちらも指定管理者制度の導入に伴うということですので、11号の個人情報の方から先にお聞きします。この方がわかりやすいと思いますので。

まず、この条例の中で25条の2で、実施機関と同様の義務を負うものとするというふうに、指定管理者に対して市と同じ位置づけをするんですね、義務を負うものとするですから。そういった定めになっています。具体的に罰則も規定されているわけですね。このあたりですけれども、同様の義務が与えられたということでもいいのか、罰則も同様に科されるという理解でいいのかどうか、お尋ねします。

議長(小森英明君) 垣ヶ原総務部長。

総務部長(垣ヶ原正仁君) そのように理解をしております。

議長(小森英明君) 寺町知正君。

13番(寺町知正君) じゃ、この罰則は、指定管理者だけじゃなくて、従来の市の実施機関にも当然新しく網がかかるということですね。

それで、最近よく、例えば各県の警察から職員がいろんな捜査情報を持ち出して、ウィニーというソフトで捜査情報だとか個人情報が漏れる非常に大きな社会問題、行政機関の問題になっていますね。こういった場合には、多分この罰則は適用されるだろうと読み取れるんですが、そうじゃない、ウィニーなどのそういったものがこの罰則には適用されないというふうに読み取れるはずですね。悪意があった場合、故意にどこかに流そうという場合は当然罰則が適用されますけれども、半ば不注意に近いああいっただり流出のパターンは、この条例では罰則に該当していないというふうに読み取れるんですが、その辺、市はどういった解釈でしょうか。

議長(小森英明君) 垣ヶ原総務部長。

総務部長(垣ヶ原正仁君) 罰則規定の量刑は、国における行政機関の個人情報保護法とほぼ同等のものを規定したとっておりますので、この条文の解釈になってくるわけでございますけれども、私はこの罰則規定は適用されるというふうに思っております。

議長(小森英明君) 寺町知正君。

13番(寺町知正君) 国などに倣ったということが1つ答弁の骨子。もう一つ大事なのは、適用されるという総務部長の見解ですが、もう一度研究していただきたい。あってはならない不注意みたいなものも罰則規定に盛り込まないと個人情報は保護されないということが今の時代ははっきりしていますので、もしこの条例の規定で、悪意は当然だめなんですけど、本当にうっかりしたものもこれでフォローされない罰則であればいけないので、それを盛り込む必要があるのかどうか。これでそう読み取れるという断定がこ

の議会の最終日までにはされれば、私もそれに納得しますし、だけど読み取れないなら、やっぱりそのような悪意でないものもこの罰則の対象にすべき時代だというふうに思いますので、その見解を、今はいいですから、早急に整理していただきたいということをお願いします。どうでしょうか。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） わかりました。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、議第10号の情報公開条例ですけど、こちらは、32条の2の第1項で、情報の公開に努めるという指定管理者に対する求めが、個人情報保護の場合は義務化でしたけれども、ここは努めなさいという努力規定なんですね。ということは、言葉の意味からすれば努力しなさいですから、しなくても市は文句言えないということにしかとれないわけですね。その点について、本来、市が指定管理として任せる部分ですから、市のいわば単なる出先であって、別な機関とはとらえられない、仕事上。ですから、情報公開に関しては、市民が非公開になった場合に異議申し立てなどできるはずですけども、どう考えるんでしょうか。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） これは、おっしゃられるとおり努力規定でございますので、指定管理者にすべてのことの責任ということはなかなか厳しいところがありますもので、多少市の方もその辺のところは、指定管理者の方に教育するといいますか、協定書等でしっかりとその辺のところを把握して、余り指定管理者に一から十まで責任が行ってしまわないように、十分なフォローをしてやれないかなというところもございしますので、その辺、御理解いただきたいと思いますが。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 異議申し立てもできないのに、市長は提案説明で、市と同様な情報公開が確保できるというふうに提案説明されたんですよ。だけど、同様にじゃないんですよ。やっぱり1段下がるんですよ、努力規定なんですから。それは十分認識していただいて、運用あるいは協定に反映してほしいわけですね。

もう一つ、今回、この2項のところ、32条の2の2項ですね。市が保有していない、指定管理者は持っているけど、市がもらっていない文書については、市民がそういったものを請求した場合に、市が持っていなければ指定管理者のところに行ってもらってきますよという規定がある。ここである程度フォローできるというふうに読み取ります。だけど、そこですよ。市が、請求されて、ない、じゃ、向こうにとってきますという

ふうに条例は書いてあるけど、市が渋ったら結局市民は手が届かないわけですよ。ですから、この規定をちゃんと、請求されて市が持っていなければ、必ず管理者のところに行ってもらってきますと、そういう姿勢を持たなきゃいけないと思うんですが、その点、市はどういうふうに考えるんでしょうか。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） そのように考えております。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） じゃ、最後ですけど、市が管理者に提供を求めて断られたら、市はどうするのかということと、もう一点、出資法人32条ということで、市の条例は土地開発公社を規定しています。出資法人だから市と同様にというふうになっておるんですね。指定管理者の方は、先ほどの公開に努めるという努力規定。ちょっと弱いんですよ。本来、業務からいったら市がやるべきことをある部分ちゃんと委託しているわけですから、出資法人と少なくとも同等である必要があると、そういうふうに考えなきゃいけないと思うんですが、その点、市の条例の文言、努力規定というところに甘さがあるんじゃないでしょうか。出資法人と同じ位置づけにすべきではないでしょうか。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） まず1つ目の方、向こうが出さなかったらどうするかというところでは、こういう条例が通った後のことでございますので、実際協定を結ぶときなどには、そのようなことははっきりとうたっておくべきだと思いますので、そのようにさせていただきたいと思います。

2つ目の問題は、確かにおっしゃることもよくわかりますので、出資法人でございますので市と同格だというふうには思っておりますから、そのようにさせていただくように努めます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、議第12号と13号ですね。国民保護法の関係で、全く新しい制度ですので、ちょっと条文を見ながらですね。

資料の11ですね。国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例と、もう一つセットになっているのが、国民保護協議会条例ですね。これに関してですけれども、総務部長が担当ですね。

まず、お尋ねしますけれども、国民保護法というのは、武力攻撃などの事態のときに、住民の安全だとか避難、救援、そういった有事において国民をどのように守るかということを決めた法律というふうには言われています。

ところで、2004年の閣議決定で新防衛大綱というのが通ったわけですがけれども、ここでは、見通し得る将来において、我が国に対する基本的な侵略事態生起の可能性は低下していると判断されているというふうにちゃんと閣議で通っているんですね。ですから、こんな状況の中で今この条例を制定するということの根拠は特になく、必要性もなく、ただいたずらに戦争をあおるだけだというふうにとらえるわけです。この2つの条例は、今提案する必要はないのではないかとこのように考えますが、いかがでしょうか。

それから2つ目ですがけれども、今回、議会で議案として突如として出てきたわけです。自治体によっては、住民の意見を聞く、パブリックコメントを求めたところもあるようですがけれども、市はそういったことをしていないですね。戦時の体制が市民生活に持ち込まれてくるという非常に重要な想定制度なんですね。しかし、これが市民にほとんどというか全く説明されずに、議会にもぼんと出てきているということ、この問題は非常に大きいと思うんですね。

そこで、国民保護計画を策定するという段階では、議会への説明や意見の聴取、それから市民のパブリックコメントも実施するということのようなことが法律にも書いてあるわけですがけれども、市の方はその点、今回なぜ公にして意見を求めるということをしなかったのか、その点についてお尋ねします。

それから、国民保護というふうになっています。国民ということの定義なんですけど、憲法では国民とは日本人だけであって、外国籍の人、外国人は含まないわけですね。日本にはまだたくさん、まだというか、たくさんそういう人が今一緒に住み、一緒に仕事をしていますけれども、そういった人たちのことはどのように考えているのかということ、とりあえずそこについてお答えください。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 提案の必要がないということでございますが、これは寺町議員の考えであって、この保護計画を平成18年度に策定しようと思えば、保護協議会条例の方はつくらんといかんわけですし、岐阜県下でも、ほとんどのところが3月議会で提案するというので、90何%もそういう状況でございますので。そして、法律に基づいたものでございまして、法律の方で条例をつくりなさいと言っておることですから、これはやっぱり法定受託事務でございますし、こちらのわがままでつくらんとかいうことは許されんことやと思っております。

それから、公にして意見を求めなかった、なぜかということでございますが、計画を立てるときに、国民保護協議会ができておりますので、その協議会のメンバーをある程度広くから入っていただくということにして、そこでの意見聴取ということも可能性と

してはできるというふうに思っておりますし、そういうことも国としては求めているようでございますので、事前に広く市民に対して意見を求めるという計画はございませんでした。

その2点でございましたかね。

13番(寺町知正君) 国民。

総務部長(垣ヶ原正仁君) 国民の範囲ですね。日本国籍をっておる人が日本国民だというふうに理解をしております。

以上でございます。

議長(小森英明君) 寺町知正君。

13番(寺町知正君) じゃ、再質問しますけれども、今の答弁で、90何%という意味ありの言葉だったんですけど、県内の市町村の何十かありますけれども、3月議会に出すのは全部なんですか。幾つ出さないんでしょうねということ。

それから、提案説明のときにも幾つかあったんですけど、まず本部長の方の関係で、市長だということね。それから、本部員には助役とか教育長になる。具体的に今法律の関係で定まっているわけですね。まさに行政が主体の制度、2つの制度がそうなんですけど。

岐阜県ですと、やっぱり各務原に軍事基地がある、自衛隊があるということで、まずここが一番ねられるということは言われていますね。次はどこかかという、これも専門家が言うわけですけど、まず警察関係、それから役所関係。しかも、こういう制度ができるからね、役所、市役所がねられるわけですよ。それから、避難場所とか公共的な広いところ。もし戦時になれば、そこがまずねられるわけですね。

だけど、今回の制度というのは、まさにそこに権力というか機構の中枢を持っていこうとするわけでしょう。ねられるところに持っていく制度って意味がないんじゃないかと。今の戦争というのは、無差別にやるんじゃないでピンポイントですばっといくわけですから、市役所なんてのは一番ねられる最たるものなんですね。市長や助役や市の幹部、そこに制度の中心を置いて、一体有効になるのかなという素朴な疑問ですが、その点、市はどう考えているんでしょうかね。

それから、先ほどの国民ですが、国民はいいです、憲法でね。そうじゃない人たちが今この日本、岐阜県でも山県市でもそうですよ、一緒に暮らして仕事しているわけでしょう、随分多くの方がね。そういう人は、市はこの制度をつくるのに、視野に入れていないというわけですか。どういうふうに答弁しますか。納税もされている人が多いわけですよ。



それともう一つですが、先ほど、制度上広く意見を聞く場もあるということでしたが、確かにそうです。協議会には委員は30人以内というふうになっています。そこを指してもおみえかと思いますが、そういった場合に広く意見を聞くには、例えば委員を公募することも必要ではないかと思うんですが、そういったことについてどのようにお考えでしょうか。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 1問目の、3月議会に提案予定は44市町村、3月以外というのが、未定というのが1市町村。これは、18年の1月に県の方が実施されたアンケート調査での見込み数でございますので、絶対に3月に出たかどうかということはわかりません。

それから、各務原の飛行場とか各市町村の中心地、役所が置かれているところがねらわれるんじゃないかということでございますが、これは実際なってみるとわからんことですし、市の役目は、そういう事態になったときに国民の生命財産を守る、保護する必要があり、その避難を誘導するということでございますので、私どもは、そういうことのためにできた法律であり、そのためにできた条例ではありますけれども、そういうことがないことを願っております。

それから、外人さん、そういう言葉を使っていいのかわかりませんが、日本国籍を持たない人でも、そういう事態に行ったときに一緒に行動していただけるのなら、それはそれで避難の人の中に加わってもらうことは決して悪いことじゃないと思います。

それから、委員の方でございますけれども、30人以内ということでございますので、まだ人選はいたしておりませんが、ある程度の人数は公募ということも考えてみたいと思っております。

以上でございます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 外国の人たちについては、非常に消極的に、一緒に避難するならどうぞというように、それではいけないと思うんですよ。同じ住民なわけですね。自治法上は住民、旅行者だって同じ住民なんですから、それは山県市の責任で守るべき住民、市民なんですよ。そういった意味で、法律がありきですから、条例に独特の文言は盛り込むことは無理であっても、市の運用上、きちっとそこを、国民プラスそこにいるすべての住民ということをして市の段階で位置づける、それをしないと、結局、その場になったときに非常に困る人たちが多分1割ぐらい出てくると思うんですよ。市はそこを守る義務があるんだから、きちっと市の制度の中では位置づけをしてほしいと思いますが、

その点いかがでしょうか。

それからもう一点、公募は検討していただけるということでありがたいと思いますけれど、もう一つ、よくシビリアンコントロールという言い方が昔からされていますけれども、まさに今回地方自治の問題ということで、そのシビリアンコントロールという観点から、この委員の中には、自衛隊だとか、その関係者を入れるということはなしにしていきたい。そうしなければ意味がなくなるわけですね。その点について、市の考え、自衛隊及びその関係者は30人という委員には入れないということ、そこを明確にしていきたいんですが、いかがでしょうか。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 1回その点につきましては、人選の段階になったときにどういうふうにするかということで、私どもの方で協議をさせていただきます。わからないところは県なんか聞きまして、指導を得ていきたいと思っております。

13番（寺町知正君） もう一つ、外国人の市独自の位置づけをして。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 昔の戦争の話を見ると、アメリカにおった日本人は、どこかアメリカの大陸の中央部に連れていかれて1つのところに閉じ込められたとか、例えばの話、ある国が日本を攻めてきたときに、その国の国民も一緒に避難するのかとか、いろんな国が違うことによって難しい問題が出てくると思うんですね。その辺のところもありますので、そうしますとはよう言いませんけども、1回よくその辺のところも上部機関と相談して、意見をいただこうと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（小森英明君） 暫時休憩いたします。2時30分から再開いたします。

午後2時10分休憩

午後2時30分再開

議長（小森英明君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、費用弁償関係の議第15号、議員、それから18号の市長、助役関係、それから19号の教育長関係ですけれども、このあたりのところは、昨年の11月の臨時議会で職員の方は下げて、それから特別職などは上げるという形で条例が改正されました。記憶では、およそ5%程度かというふうに思っています、期末手当に関してですね。総額で5%ぐらい引き上げたというのが11月でしたけど、その数カ月後の今回、下げるといって来ているわけですね。それで、今回、説明では、議員は3.03%、

市長は2.94、助役は2.86、教育長は2.46下げるといふふうでした。報酬と期末手当は違いますけど、総手取り額で見る、手取りといいますか、個々人がもらう分で見ると、実際にどういふふうになるのかということですね。昨年の上げ分、今回の下げ分、差し引き幾らになるんでしょうか。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） それぞれの役職者のあれで要るわけですか。

13番（寺町知正君） 議員は議員だけでいいですよ。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 市長でございますけれども、期末手当5%引き上げ分で5万1,000円、改定による引き下げ分で43万3,000円と、差し引き38万2,000円の減でございます。助役が、期末手当5%引き上げ分が4万2,000円、引き下げ分が34万7,000円、差し引き30万5,000円。教育長が、5%分で3万6,600円引き上げ、引き下げ分が26万、トータル22万3,400円の減でございます。議員さんは、全員で5%引き上げ分が44万4,000円、改定による引き下げ分が384万9,000円、差し引き340万5,000円の引き下げということでございます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 先回は報酬審議会を通さずに、今回は審議会を通したということです。市長の諮問があつて答申があつたと思うんですけど、市長の答申の骨子、それから答申の骨子というのはどういったことかということ。それから、審議会の議論の主な要点、どういった議論があつたのかということ。

それともう一つですけれども、本当に、11月から4カ月後のこの3月に改定されるわけですけれども、何か条例改正する制度とか審議会や議会というのが非常に、もてあそばれているともとれるんですね、こんな短期に上げたり下げたりするわけですから。なぜ11月のときに一緒に制度がえができなかったのかということ、その点についてお答えください。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） ちょっと暫時休憩をお願いします。

議長（小森英明君） 暫時休憩いたします。

午後2時33分休憩

午後2時34分再開

議長（小森英明君） 会議を再開いたします。

垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 去年の期末手当の0.05につきましては、これは審議会の答申は要らないということで、国から来たのをそのままやらせていただきましたし、今回の分は、職員の人事院勧告、国家公務員の一般職員に関する法律の改正によりまして、その下がった分、職員も下がるわけでございますので、特別職の方も下げた方が時節柄よろしいんじゃないかということでの引き下げでございます。約3%の引き下げをした方がいいということでの答申でございましたので、そのようにさせていただいた次第でございます。よろしゅうございますか。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 確認ですが、11月のときに一緒にできなかった理由というのは、人事院勧告が11月の前に出て、さらに、その後に出たからなら納得できますが、そこはどうなんですか。11月に一緒に、全部差し引きしてぼんどできなかったのかということですか。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 11月のときの人事勧告は、0.05、月のアップ分だけでございまして、給与の方の分は、まだその段階では出ておりませんでした。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） では、質問を変えますけど、まず、議第25号の土地開発公社基金条例の改正ですけれども、これは、市から公社に貸し付けることができるというふうに説明を受けました。これは取得の目的を指定するのかもしれないのかということですね、市から貸し付ける場合に。一定の金額だけ貸したら、後、公社で御自由にどうぞということなのかということですね。当然、そういうふうに考えますと、前提には何らかの大きな取得目的、委託をすとか、議決もありますけど、そういったことがあるから貸しましょうというのか、随時求めに応じて市に余裕があれば貸しますというそういったものなのか。そのあたりの性格が見えませんが、お願いします。

議長（小森英明君） 船戸企画部長。

企画部長（船戸時夫君） 今回基金条例を改正しますのは、現在土地開発公社で約13億ほどの土地を保有いたしております。その分に活用するためでございますが、新たに求めるものではありません。

以上です。

13番（寺町知正君） 目的指定はないんですか。

企画部長（船戸時夫君） 目的でございますが、当然、土地開発公社は土地購入の場合資金がありませんので、銀行で融資を受けます。当然今1%ほどの利率があるわけでご

ざいですが、土地開発基金につきましては、現金が今約3億程度ありますので、これを定期預金に預けておりますと今0.09%ということで、その差の0.91%、土地開発公社の利息が助かると、低利におさまるということから、基金から貸し付けようというものでございます。

現在保有していますそれぞれ土地の分、銀行で借りておりますので、3億円相当分返還して、基金の方から借り入れるというものでございます。

以上です。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） そうすると、平たく言うと、公社が市中の金融機関から借りている分を市の方から何とかしましょうという理解でいいのかということと、それから、市はいずれ買い戻すわけですが、そのときは、買い戻しは通常の買い戻し手続にするのか、単なる貸し付けてあった分で相殺しますという、そういう便宜的な処理に移っていくのか、この制度を認めたら。質問の趣旨をわかっていただけましたかね。この2点をお願いします。

議長（小森英明君） 船戸企画部長。

企画部長（船戸時夫君） 買い戻すときにつきましては、当然、利息分含んで、今までにかかった経費含んで市の方で買い戻していただくことになろうかと思えます。

済みません。1問目は。

13番（寺町知正君） 要するに、貸付分で相殺することがないのかどうかということが2問目ですし、それから1問目は、単なる市中の金融機関のかわりを市がしてあげるのかと、そういうふうにとらえたらいいんですかということです。

企画部長（船戸時夫君） 一応3億円の分につきましては、市中の金融機関の分を基金の方でかわっていただくわけでございます。

今後、公社で買っている土地につきましては、先ほども桜尾の浄水公園なんかがありました。その分は当然今回から一般会計に計上いたしてありまして、買い戻していただくまでの利率を計算して一般会計で買い戻すという方式でさせていただきます。よろしいでしょうか。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） そうすると、議会の議員という立場では、予算書とか決算書のどこに市が公社に貸し付けたというのが明示されるのかを教えていただきたいということと、それから、公社と市の関係ですね。旧高富町のことを考えてみますと、ずっと以前は公社が取得する予定の土地、地番、地権者、面積、取得金額などの一覧表がずっと

議会にも出てきていた時代もありましたが、徐々にいわばガードがかたくなって、公社から市の方に来るのが、総括書しか来ないというふうになってきています。そういった意味で、議会が公社の中身を審議することが非常に今しにくい時代になってきているなということを感じるんですが、一方で、資金的にはどんどん提供していきますというようなことが具体的に行われていく。そうすると、制度上非常にアンバランスだという懸念を持つわけです。

そこで確認ですけど、公社のいろいろな財産状況の情報は公社が持っているわけですね。市、市民は、市に情報公開できるけども、公社にもできる、さっきのあの別件ですけど、そうすると、市と同じように公社が持っている情報は、基本的には情報公開していただけるのかどうか。そのあたり、今、企画部長が管轄だと思いますけど、いかがでしょうか。

議長（小森英明君） 船戸企画部長。

企画部長（船戸時夫君） まず、公社と基金の貸付につきましては、予算書には上がってきませんので、当然、一般会計の管理者である市長と土地開発公社の理事長である助役と契約を締結していただくことになろうかと思えます。

また、公社の内容につきましては、当然議会の方へも報告案件ということでさせていただいておりますし、また、議会側から3名の方に理事として加入させていただいておりますので、内容は熟知していただいております。

情報公開に関しましては、私も実は理事でございますので、事務局はたまたま総合企画で担当しておりますが、理事という立場ですので返答するわけにはいきませんが、情報公開の対象でさせていただくつもりでございます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 議第27号ですけれども、福祉医療費の助成に関する条例ですけれども、提案説明など、あるいは今までの状況の中では、県が制度を変えたという関係が基本にあるととれます。それで、県の方が制度を変えたから市がこうしますということなんですけど、他の自治体を見ると、この際だから助成制度を引き上げようというところが岐阜周辺に結構あるわけなんですけど、山口市は県の制度改正にそのまま追随するだけで何ら新たに拡大するような意図が見えないんですけど、そういう認識でいいでしょうか。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 御質問にお答えいたします。

福祉医療制度に関しましては、山口市の場合ですと、年間に福祉医療1億7,000万ほど

大体給付をしております。対象の方は、皆様、議員御承知のように、ゼロ歳から就学前の方、そしてまた65歳まで、また65歳以上ですから、お亡くなりになるまで、障害のある方は基本的に福祉医療の方で山県市として対応していくわけで、現在2,940名ほどの方が該当者でございます。そういう方が1年を通して延べで回数使われるという状況でございますけど、いろいろ県との制度の関係が非常におっしゃるとおりいろいろありますが、当分の間は、財政を見ながら山県市として今の方向で進んでいきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 岐阜市とか周辺が少子化の関係で随分予算も増やしているのに、このペースで行くということは、相対的に見れば山県市は後退というふうにとれるんですが、これは部長よりも市長の方針かと思いますが、どうでしょう。周辺がどんどん助成制度を拡充していきこうと、少子化対策、今どんどん予算もつけようとしているのに、山県市は現状で行くということは、結果的に比較後退ではないかというふうに思うんですが、いかがですか。

議長（小森英明君） 平野市長。

市長（平野 元君） 私はそんなふうには考えておりません。積極的に単独のものを上乘せしてやっていくということでございますし、他市の状況よりもいいか悪いかということは、今現段階では精査しておりませんので、ちょっと不明でございます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） じゃ、質問を変えますけれども、一般会計の予算で、まず概要書の方ですけど、これの1ページのところで、多分これは企画部長かと思いますが、合併特例債の関係ですけれども、13億何がし、これがことしの新年度の予算というふうに出ています。昨年は27億程度だったということで、約半分に減っているということですが、合併してこれで4年目の予算に入るわけですね。山県市としては特例債は、今まで過去に累計というか合計でどれだけつかったのかということ。あと、どれだけ特例債の枠があって、どれくらい使う予定でいるのかというところを説明いただきたいんです。

議長（小森英明君） 船戸企画部長。

企画部長（船戸時夫君） 一応合併特例債ですが、特に今年度減額になっておりますのは、地域情報化とかまた防災無線の事業、また高中の事業が済んだことによるもので、13億ということでございますが、特例債の一応18年度末の発行残高は約70億程度になる

うかと思えます。それと、当然その中には振興基金ということで毎年1億7,000万ずつ積んでおりますので、最終的には、10年積みますと17億6,000万ほど基金を積み立てるということになっております。最終的には約140億程度の合併特例債を発行できるものと思っておりますが、今後につきましては、まだごみ処理場等々、また鳥羽川のサイクリングロードとかというような事業がございますので、そちらの方に充当していきたいというようなことを思っております。ただ、金額につきましては、どれだけ発行ということについてはまだ出ておりませんので、御理解賜りたいと思えます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、企画部長に続きでお聞きしますが、概要書の31ページに地方債の残高の見込みという一覧表があります。今は特例債の話でしたけども、地方債の残高ということで非常に増えていってますね。一番よく御承知だと思います。今年度、新規が46億、償還が15億ですか、そういったような形になっていると思います。しかも、平成16年から17年が25億、17から18が31億、今回の新年度予算でいくとそれが46ということで、堅調に、慎重に同じペースで行きますというよりは、倍々と上がっているというふうに受け取れるわけですが、その結果として、合計349億の地方債残高が見込まれているわけですね。このペースで行くといずれパンクするように思うんですが、余りに多いということについて、どのようにお考えかということ。それから、将来の見込みとして、地方債残高のピークはいつごろだというふうには推測されているのかということをお答えください。

議長（小森英明君） 船戸企画部長。

企画部長（船戸時夫君） ただいまの、31ページの地方債の年末における残高見込みということで、18年度末の一般会計及び特別会計で約350億ということですが、この多くは、交付税の算入があります合併特例債、過疎債、または臨時財政対策債といった、交付税算入のあるものを積極的に活用いたしておりますので、丸きりの一般単独でないということを御承知いただきたいと思えます。

なお、ピークにつきましては、借り入れ年度によってそれぞれ変わっていくわけですが、一応平成17年度末での借り入れで、見込みによりますと、大体今のところは平成23、4年にピークを迎えるということをお思っておりますが、また今年度も13億発行いたしますので、年度がずれていく可能性があるかと思えますので、御理解賜りたいと思えます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 確認ですが、ピークが、今の17年ペースで行くと平成23、4年ご



るピークだろうということですが、これは、さらにこうやって借りていくとどんどんずれ込んでいく。ずれ込んでいくということはピークが上がるということだと思っておりますが、そういう理解でいいでしょうか。

議長（小森英明君） 船戸企画部長。

企画部長（船戸時夫君） そのとおりでございます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、予算書の関係で総務部長にお聞きしますけど、昨年の3月議会で、地方自治法改正で、リース関係のものを債務負担に組まなくてもいいという法律改正があって、山県市は早速条例改正をしたということで、ここで議論しました。今回の予算書を見て、17年度から、あるいは以前からのものは計上されていますが、新規のものは、この新しい条例にのっとって計上しないでこの予算書がつくられているのか、条例はあるものの、従来のとおりに一応予算書に計上してあるのか、どちらでしょうか。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 長期継続契約の分につきましては、予算書に計上してございません。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 計上していないとすると、そのときもお話ししましたが、執行者から何ら率先して報告がないわけですね。あのときに、報告してほしいということで、検討しますということでしたけれども。まあ、仕方がないから、とりあえず何件で幾らか、大体何年なのか、どういったものなのか、説明をいただきたい。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 手持ちの資料もございませんし、今まで契約したものを全部集めようと思うと、かなり各課にまたがっておりますので、時間的な余裕をいただかんと御報告はできないと思いますが。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 今できないということはいいいとして、昨年の議事録を1回見ていただきたいですね。報告しませんということではなかったですよ。掲載しないということは、答えられるようにしますという趣旨だったと思いますが、一度確認していただきたいと思います。

それでは、次に行きますけれども、議第64号で指定管理者ということの制度があります。それで今回、よくこの議会でも議論されていますけれども、今回の具体的な事業は、

1つの見本になって将来にパターンを示していくというふうになりなす。そこで、市の方には選定委員会というのがつくられているわけですけど、ここの議事録が、選定の経過の議事録、これが存在するのかどうか。存在するなら、どの程度の内容かということ。それから、それが公開されるのかということ、そこについて質問いたします。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 議事録は、要点筆記的なことになるとは思いますが、そういうのはあるのではないかなと思っておりますし、もしなければ、それはつくっていかなあかんものだというふうに思います。それでよろしゅうございますか。

13番（寺町知正君） でも、主管課の部長が、あるかないかわからんという答えはちょっとないと思うんです。あるかないのか、どっちか答えていただきたい。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） あると思います。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 要綱もいただきました。その担当部長さんが、あるかないかと問われて、「あると思います。」ということで、あるならある、ないならないと答えていただきたい。なぜかって、十分わかっていただいたと思いますが、初めてのケースだから、ここで残す書類が今後のすべての参考になっていくわけですよ、新年度以降。なければないまま行ってしまうし、数行の要点だったらそのまま行っちゃいますよ、次から。だから、指定管理者というのが全国で問題になっています、その情報公開のあり方、記録のあり方が。しっかりとしたものをつくるという最初の見本を、ないならつくっていただきたいし、あってもシンプルだったら、一応きちっと、だれが見ても、ああ、こういう経過だったのかということがわかる記録を、今からでいいから整備していただきたいというふうに思いますが、どうでしょう。何しろ最初のケースですので。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） そのようにやらせていただきます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それから、60号の地域情報化の特別会計ですけど、これで事業が主なものは終わって運用段階に入ったというふうに理解していますけれども、そういう理解でいいのかということと、それから、以前からの議論で、せっかく新しい制度をつくるのに、有機的に使うには、市がいろいろな業務、市民サービスの中でこの新しいシステムを利用していかないといけないということは指摘がされていると思いますが、市は今度正規の1年が4月からスタートするわけですけども、こういった形でこ

の情報化をサービスに提供する意向があるのかということはいかがでしょうか。

議長（小森英明君） 船戸企画部長。

企画部長（船戸時夫君） 先ほども申し上げましたように、地域情報化のテレビ関係の事業が済んだわけでございまして、現在また加入促進を図っている状況でございます。余談でございますが、テレビにつきましては81%の加入、インターネットについてはまだ24%の加入状況でございますので、これは2月末でございます。以前の一般質問におきまして、インターネットによるいろいろ活用ということがございましたが、まだこのような加入状況でございますので、ですけども、各課でいろいろ活用を図っていきたいということを考えております。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、総務部長、たくさんですので、最後の1つですから、これで終わりですから、よろしくをお願いします。

ある程度、けさから、こういったことを質問しますということで話し合っていますので、それに準じていきますけれども、議第20号、市の職員の給与に関する条例改正ということですね。これは、去年の人事院勧告が、全国の自治体に向けて大幅な、根本的な改正をするように勧告をしたということを受けているというふうに私は受けとめています。インターネットで見ても、人事院勧告のものは出ているし、県の人事委員会も、県の実態に合わせた状況、方向性、数字なども出しています。ところが山県市に関しては、資料も何も提出というか議会に出てきていないので、朝から何度か出してほしいとお願いして、やっと出していただけましたけれども。

そういう中で、国や県と山県市がそっくり一緒の部分、それから、ここが山県市独自のもの、県とちょっと違うよというところ、幾つかあると思います。その点を示していただきたいということ。

それから、基本的には地方公務員の給与を下げていこうということですが、今回のこの改正によって、山県市の職員の人件費の中で幾らぐらい低くなり、それから率では何%ぐらい減になるのか、そこを説明してください。それが1点目。

それからもう一点ですけども、県の人事委員会の資料などは査定昇給という言葉が明確に出ていますし、今日いただいた市の資料でも査定昇給という言葉がありました。査定昇給というのはどういうことなのかということ。それを導入する趣旨、なぜそういう制度を入れるのかということですね。

それから次に、3つ目ですけど、その客観的公正、公平であるということも当然必要だというふうに思いますが、この中で、県の資料にも市の資料にもありましたけど、昇

給部分の人員分布率という言葉がちゃんと出てきて、表にもなっていますね。これを見ると、上の方の級の人には5%、ここは5%、ここは10とか分布率が示されていますが、真ん中から下は分布率がないと、そういう制度なんですね。ということは、これは任命権者側が、例えば極端に言ったら、低いところにどっと職員をたくさん集めたって制度上問題がないということになるわけです。この分布率で、低い級の人たちに分布率を定めないことの目的、趣旨は何でしょうか。

それからもう一点ですけど、枠外昇給制度という言葉も出てきました。枠外昇給制度とはどういうことなのか。それを今回廃止するということですが、それ自体はいいと思いますけども、どういった制度であったか、その説明をお願いします。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 国は人事院、県は人事委員会の勧告ということでございますが、国の方の、国家公務員の一般職の給与に関する法律改正に伴うものでございますので、国とはほとんど一緒だと、国が示されたとおりのことはやっております。ただ、先ほど枠外のあれが出てきましたが、給与表が125号級までない分は独自でつくりましたので、その分だけ国と違うかなというふうに思っております。

それから、今回の給与改定で1,800万円の減でございます。附則第7号で減給保障というのがうたっておりますので、思ったより減額は少なかったなということでございますけれども、昇給延伸の効果が2年、3年と続きますもので、トータルすればかなりの金額になってくるかなというふうな理解でございます。

それから、査定昇給でございますけれども、給与決定のための勤務成績の判定について改善を行った上で、新たな昇給区分による勤務成績に基づいた昇給を行うというふうに御理解をいただきたいと思いますが、非常に言葉だけですのであれでございますが、今までですと年4回の昇給時期がありまして、年に15%の職員に対して特別昇給を行うことができるということでございましたが、その制度がなくなりまして、査定昇給ということで、年1回1月1日に上げるということでございます。山県市におきましても、しっかりやっている者、成績よくやっている者についてはほかよりも昇給を上げるということで、査定昇給は制度は取り入れていきたいというふうに思っております。

枠外昇給というのは、125号俸まで入れてしまう……。途中で切れずに、給与表が何枚かありますが、全部下まで金額を入れてしまいましたので、枠外はないというふうに御理解をいただきたいと思います。

それから、昇給分布でございますけれども、A、B、C、D、Eというあれがございますが、Aは極めて良好、Bは特に良好、Cは良好で標準、Dやや良好でない、E良好

でないということをごさいますて、C以下の分は分布率の設定はございませんけれども、A、Bのところだけには分布率を入れさせていただくと。それが入れていないと、いろんなことにあれて、みんなそっちに入ってしまうと、給与がどんどん上がっていくということになってしまうものなので、それは、査定をした結果そういうふうになるんだというふうに御理解をいただくとありがたいと思います。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、再質問します。

まず、先ほどの査定昇給が年1回ということですが、その査定の結果というのは、職員本人には通知をするのかということですね。一般的に考えて、本人の労働意欲という意味で、高い、あるいは上がる場合はいいと思うんですが、低いとか下がるという査定は非常に納得しがたい。しかし、それはやっぱり通知する義務はあると思うんですが、そこはどうなのでしょう。通知する予定なのか、しないのかということ。

それから、県は、枠外在職員の半数、過半数が枠内になるようにというふうにしていきます。ですから、山縣市の方をよく見ると、山山市の枠外在職員の実態というのが、実態においてというような表現で県とは違っているんですね。今部長の答弁では、枠外はなくなるというふうな答えでしたけれども、県の人事委員会の資料と市のものを比べると、県は過半数が枠内になるようにという項ですし、市はそうではないですね。枠外はないとも書いていないですね。実態に応じてというふうな表現になっていると思うんですが、そのあたりの意図はいかがでしょうか。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 査定通知を本人にするのかということをごさいまするが、これ、人事考課というのは非常に難しいものがございまして、古来よりいろんな方法が言われております。自己評価をして、採点者も評価をして、両方合わせてどこが悪いのかということをはっきり本人にわかるようにして本人の奮起を待つとか、あるいは、本人に知らせずに上役だけが独自でやるというような方法とか。どれが一番いいのかいろいろ議論されておるようございまして、ですが、人が人を評価することは非常に難しいことございまして、今までのあれでいきますと、課長が課長以下を評価し、部長が課長の評価をするというふうになっておりましたので、その辺のところを今後どういうふうにしていくかということはこれから考えさせていただきたいと思ひます。

現在のところ、本人にどういう評価がなされておるかというシステムにはなっておりません。成績の優秀な人は、これから一番最高8号級以上上がることになりまして、ごく優秀で普通の人で4号級上がることになりまして、自分がどれだけ上がっておった

かということを見れば、自分にはどういう点がついておるといことはおのずからわかるということにはなっております。

それから、岐阜市、県との違いでございますが、1回この辺は調べさせていただきます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 査定昇給ということが明確な制度になってきて、本人にとって、ある意味で不利益になると受け取れる状況になってくるわけですね。そういったものは本人に通知をして、異議申し立ても必要ならできるといふふうに制度を保つのが本来の労働者に対する制度かと思うんですが、今の答弁だと、そのあたりは非常に欠けている。現状通知しないわけですし、今後については考えますということですが、どうも変わらないような感じを受けます。そのあたりの不利益に対する保障制度はいかがでしょうか。

それともう一点ですけれども、今回の制度改革についてですが、1つ、こういう制度をつくり出すということを職員に示して威圧をかけるということで、職員にとってプラス効果も一部あるけれども、マイナス効果もある、いわば労働意欲を減ずるといふわけね。そういったことの指摘がされていますし、それは言葉をかえて、仕事に頑張った人を昇給させるということよりは、上司に忠実な人間を昇給させるというふうになってしまう可能性があるという懸念があるんですが、そうならないという自負なり、確信なり、意気込みはあるんでしょうか。それがないと本当に制度が、ただ上司に言うとおりにしていればいいんだという、非常に市としてはまずい状況になると思うんです。その懸念を払拭できる答弁があるんでしょうかね。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 先ほど、人事考課のあれを話しましたけれども、今まで、課長が課長以下の職員を評価し、部長が課長を評価しということをやっておりましたが、確かに点数にはばらつきがございますので、課長がやったのをもう一回部長が見て、評価の再確認をやるということにしましたので、どんな評価にしましても絶対的なものはないと思いますけれども、評価制度ができてよかったと言われるような制度に持っていきたいと思っておりますし、先ほど言われましたように、本当の評価やなしに人の顔を見てというようなことはないようにします。そういうことがあっては何のための評価かわかりませんので、きちりその評価が仕事なりに結びつくような評価をさせていただくようにやっていきたいと思っております。

本人に示すのは、先ほど申し上げましたように、自分のあれを見ればどういう評価をされておるかということが、給料表、辞令を見ればわかるわけでございますので、そこ

を持ってきてだめ押しするようなことはちょっとあれでございますので、今のところ考えておりません。

議長（小森英明君） 以上で、寺町知正君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位 11 番 中田静枝君。

15 番（中田静枝君） まず最初の件なんですけれども、議第12号と13号、国民武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に関する案件 2 つですけれども、これにつきましては、有事法制というか、戦争の状態を想定しての国民保護法ということで、日本の国の憲法の平和原則、また基本的な人権を束縛するものなどなど、大事な日本のこうした法律に触れるものを根拠とする今度の案件であります。ですから、本当に慎重に、これは一体どういう意味を持つのかということをお私たちは本当に考えなくちゃいけないなというふうに思います。

そういうわけで、私はこの 2 つの案件については、今議会、山県市議会で可決をすべきではないということをおまず意見として、大前提に思うわけですけれども、そこで、提案をされた方々につきましては、どうしても今のこの議会にこれを出さないといけないという、そういう理由というのは、また根拠というのはあるのかどうかということをおまずお聞きしたいというふうに思います。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 先ほども寺町議員の質問の中でお話ししましたように、法定受託事務でございますので、18年度中に計画をつくらなければなりませんし、その計画は協議会をつくらなければできんということになっております。県の方も、大体その計画ができて、それが今度、それを受ける形で町村計画ということになってきますので、18年度中に計画をつくるということでございますので、今出しておかなければならんということでございます。岐阜県下の全市町村、調査によりますと、1 町村だけちょっと勘考中というところがありましたけど、あとは全部この 3 月の議会に提出するという予定にしておりますので、その辺、御理解をいただきたいと思っておりますし、どうのこうのと言いましても、法律に基づくものでございますので、そのようなスケジュールでやっっていけないと、山県市だけがおくれるというわけにはいきませんので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（小森英明君） 中田静枝君。

15 番（中田静枝君） 今、18年度中に保護計画をつくらなければならないからということなんですけれども、山県市だけがつくらないわけにもいかんというようなことなんですけれども、私の得ている情報では、期限については、法定受託事務とはいえ、いついつまで

に保護計画をつくらなければならないというような規定はないというふうに私は受けとめておりますが、そこら辺はどうなんだろうかとということですね。

それから、国民保護法によって山県市の保護計画ができなければ、一体だれが困るのかなというようなことも私は考えてみるわけですけれども、私、山県市の市民はだれも困らないんじゃないかというふうに思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

それから、山県市、今一番市民が望んでいることは、やっぱり安全で安心してこの山県市で生活ができる状況を市としてつくってもらいたいということで、いろいろとこれまで災害に関するいろんな整備が行われてきたというふうに思うわけですけど、今度のこれはまた全く異質のものであります。それで、市民を保護すると、誘導すると、財産も命も守るというふうに、そのためにこの保護計画をつくるんだと、つくらなければならないと言われるんですけれども、一体どういう状況、どういう原因から守らなければならないのかと、そこら辺がちょっとよくわからないわけなんです。政府の方ではいろいろモデルのようなものを示しているようなんですけれども、山県市としては一体どういう状況を想定してこの計画をつくろうとしておられるのかなと、そこら辺まで考えておられるのかなということなどもお聞きしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） どういう事態とって、外国から攻撃を受けるとか、テロ行為を受けるとき、受けたときということでございますので、それははっきり法律に書いてあるとおりでございますので。

つくらなければ困る人はだれかと言われますが、そういう事態が起きたときに国民を保護するための条例でございますので、そういうのをつくっていないとそのシステムが動かんことになりますので、その市町村の住民が一番弱るのではないかなというふうに思います。

いつまでにつくるかというのは、今県からの通知を見ておるんですけれども、どこも3月の議会に100%ではないけれども出していっておるわけでございます。議案として提出すると言っておるのでございますので、これが半々とか四分六分でまだ出さん方が多いとかという状況ではないものですので、それは御理解をいただきたいと思います。

議長（小森英明君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） その時期については、根拠を今お示しにはならなかったというふうに思います。それから、だれが困るのかと、山県市民が困るのではないかというふうな御答弁でしたけれども、困るのは、やはり有事関連法制を機能させようというふう



に考えている政府ではないかなと、またアメリカ政府ではないかなというふうに私は思うんですね。私の今までに得た情報では、やはり一部でも国民保護計画が欠けるということになると、一斉にそれが機能しなくなるというふうなことが言われておりますので、困るのはそちらです。だから、それをいかにも山県市民が困るというふうなふうに理解されているとしたら、それはやはり非常に市民の行く末を間違わせるというか誤らせるというか、そういうことにつながってくるというふうに思いますので、そこは厳しく指摘をしておきたいというふうに思います。

それから、この国民保護計画というものは、私の得た情報では、いろんな法律家が批判をしております。結局は銃後の社会をきちん整えるためのものだというふうに言われておまして……。

議長（小森英明君） 質疑は簡潔にお願いします。

15番（中田静枝君） そちら辺まで執行部の方は考えているのかということを私は疑問に思います。

それから、あと一つとしては、総務部長のお答えの中に、国の方が言っているように、武力攻撃の中身についてはああだこうだというようなことを想定できると言っておられますけれども、実際問題として、先にほかの議員が紹介しておられましたように、今の小泉内閣が一昨年の12月、1年半ほど前ですけれども、12月に防衛計画の大綱というのを策定しているというわけですね。その中では、冷戦終結後10年以上が経過し、米口間において新たな信頼関係が構築されるなど、主要国間の相互協力・依存関係が一層進展をしているという、そういうような情勢認識のもので、見通し得る将来において、我が国に対する本格的な侵略生起の可能性は……。

議長（小森英明君） 中田議員、質疑についてお願いします。

15番（中田静枝君） ……低下をしていると判断されるというふうに、政府自身がそういうふうな大綱をつくっているわけでありまして、非常にここに食い違いがあるということなども認識をしておかなければならないというふうに思うわけです。

この関係で、国民保護計画をつくるための協議会を組織しなければならないということで、条例なわけですけれども、今後こういう方向で、ひょっとしたら多数決でこの山県市議会でも条例が制定をされていくという方向になるかなということは心配をしておりますけれども、その国民保護協議会の設置に当たって、市民は協議の中身についてどのように知る権利が保障されるのかということをも、最後にちょっとこの件ではお伺いをしたいと思います。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 法律の趣旨にのっとりまして、市民の方が安心・安全な生活ができるように、この条例が可決されることを願っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（小森英明君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） ちょっと答弁に答えてみえない。知る権利はどうやって保障されるかという話ですよ。今、肝心なところですよ。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 法律で、国会で決まったことでございますのでね。

15番（中田静枝君） 山県市の国民保護、これ、協議会の審議の中身とか保護計画の中身とか、そういう中身について、市民の問題でしょ、法律の問題じゃなくて。今ここで決めんとしていることじゃないですか。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 保護計画をつくりましますけれども、それは公表しますよ。協議会はそういうものじゃございませんのでね。

議長（小森英明君） 次の質疑をお願いします。中田静枝君。

15番（中田静枝君） 協議内容も随時公表して、やっぱり市民の判断ができる状況をぜひつくってほしいというふうに思います。

次に、議第14号ですが、山県市の職員の定数条例の一部改正に関してということで今回出されておりますけれど、この案では、市長の事務部局というのが294人から291人へと3人減っているということになりますが、介護保険法ですとか、また障害者自立支援法などという新たな法律ができるというような状況の中で、大変大きな変化が山県市の中にも出てくるというふうに思うわけですが、今の担当部局の仕事というのは、それによってちゃんとできるのかなということで私は心配をしております。そういった意味で、そちらの方の担当部局の人員を増やすということが必要ではないかと思われましますけれども、いかがでしょうか。

議長（小森英明君） 嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） 御質問にお答えします。

先ほど寺町議員からも同じような質問をいただきましたけれども、今回この条例は、今までの簡易水道の特別会計の職員を、今度上水道に移管するという事で、いわゆるその区分を今度の正常な区分に加えたただけでございます、総数は変わらないんですね。その3人も今その仕事をしているわけで、上水に変わるということですね。それだけ御承知おき願いたいと思いますし、今回それを、今回の機構の見直しと同時に、それも一

緒にやっていくということでございます。これは、先ほど寺町議員に私の方から少し説明不足だったかと思えますけれども、今回、いつ、だれが行くからというような話もございましたけれども、これは議員の皆様にお配りしておりますけれども、第2次山県市行政改革大綱実施計画、集中プランというのがございますけれども、この中に、組織、機構については常に点検を行い、国、県等の施策に迅速かつ円滑に対応できる体制を整えるということで、いつも監視しておれ、いつも検討しておれということがここに書いてあるわけですね。それに基づいて今度機構改革します。

御質問にお答えしますけれども、今度の18年の4月1日からは、法律に基づきまして包括支援センターを設置しなければなりません。このために、先日もお配りしました機構改革の内容でございますが、その中にも書いてございますように、長寿福祉課に包括支援センター担当主幹級を設置すると、こういうふうに書いてございますので、それなりに充実していきたいと思えますし、それに向かって本年度、社会福祉士を1人採用いたしました。それも対応しますし、これは長寿福祉課に置きますけれども、長寿福祉課の職員も動員していこうというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

議長（小森英明君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 市民の福祉を後退させてはならない、増進させていかななくてはならないということから、本当に第一にそういった点を、人の手配をきちんとやっぱりやっていただけるようにというふうに思います。

次に、議第32号と55号になるわけですけど、それは、介護保険の条例が変わると、条例の一部改正ということ、それから、新年度の介護保険の特別会計の予算ということになるかなと思えますけれども、今度の介護保険料が、1号被保険者の保険料が、上げ率でいうと、15%以上という大変大きな上げ率だというふうに私は思えますけれども、新年度の介護保険の特別会計の予算書を見ましても、かなり大きく減額の予算になっております。これは、やはり介護保険の法律が昨年大改悪をされまして、要支援ですとか、または要介護1のかなりの部分が介護保険の対象から外されるというようなことや、またホテルコストの関係があるかなというふうに思うわけですが、そういうことを考えても、非常に介護保険特別会計の予算枠そのものが大きく下がっている、にもかかわらず、このように大幅に保険料を引き上げていくということについて非常に私は疑問を感じるわけであります。

条例案の中身を見ますと、経過措置としていろいろとられておりますけれども、しかし、引き上げるということについては同じでありまして、15%以上引き上げられる方たちもたくさんおられるというようなことで、本当に介護保険料の引き上げの理由という

のは理解ができないわけですが、こういうことによって、結果として市民は十分な介護サービスが受けられなくなる、お金のことを心配して、自分から棒をつくらなくちゃならないというような状況も一層ひどくなるというふうに私は思うわけでありまして、そこら辺のところをどのように考えておられるのかと、低所得者のための特別な対策も必要ではないかというようなこともあわせて質問をいたします。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 御質問にお答えいたします。

介護保険法によりまして、議員も御承知のとおり、平成12年に介護保険が発足いたしました。その法律の中では、3年ごとに介護保険事業を見直して、制度は5年ごとに変えていくと。それで、今回の平成18年から21年の3カ年に関しましては、山県市の第3期の介護保険事業計画でございます。

この中で、先ほどおっしゃいました、山県市としての低所得に対します軽減に関しましては、市としましては特別軽減というものは設けておりません。国の制度の中では、激変緩和措置と申しまして、地方税法で老人の方の老年者控除が廃止される関係上、従前ですと、125万円以下の所得の方は全く非課税で、税金がかからないわけですが、それが撤廃になりまして、その影響が出る方に関しましては、山県市の方でも激変緩和措置で、18年、19年と、そういう方を救う措置を制度の中で適用しております。

以上でございます。

議長（小森英明君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 介護保険法の方で、国の進める方法、マニュアルというんですかね、そういうマニュアルに沿ったやり方かなというふうに思いますけれども、しかし、介護保険の会計そのものは、それぞれの自治体で全国千差万別というか、保険者によって状況というのは大きく違うわけでありまして、この山県市の特別会計においては、先ほど言いましたように、大変な減額をした新年度の予算でできるということになるわけですから、本当に引き上げなくても、私はこれは何とかなるんじゃないかなというふうに考えるわけでありまして。

じゃ、次の質問に移ります。議第52号の一般会計の予算の関係です。新年度の予算ですね。

自立支援法が4月から始まるということで、これも本当に、昨年ばたばたと総選挙の後に国会の多数で決められてしまったものなんですけれども、障害者の方には一律1割の負担ということで、今までの支払う能力によつての支払いの仕方とは全く変わってくるということで、大変心配をされているわけですが、しかし、一応、その法律に

ついでに案のときから全国的に大きな批判が集中しまして、それによって、実際に法律が成立する段階では、多少国民の意見を取り入れた部分もあるということで、その一部としては、低所得者に対する利用料の減免ということがあるということで、4月からそれは実施されるということなんです、それについて、4月から減免していただこうと思うと、利用料の減免申請が3月いっぱいになされる必要があると、そういうふうなことも私は聞いておりますが、そこら辺、山県市の場合、十分ちゃんと体制ができていけるのだからと、申請はきちんと受けとめられて、必要な人にちゃんと減免がされるような状況になっているのかどうかということ、それをまず伺いたいと思います。

それから、これから給付決定というのが行われていくということですが、給付決定の中身がどのように決定されていくかということが、やっぱり障害者の日々の生活に大きく影響するということで、障害者の方の支援のニーズに山県市として給付決定がこたえられるようなものになっていかなければならないというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうかということ。

そしてもう一点、自立支援医療ということも今度始まるということで、本当にたくさんの方たちが、障害者の方たちがこちらの方でも負担が非常に増えてくるということなんです。軽減措置もあるようですが、しかし、軽減措置から外れる方の場合は、特別に重度の方は除いての話ではないかなと思いますけれども、医療機関の窓口で、障害者の自立支援医療の高額医療の限度を超えた分も全部払って、そして、後で償還をしてもらう手続をとらなければならぬというようなことも聞いています。

そこら辺について、障害者の方は毎日大変、お一人お一人が苦勞だと思われるかどうか分かりませんが、たくさんの手間を必要としていらっしゃるわけで、償還払いにつきましては現物給付にするべきではないかなというふうに思ったりするわけですが、そこら辺の障害者の方の自立支援医療についての負担が増える分について、どのように考えられるでしょうかということ。

以上。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 御質問にお答えいたします。

まず、議員がおっしゃいます、自立支援福祉サービスの申請でございますが、現在134人申請がございます。うち、各種減免の申請者は62名の申請を受け付けて新しい年度からの対応に備えておりますし、2点目の利用の手続の審査の件でございますが、審査は、手続の流れとしましては、障害程度区分の方は利用の申請をされて、まず一次判定を市町村で行いまして、次、医師、専門家によりまして意見書の二次判定、そして懸案事項調

査をしまして、サービス意思決定の徴収をして、支給決定の判定をさせていただきます。今後とも、この流れに従って支給決定の方をさせてもらいたいと思いますし、先ほど言われました質問の中の自立支援医療の関係につきましては、更生医療や精神障害者の方の通院医療で現在170名ほどの方が申請をしておみえです。当面は、全員の方が重度かつ継続の患者として認められて軽減されますから、自己負担金は1割負担となる予定でございます。

そして最後に、支払いの方の償還払いの件でございますが、山口市としては、当分の間、今のところは償還払いという予定をしております。

以上でございます。

議長（小森英明君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 実際にこの法律が施行されることによって、障害者の方が医者へ行く回数を減らしたりとか、または、訪問介護、移送介護などを十分受けられないでいくというようなことにならないように、福祉部としても最大限の注意を払っていただかななくてはならないのではないかと思いますけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 中田議員の御質問にお答えします。

議員御承知のように、この障害者自立支援法の対象の方は、ゼロ歳から64歳までの障害のある方でございます。私どもの方は、現在そういう方にこの制度の一層の理解を求めるために、リーフレットの方を4月の広報紙の方に入れさせてもらいまして、周知徹底の方を図りたいと思います。そして、またいろいろな相談支援と申しますか、3つの障害がいろいろございますから、電話なり保健福祉部の方に来庁してもらっても結構ですから、いろいろなその方の御相談に乗っていきたくて、今まで以上にそういうふうに思っておりますから、どうかよろしく願いいたします。

議長（小森英明君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） それじゃ、今の障害者自立支援法の関係なんですけれど、今回、山口市のピッコロ療育センターの一部改正の案件も議第31号ということで出ておりますが、定員を20名から30名に増やすというようなことなど。利用料についても、今までは市長が定めるということだったんですけれども、今度厚生労働大臣が定めるという、そういう基準に基づいて利用料を決めていくということになるというふうですが、実際、現在は大体20人ぐらいの方が利用していらっしゃるのでしょうか、その方たちの利用料の変化はどうなるのかなということで、ちょっと予想される部分で結構ですので、お答

えいただきたいなと思います。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 御質問にお答えします。

現在、ピッコロ療育センターに関しましては、条例としまして20人の定員でやっておりますけど、今後は、いろいろな相談件数、また通所、そういうことを勘案しまして30名というのをお願いしたいと思っておりますし、利用料に関しましては、私、今現在減免している方が多いものですから、こちらにもちょっと収入の状況の資料はお持ちしておりますけど、新しい制度の改正の中で、またわかり次第いろいろ言っていただければ、またその御説明をさせていただきます。

以上でございます。

議長（小森英明君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 今の部長の御答弁の中で、現在減免されている方が多いということで、親御さんも非常にたくさんの困難の中、その部分だけでも今は救われている部分があるというような声も聞いたことがあるわけですけれども、今後新たな問題になってくるんじゃないかというふうに私は思います。どうかそうならないように、担当部の方でも精いっぱい努力してもらいたいというふうに思います。

次ですが、議第53号の新年度の国保特別会計の予算についてであります。

これは予算書を見ても概要説明を見ても、これは国保の予算だけに限らずほかの予算でもそうですけれども、本当に積算の根拠、ほかの議員からも指摘がありました。ほとんどなくてわからないので、それと同じようなことなんですけど、国保税の税率についてどのように考えられているかということで、額及び積算根拠をお尋ねしたいというふうに思います。

もう一つは、予算書の方では233ページになると思うんですけど、ほかの議員の方の質問でもちょっと出てきましたが、委託料が大きく今回増えているわけであります。何か健康診断の方の関係かなというふうに思うわけですけれども、その内容について、なぜこんなふうになっているのかということ、それから……。はい、そうですね。そこら辺をお願いします。

議長（小森英明君） 長屋市民部長。

市民部長（長屋義明君） お答えします。

まず、国民健康保険税率につきましては、合併以来3年間据え置いております。医療費分の所得割額は5.88%、資産割額が38%、均等割額が3万300円、平等割が3万1,080円。介護分につきましても、所得割額が0.72%、資産割額が5%、均等割額が6,120円、

平等割3,780円としております。また、平成16年度の決算におきましては、10億1,673万5,791円の税収がありまして、歳入構成割合としましては33.69%となっております。

平成17年度の決算見込みにおきましては、10億1,005万6,002円の税収を見込んでおります。歳入構成割合は33.85%となる見込みとなっております。国民健康保険財政におきます標準の歳入構成割合につきましては、税収入で40%必要としておりますが、その中で不足する6%分につきましては、繰越金や基金からの負債によりまして充足しているのが現状です。

また、平成16年度決算におきましては、単年度の収支決算として見てみますと、約3,800万円の赤字となっております。平成17年度におきましても、現時点で約2億円の赤字になる見込みとなっております。こうした厳しい財政事情によりまして、平成18年度の国民健康保険税率は引き上げざるを得ないと考えております。3月9日に開催いたしました国民健康保険の運営協議会におきましても、その件につきまして御承認をいただいております。

平成18年度当初予算に係ります保険税の積算方法につきましては、医療分、介護分とも、療養給付等の支出額から国、県等の負担金を減じて必要額を求めまして、当該年度の被保険者見込み数で割りまして1人当たりの賦課額を算出してしております。それによりまして、昨年度当初予算時の1人当たりの賦課額に対しまして、医療分につきましては3.6ポイントほど低目となります。介護分につきましては4.31ポイントほど低目となっております。

また、国民健康保険の賦課につきましては、8月の本算定により決定いたしますので、今後の繰越金の状況も眺めながら、基金の繰入分より大幅な増額とならないように考えていきたいと思っております。

以上です。

15番（中田静枝君） もう一つ。

市民部長（長屋義明君） もう一つ、1件ですが、失礼しました。保険事業の関係ですね。保険事業につきましては、委託料に限らず全般的に増額となっておりますが、これは、健康課が行っております保険事業のうちで国民健康保険の被保険者が受ける保険事業分につきまして、国保加入者の占める割合に応じまして特別会計で負担しようとするものであります。今年度までは、健康課等の事業実績に応じて、補正予算によりまして予算の組み替えを行いまして特別会計で支出してございました。総合健康づくり支援事業として国の補助を受けてきましたが、来年度からは、18年度ですが、当初予算に計上します。



また、保険事業は保険税収入の1%以上の事業を確保しなければならないことから、また、先般行われました県の指導監査におきましても指摘を受けております。この指導の改善を行いまして、特別調整交付金を有利に受けたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小森英明君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 重要な、重大な御答弁が今ありましたけど、国保税の引き上げについて、国運協の方でも了承をもらっているというようなことを御答弁されておりましたけど、これはちょっと大変なことでもあります。

それから、住民基本健診について、国民健康保険の加入者の占める割合の分を国保の特別会計の方で予算化をされているということのようですね。これについても私は非常に違和感を感じますね。理由として、保険事業を予算の1%以上にならないといろんな面で不利だというようなお話でしたけれど、こういうので1%以上に引き上げるというのは、ちょっと私は邪道なような気がしますね。もっとやっぱり喜ばれるもので、例えば、社会保険には……。

議長（小森英明君） 討論やなしに質疑をお願いします。

15番（中田静枝君） 例はいろいろ挙げることもできるわけですが、基本健診の部分で1%引き上げるために使うというのは、ちょっと私としては邪道ではないかなというふうに思うわけでもあります。

いろいろお聞きしましたが、今日のところはこれで。

議長（小森英明君） 以上で、中田静枝君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

宮田軍作君。

4番（宮田軍作君） ちょっと質問させていただきますが、シルバー人材のことでちょっとお尋ねをいたします。

今年度の予算は昨年と比べて330万ほど削減をされているということですが、その根拠はどういうことかということですね。それから、ことしの950万ほどの予算の内訳は、人件費4人分、1,200名の保険というようなことをちょっとおっしゃいましたが、これはどのような保険なのか、傷害なのか、健康保険なのかというようなこともちょっとお聞きしたいということと、それから、シルバーの事業料といいますか、いろいろ収支報告なんかも受け取られると思いますけれども、そんなのもわかる範囲で教えていただけたらと思います。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 御質問にお答えいたします。

シルバー人材センターの助成額の内訳でございますけれども、先ほど申しましたように、職員4名分と、あと雇用保険ともう一つが、仕事中にけがをした場合の保険が1,200名分で1人1,500円だと思いますから、大体五十何万という金額になるかと思えます。

そして、社団法人化した経緯は、先ほど説明したように、昨年7月1日付でならせまして、国から法人化をすれば補助金が受けられると、そういう制度でございます。

あと、御質問で、ちょっと私あれでしたけど、もしあれでしたら再度また。

4番（宮田軍作君） 補助金が出るから減額しておいたということですか、昨年と比べて。

保健福祉部長（土井誠司君） 対前年の減額に関しましては、社団法人化された関係上、私どもの方も、たとえ1,000円でも安いという交渉をしますものですから、その結果減額になったということが理由でございます。シルバー人材センターに対して補助をしているのは、そこでヒアリングをしまして補助金を下げたと、そういう理由でございます。よろしいでしょうか。

議長（小森英明君） 宮田軍作君。

4番（宮田軍作君） それで、ヒアリングされると、いろいろ事業内容とかそういうものも当然検討されると思うんですが、事業料というようなものがどれくらいのものになるのかということをお尋ねしましたが。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 事業料は、毎年総会がありまして、私どもは報告を受けますけど、ちょっと私、きょうその総会資料をここに持っておりませんから、それはちょっとまた後日か、後でも結構ですけど。

以上でございます。

議長（小森英明君） 宮田軍作君。

4番（宮田軍作君） 何で私はそういうことを質問するかということですけども、法人化するということは、それなりの実績も出てきたということだろうと思うんですね。それで、今の社会情勢に即した助成というものを今後も考えていかなければいけないのではないかと。例えば人件費、多分、4人で全額助成であるとは思いませんけれども、ほとんど、スポット的な作業もあるでしょうし、常時常勤的な作業もあると思いますが、人材派遣的な分野も結構あるわけですね。よく聞きますには、例えば、この仕事というのはこれくらい引き受けましょうということで、シルバーの方がおいでになって決め

ていられる、その中で仕事をされるわけでございますけれども。そんなことで、常勤的な作業の場合はほとんど公的な仕事の、市の委託業務みたいなのが主にあると思うんですね。スポット的なものは市もありますし、個人的なものも相当あると思うんですけども。企業として、自主努力といいますか、そういうことも当然これからは考えてやっていただかなきゃいかんと思いますので、そういう点も今後御指導いただくということをお願いして、質問をおわります。

議長（小森英明君） 嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） 部長から説明申し上げましたけれども、ちょっと補足説明をさせていただきます。

今回17年度、社団法人ということで国の認可をいただきました。それで、18年度から国から社団法人に補助金が来るということを説明しましたけれども、これは956万ですけども、その補助金額よりも以上を山県市が補助しないと956万の補助金は来ないということです。例えば山県市が500万にすれば国も500万、こういうことになりますので、来年予定しております956万を山県市もそのまま出します、同額を出しましょうということをやっています。

千二百何十万、17年度出してありますけれども、300万ばかり減額します。この300万を減額した956万にしておりますが、実際考えてみますと、今までシルバーは、市の補助金1,250万円と、いわゆる会員の皆様がお仕事をやると5%支払いますけど、その財源で今まで運営してきました。ところが、今18年度から、956万と956万ですから1,900万ばかり歳入があるわけですね。そうすると、1,300万ばかりでやってきたシルバーが1,900万入りますから、600万ばかりプラスになってくるんですね、毎年。その600万に対しては、どうするかということをお考えしております。

そのお金はシルバーの基金にして、将来国から補助金がない場合になったときはどうしようとか、例えば、ほかの目的できちっとその資金を管理できる理由をきちっと市の方に示しておいてくださいということで今指導をしております、今後シルバーと協議していくつもりでございます、まさしく今、施設をお貸ししておりますが、自分たちの施設もつくるというような意見も聞いておりますので、そういう資金に向けるか、格別の理由があるようにその資金の運営をしなさいということで指導しておりますので、今後、国の補助金がだんだん、900万、956万からだんだん目減りしていけば、今まで出してありました1,300万に到達するぐらいの金額でおさまる。もしくは、会員の皆様が5%以上、例えば仕事が増えまして、5%でもたくさんの事務量があれば金額も増えますし、その5%を10%に負担金を出すことにすれば資金も浮いてきますので、今まで

の経緯を踏まえながら、仕事の内容も踏まえながら、会員の数も踏まえながら、これからの資金を運用していくということで、今回18年度からは国と同額の補助をしていくということで956万にしたわけでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（小森英明君） ほかに質疑はありませんか。

藤垣邦成君。

18番（藤垣邦成君） 予算書の111ページと112ページ、再三同僚議員が質問いたしましたけど、ちょっと市長に確認をさせていただきたいんですが、11ページには畜産振興総合対策推進費、それから12ページには畜産公害の市活性化構想策定業務委託、この件についてちょっと市長に御意思を確認させていただきたいんです。

要するに部長は、今後よく検討していくという答弁をされております。山県市に農業政策というのは本当にあってないような話だなと私は思うんですね。特に今、JAさんが改革案を出されて、各地区で説明会などを開いておられますけれども、せんだって大桑でも説明会がございました。そういった席で、このアグリの部分についてどのように力を入れていかれるかという部分なんですけども、営農指導員は置かないと、こういう説明もなさっております。

そういった中で、逆行して、国の農政というのは、いわゆる高度営農に対する補助金に集中していこうと、こういう方向性ですね。そういった中で、この策定委託料が、どういう構想を策定してくれるか。全く白紙で委託しているとする場合、それから何らかの方向性を示唆して策定を委託する場合とあると思うんです。したがって、例えば、抜本的な、振興なのか公害なのかということでお尋ねするんですけども、構想の策定の中身が、例えばエコ施設の建設をすべきだと、そんなような答申を受けたら、それに従ってきちっとしたそういうものをつくっていくんだと。それにはやはり投資するわけですから、どういったリターンが望めるか。あるいは特に野菜、あるいはそういった畜産、養鶏、養豚、酪農、そういったもののブランド化、こういったものを視野に入れながら、そういう政策を絡めていくとか、いろんな方法があると思うんですが。

この間、特別委員会で中間報告を聞きました。これも、お金をかけて調査をされた報告の一部だろうと思うんですけども。現況と将来像が見えてきても、今のこのいわゆる公害、いわゆるにおいの消しとか消毒とかいろんなことをやっていますが、まさにこういった事業の点滴的な事業で、抜本的な改正というか解決にはつながらない事業じゃないと思うんですね。したがって、この策定がどのような、全く白紙で構想策定を委託するのか、あるいは、市長としてこういうことだけはちゃんと盛り込んでおいてほしいと、まちづくりの基本として、安心・安全なまちづくりの基本から、こういうことだけはき

ちっと含めて策定してほしいというような政策をお持ちかどうか、市長にちょっとお尋ねしておかんといかないかと、こんなふうに思います。お願いします。

議長（小森英明君） 平野市長。

市長（平野 元君） 藤垣委員の御質問にお答えいたします。

農業政策、国でも大変重要視しておられる問題でございます、私も非常にそういう意味では関心もありますし、将来の山県市の農業政策となると、大変危惧される点がたくさんございます。集団転作等についてもいろんな問題が出ておりますし、そういった農業政策全体についてもそうでございますし、今お尋ねのございました畜産の委託につきまして、私は私なりに考えておりますのは、特に畜産関係は伊自良地域が多いわけですが、あくまでも畜産振興を図っていくという立場に立って、地域の方がいろんな問題に遭遇しておりますが、地域の皆さん方といろいろ話し合い、そしてどうしたら畜産振興につながるかということを重点的に考えながら進めてまいりたいと思っておりますし、今、お話がありました委託の中身につきましても、そういった面も配慮しながら十分審査して、委託に持っていきたいというふうに思っております。

一部に畜産公害という話もありますが、公害ということになりますと、これはまた別な問題でございます。あくまでも私は地域の畜産振興、農業振興という立場で地域の皆さん方とタイアップしながらあるべきものにしていきたいということで、この委託事業も進めてまいりたいというふうに思っております。いずれにしましても、畜産に限らず、農業振興方策につきましては大変難しい問題がございます。18年度におきましては、国の農業政策もいろいろ、減反政策の進展といいますが、その辺の、規模的にも大変大きな規模になってくるということでございますので、そういったことも含めながら、また農協ともいろいろお話をする必要があろうかと思っておりますが、いずれにしても、山県市は農家戸数が非常に多いわけでございますので、農業、畜産含めて、そういった振興策についても十分配慮していく必要があろうかというふうに思っております。

概括的な答弁で申しわけございませんが、そんな観点から振興を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小森英明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 質疑はないものと認めます。

よって、これをもちまして、報第2号から発議第1号までの質疑を終結いたします。

報第2号の損害賠償の額を定めることについての専決処分については、地方自治法第

180条第2項の規定による報告案件ですので御承知願います。

---

## 日程第2 委員会付託

議長（小森英明君） 日程第2、委員会付託。

議第3号から議第67号及び発議第1号は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。4時20分まで。

午後4時10分休憩

午後4時20分再開

議長（小森英明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了しないので、あらかじめ延長します。

---

## 日程第3 請願第1号 日本と同等の安全対策が実施されない限りアメリカ産牛肉の輸入再開をしないことを求める請願について

議長（小森英明君） 日程第3、請願第1号 日本と同等の安全対策が実施されない限りアメリカ産牛肉の輸入再開をしないことを求める請願についてを議題といたします。

本日までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

ここで、請願の紹介議員であります中田静枝君から発言を求められておりますので、これを許可します。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） それでは、日本と同等の安全対策が実施されない限りアメリカ産牛肉の輸入再開をしないことを求める請願の紹介議員として、少し発言をさせていただきます。

これはきょうの新聞に載っておりましたけれども、アメリカでBSEの疑いの牛3例目が、まだ疑いの段階ですけれども、出てきたということもきょうの新聞で報道されております。そのような状況ですけれども、まず、請願の趣旨を読み上げさせていただきます。紹介の議員の発言の一助とさせていただきたいというふうに思います。

読み上げますが、請願団体は農民運動岐阜県連合会の中島新吾さんということで、御住所は下呂市金山町だそうです。

請願の趣旨。

昨年12月12日に輸入を再開したばかりのアメリカ産牛肉から、危険部位である脊柱が発見され、また、いわゆるへたり牛の肉が処理されて日本に輸出されていた可能性があることも明らかになるなど、国民に衝撃を与えています。日本向け輸出プログラムでは、20カ月齢以下の牛であることと、危険部位をすべての牛から除去することでした。しかし、ジョハnz・アメリカ農務長官は、輸出事業所の担当者も食品検査官も危険部位を取り除くことを認識していなかったという驚くべき発言をしています。

この問題をめぐる日本政府の責任も重大です。アメリカ産牛肉の輸入再開に当たっては、再開以前に現地調査することを閣議決定しながら実施しなかったことが明らかになっております。政府が輸入再開の根拠とした食品安全委員会の答申は、リスク管理機関による輸出プログラムの実態検証が不可分としており、この答申を無視したもので、アメリカ政府の要求どおりに拙速に輸入再開した政府に責任は重大です。アメリカ政府のBSE安全対策は極めて不十分でずさんそのものです。BSEの検査率は1%程度であり、20カ月齢の判別も、生年月日不明のため目視によって認定しており、危険部位の除去も30カ月齢以上のみというものです。こうした状況を見れば、今回の脊柱発覚やへたり牛問題は氷山の一角と言わなければなりません。

私たちは、日本国民の安全・安心を守るためには、日本と同等の安全対策を実施しない限り、アメリカ産牛肉の輸入再開すべきでないと考えます。よって、日本と同等のBSE安全対策が実施されない限り、アメリカ産牛肉の輸入を再開しないこと。全頭検査は国の責任で行うこと、国というのは日本の国、政府です。牛肉加工品について原産地表示を行うことを、政府関係機関に求めて、意見書を提出してくださるよう請願をいたしますという請願の趣旨であります。

このBSEの問題、アメリカ産の輸入牛肉の問題につきましては、以前にこの山梨県議会におきましても意見書を、拙速に再開しないようにということで意見書を決議しておりますけれども、その後、新たな事態が次々と重大問題が出てきたということでもあります。

私ども日本共産党の国会議員団がアメリカに行って調査をしてきました。調査団が調査をしてきて、アメリカの牛肉処理の施設は、非常にBSEの危険部位の除去の問題で常習的な違反が行われているということがわかったということで、資料も入手してきたということを新聞で、私もここに今そのコピーを手に入れているところですけれども、そういうようなことで、消費者の立場からいっても、これを本当にこのまま再開されては困るということで、やっぱり政府にきちんと声を届けてほしいということだというふうに思います。

お手元の資料の中に、この意見書案というのがつけてありますけれど、この意見書案につきましても、こちらの団体の方で提案をされたものであります。その意見書案の一番下のところに、地方自治法の99条の2項というふうに書いてありますけれど、自治法が何年か前に変わりました、2項がなくなったということです、申しわけありませんけれど、この2項をちょっと削除してください。

以上で、皆さんのぜひ慎重な審議をいただきまして、この山県市議会からも、山県市も食肉産業として、畜産の方の大きな産地を抱えております。大事な産地を抱えておりますし、消費者としても非常に心配な問題でありますので、こういった意見をぜひ届けていけるようにしたいと私は思います。よろしくお願いします。

議長（小森英明君） 御苦労さまでした。紹介者の説明が終わりました。

---

#### 日程第4 質疑

議長（小森英明君） 日程第4、質疑。

ただいまから、請願についての質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

13番（寺町知正君） 今初めて見て、半ば形式的なことなんですけど、今会議規則を見ますと、請願については、請願趣旨とか、あと請願者、紹介議員というふうに書いてあるんですね、会議規則は。それで、請願書だと思えます、請願事項の中に、やっぱり国に求める内容が請願されているような表現になっていることを受けて、事務局が多分請願文書表を整理されたんだと思えますね。そうすると、請願の趣旨というのは、正直言って、これは山県市ができることではないわけですよ。内容は私はいいいと思っていますけど、山県市議会がこの請願要旨をどう扱ったらいいのか、ちょっと非常に迷うところです、形式的に。もとに戻って請願書を見ると、請願趣旨の最後には、意見書を提出して下さるようというふうに書いてありますね。だから、請願事項自体は、何々を行うことという意見書を出してほしいという結びである必要があるのかなと。そうじゃないと、ちょっと議決するのに困るのかなというふうに思うんですが、このあたりは、紹介議員の方かな、どうなんでしょう。会議規則とのルール上の関係ですけど。

議長（小森英明君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 会員規則との関係では、暫時時間をいただいて調べないと、私ちょっと直ちに判断できないんですけど、請願趣旨の中の文面の中に、お手元にありますように、下記の事項について、政府関係機関に意見書を渡してほしいということが



言葉として明記してありますので、そこを理解して受けとめていただけるということではだめなのでしょうか。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） だめとかどうこう決める権限は多分議長なんだろうと思うんですけど、議案として出ていますので、請願要旨という文書表が出ていますので、最終的には、規則上はこの文書表に従って審議されていくような流れになるかと思うんです。そういう意味で、この請願の要旨という表のまとめ方がこうであると、これについて判断せよということなのかなというふうに受けとめるしかないかなと思っています。

〔「答弁要るなら、答弁」と呼ぶ者あり〕

13番（寺町知正君） 答弁ですか。紹介議員がだめでしょうかというふうに投げかけられたので、私の考えを言ったままでですから、それに対して、別に議長がこのまま行くなればそれでいいだろうし、紹介者もそれでいいならいいですし、議案は流れていくわけですから。私の見解を述べたままでです。

議長（小森英明君） 後ほど委員会へ付託をいたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 質疑はないものと認めます。

これをもちまして、質疑を終結いたします。

---

## 日程第5 委員会付託

議長（小森英明君） 日程第5、委員会付託。

請願第1号は、会議規則第134条第1項の規定により、文教厚生委員会に付託します。暫時休憩します。

午後4時33分休憩

午後4時34分再開

議長（小森英明君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。ただいま、市長から、議第68号 山県市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。

議題68号 山県市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

追加日程第1 議第68号 山県市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小森英明君） 追加日程第1、議第68号 山県市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

事務局、朗読願います。

（事務局朗読）

議長（小森英明君） 平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） それでは、追加議案の提案説明をさせていただきます。

追加議案といたしまして、条例案件を1件上程いたしております。お手元に配付しております、議第68号 山県市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例でございます。

現在、農業委員会の定数は、農業委員会等に関する法律施行令における定数の基準の上減である20人となっております。平成16年には農業委員会等に関する法律が一部改正され、市町村の裁量が拡大されました。こうしたことも踏まえ、今般、行政改革の推進という観点からも、この定数を見直し、ことしの秋に実施されます一般選挙以降は15名にしようとするものでございます。

以上が、追加提案といたしました議案の内容でございます。よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（小森英明君） 市長の提案説明が終わりました。御苦労さまでした。

---

追加日程第2 質疑

議長（小森英明君） 追加日程第2、質疑。

議第68号 山県市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 質疑はないものと認めます。

これをもちまして、質疑を終結いたします。

---

### 追加日程第3 委員会付託

議長（小森英明君） 追加日程第3、委員会付託。

ただいま議題となっております議第68号 山県市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例については、会議規則第37条第1項の規定により、産業建設委員会に付託します。

---

議長（小森英明君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて議了いたしました。

あす14日は総務委員会、15日は産業建設委員会、16日は文教厚生委員会がそれぞれ午前10時より開催されます。

なお、17日は午前10時より会議を再開いたします。

本日は、これにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午後4時39分散会

平成18年第1回

## 山県市議会定例会会議録

第3号 3月17日(金曜日)

---

議事日程 第3号 平成18年3月17日

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(22名)

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利汎君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
教育長	小林囀之君	総務部長	垣ヶ原正仁君
企画部長	舩戸時夫君	市民部長	長屋義明君
保健福祉部長	土井誠司君	産業経済部長	松影康司君
基盤整備部長	長野昌秋君	水道部長	梅田修一君

消 防 長 高 橋 信 夫 君 教 育 次 長 室 戸 弘 全 君  
総務部次長兼 和 田 真 吾 君  
企画部次長

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 林 宏 優 書 記 棚 橋 和 良  
書 記 堀 達 也

---

午前10時00分開議

議長（小森英明君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 一般質問

議長（小森英明君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 宮田軍作君。

4番（宮田軍作君） ただいま議長の指名をいただきましたので、通告順位に従いまして質問させていただきます。

岐阜県では、県民が主役の県政を推進していくために、県民一人一人が県政の担い手として活躍できるよう、県民との協働の仕組みづくりを進めています。その一環として、県民の自主的、主体的なグループ活動を支援する協働型県民活動促進事業を実施しており、県民のグループが実施する政策の提案、まちづくりなどの計画策定、地域における公共的、公益的な実践活動などの自主的活動に対して、活動に必要な経費に対する交付金の交付、必要な情報提供・アドバイス、検討会への職員の派遣、ホームページの利用などの支援を行っています。

これらの取り組みは、山県市におきましても、市民が主役の市政を推進していく上で有効な方策と考えます。それに伴い、市民一人一人が市政の担い手として活躍できる環境の整備、市民との協働の仕組みづくりを進める必要があるのではないかと考えます。

そこで、次のことについて質問いたします。

山県市内のNPO及びボランティア団体の現状はどうか。次に、NPO・ボランティア団体に対する市の支援の現状はどうなっているのか。そして、こうした団体に関して、どのような認識を持っておられるかを御質問いたします。

議長（小森英明君） 嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） 宮田議員の御質問にお答えいたします。

まず、本市におけるNPO・ボランティア団体の数と活動内容ということでございまして、その御質問にお答えしたいと思います。

一般的に、NPOと言われるものには、法人格を持つNPO法人と法人格のないNPOとがございます。NPO法人につきましては、阪神・淡路大震災における救援の活躍ぶりなどをきっかけとして制定されました特定非営利活動促進法、いわゆるNPO法に

より、国または県によって認可された団体でございます。一方、法人格のないNPOにつきましては、いわゆるボランティアとの区分は明確ではございません。

が、しかし、どちらも自主的、自発的にさまざまな社会貢献活動を行うという点では同じでございます。ボランティアは、個人が個人の責任の範囲で活動を行うのに対し、NPOは、目的達成のために運営のルールを持って、組織的、継続的に活動を行うといった違いにより使われているようでございます。ほかにも奉仕団体という言葉もございますが、その使い分けは主観性によるものでございまして、明確な区分があるわけではないと思っております。

そこで、御質問でございますが、このNPO法人の認可を受けている団体で、主たる事務所が山県市内に置かれているのは現在2団体でございます。なお、今般、青波福祉プラザの指定管理者として議決をお願いいたしておりますどんぐり会につきましては、現在、岐阜県へ設立認証の申請中でございます。この数には含んでおりません。

一方、法人格のないNPOやボランティア団体につきましては、その定義がはっきりしないものもありまして、その把握は困難でございますが、本市の社会福祉協議会へ現在ボランティア登録されているのは32団体でございます。そのほかに、教育・文化関係や環境関係に関する団体を含めると、市内には40団体程度が存在しているのではないかとと思っております。

次に、NPO・ボランティア団体に対する本市の支援の現状という点につきましてお答えいたします。

現在、財政的な支援といたしましては、NPO・ボランティア団体に対する一律的な交付金等の制度はございません。しかし、NPO・ボランティア団体等に対しまして、全く助成していないというわけではございません。本市の補助金交付規則に基づく各種団体への活動に対する一般的な補助金はございます。

ちなみに、議員も御承知のとおり、県におきましては、法人設立の準備立ち上げ時のほか、事業を展開していく際にも一定の助成制度はございます。

最後に、こうしたNPOボランティア団体に対する私の認識でございますが、お答えをいたします。

議員御発言のとおり、社会のさまざまな分野において、ボランティア活動を初めとした民間の非営利団体による社会貢献活動が活発化し、その重要性が認識されております。本市におきましても、市民の方と協力しながら働いていくという協働につきましては、本市の総合計画における重要なキーワードとなっております。今後、ますます重要な役割を担っていただくべきであると私自身も認識いたしております。

NPO・ボランティアは、行政でもなく、企業でもなく、第3のセクターであり、仕事でもなく、余暇でもない、第3の活動でございます。NPO法におきましては、保健・医療・福祉の増進、社会教育の推進、まちづくりの推進、芸術・文化・スポーツの振興、環境保全、災害救援など、17分野にわたる活動がその対象となっておりまして、その範囲は広範なものとなっております。

今般の議案としても上程いたしているところでございますが、従来は、公共団体や外郭団体にしか認められていなかった公の施設の管理委託が、平成15年6月の地方自治法の改正による指定管理者制度の導入により、民間企業やNPOにもその権限を拡大して、認められることとなりました。

これからは、こうしたNPO等が公共政策や公共サービスを行政と協力しながら担っていく時代になっていくのではないかとさえも思われるところでございます。

こうした中で、現下の財政事情が極めて厳しい折、本市といたしましては、財政支援を主体としていくことはなかなか困難なことでもございまして、現下の厳しい諸事情の中において、このような民間活力や市民との協働が欠かせないというテーマである一方で、こうした団体を財政支援していくことが困難であるというジレンマを私は感じているところでございます。

時に、団塊の世代と呼ばれる方たち、私もその一人でございますが、2007年度に退職することによる諸問題、いわゆる2007年問題がございます。これは、2007年度末に多くの労働者が一斉に定年退職することにより、企業活動に大きなダメージを与えることが予想される問題のことでもございまして、私どもといたしましては、これを逆手にとりまして、こうした人材の活用を図っていくことが大切ではないかと考えております。

いずれにいたしましても、本市は、こうした状況の中で、団体の活動内容に対応する所管課ごとにおいて、立ち上げ時や運営時における相談に応じたり、積極的な情報提供に努め、こうした団体の育成に努めてまいりたいと考えております。

宮田議員も幾つものボランティアに加入されて、活動を続けていらっしゃることも聞いておりますので、どうか今後ともよろしく御指導、御協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（小森英明君） 宮田軍作君。

4番（宮田軍作君） 再質問を助役にさせていただきますが、第1次山県市総合計画基本構想の基本理念であります「安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくり」推進の上で、市民との協働の仕組みづくりを進める必要があるのではないかと思います。

その中で、NPOやボランティア団体は、まさに市民との協働を象徴したものの1つ



であり、各種ボランティア団体は、これらの山県市において必要不可欠で、とても重要な意味があると思います。

ボランティアの方々にどのような思いでボランティアを行っていただけるか伺ったところ、さまざまな意見がありました。中でも、自分のような非力でも何かの役に立てたならとの意見が多くありました。私は山県市が好きだからお役に立てるならばとの意見も聞けました。この山県市が好きだから、この思いでボランティアをされている人々がいることに強く心を打たれたのであります。

やはり、これら、これからの山県市は、このような人々を大切にして、より多くの市民が山県市のために何かをやってみようとして少しでも思っただけのように、行政側も強く働きかけなければならぬと思いました。今後、NPOや各種ボランティア団体の人々に対し、山県市がどのように働きかけていけばよいのか、よりよい協働となるのが重要な課題と考えます。

任意のNPO・ボランティアの認識ですが、助役もお答えになったとおり、どちらも自主的で、自発的なさまざまな社会貢献活動を行うというものです。今あるボランティア団体の皆さんは、そのようなお考えのもとで精いっぱい御努力されています。

しかし、さきに述べたとおり、山県市が好きだからとお答えのもとで努力されている意見もあり、今後、そのような考えの人々は多くして、行政との協働を図っていくためには、助役の言われた立ち上げ時や運営時における相談、積極的な情報提供のみ努めていくという漠然とした考えだけで、果たして、このような団体の育成につながっていくのでしょうか。

現下の行財政事情が極めて厳しい状況の中、今の段階で財政支援が困難であるというならば、財政支援以外に今の行政にできることは何か、どのようにお考えなのか、もう少し具体的に教えていただきたいと思えます。

議長（小森英明君） 嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） ボランティアの皆様には、精いっぱい御努力いただいております。心から厚く御礼を申し上げます。次第でございます。

私どもも、NPO・ボランティアの活動を支援するという観点から、例えば活動がしやすいような環境の整備、また、情報や活動スペースの提供、そのほか、委託事業を増やすことなどを考えております。が、しかし、現在40のボランティア組織がございますけれども、これは、先ほど申し上げましたとおり、社会福祉協議会への登録ということもございまして、それぞれの団体の活動内容を、私ども、全部承知しているわけではございません。できれば、行政の方にも団体の皆様から、こういうことをしているんだ、

こういうことを何とかしてくれとか、そういう御意見等も、そういう情報も提供していただいたらいいなというふうに思っております。

そういうことによって、コミュニケーションを図ると申しますか、行政とのつながりをもっと深くなりまして、協働精神がますます生まれてくるのではないかというふうに思っているところでございます。

また、議員御存じのとおり、山口市には出前講座という制度がございます。これも、団体の皆様に多く利用していただきまして、行政の内容、あるいはボランティア活動の内容等をお互いに知り合いながら、手を握って、そういう社会をつくっていただけたらというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小森英明君） 宮田軍作君。

4番（宮田軍作君） 同じような内容になりますけれども、市長に御質問いたします。

実質財源の乏しい山口市の財政の中で、各方面から出されている要望を満たしていくことは大変御苦労だと思っております。御心中、察し申し上げます。

この議場に入るたびに市民憲章を全員で朗読しています。わかりやすい表現で5項目に集約されています。美しいまちをつくるとか、明るいまちをつくっていくとか、温かみのあるまちをつくる、元気なまちを、豊かなまちを、すばらしい形容詞が並びますが、よくよく考えてみますと、内容は奥が深く、広く、大変高度なものになっていると思っております。

この市民憲章がアクセサリー的な存在、位置づけにならないように、さきに述べましたように、山口市の基本計画に上げている豊かな自然と活力ある都市が調和した「安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくり」の推進達成には、市民による協働や行政の手の行き届かない細かい部分を自ら支えていただいている各種ボランティア団体の支援、協力が必要不可欠と考えます。今後は、積極的な市民活動育成策が必要とも思います。

18年度予算は、各種助成金が一律約10%ほど削減されています。ボランティア団体は、基本的には非営利団体であり、交付金獲得を目的としたものではありません。しかし、財政支援も1つの方法とするならば、それを行うことにより、投与する金銭以上の効果が期待できるのであれば、市としては経費削減できるわけでありまして、柔軟な対応策を設ける必要があると考えます。

市長の見解をお尋ねしまして、私の質問を終わります。

議長（小森英明君） 平野市長。

市長（平野 元君） 宮田議員の御質問にお答えいたします。

ボランティア活動をしていただく方には、大変ありがたく市としても思っておるわけでございます。

そもそも、私が今さら申し上げるまでもございませんが、ボランティアというのは、日本では非常に歴史が浅いといっても戦後のことですが、欧米各国と比べますと、そういった面では浅いということで、その基本的な考え方も若干のずれというか、そういうのがあるように感じておるわけですが、いずれにしましても、社会奉仕について自発的に、しかも、無報酬で奉仕するというのが基本的な考え方と私は思っております。

そんなことでございますが、先ほど言われましたような市民憲章等の精神というものが、極めてそういうことで、山田市を築く上で大切なことでございますので、先だってもお話がありましたように、各地の公民館等にそういった市民憲章の唱和ができるような額等を上げまして、皆さんに広くそういうのを進めていただきたいということも思っております。

また、ボランティアに対するそういった支援策と申しますか、額的には小さくても非常に効果があるだろうという御発想とも思います。が、現在では、補助金等の交付要項ではそういった規定はしておりません。先ほど申されましたように、財政事情が大変厳しい中でございます。ことしは、補助金等のおおむね1割カットということを目標にいろいろ予算編成したということもございます。一律というわけではございませんが、なかなか中身を十分精査しながら、そうしたことをしたわけでございます。

そういった財政状況も厳しい中ではございますが、そういったボランティア団体の活動の中身等もいろいろあるかと思えますもんで、そういった面も十分精査しながら、ある程度そういった点について配慮する必要があるかという面もあると思えますので、そういった面につきましては、今後とも十分検討してまいりたいというふうに思います。

いずれにしましても、健全なボランティア団体が醸成されるように、いろいろな面でそういった団体が発展しますことを望むわけでございます。

そんなことで、そういったことに参加される皆さん方のいろいろな問題、先ほど申しましたような市民憲章の精神等をモットーにいただきながら、市のいろんな事業に参画して、御支援をいただきたいということは思っております。

先ほど申しましたような助成制度というようなことも検討の課題になると思えますが、そんなことも考えながら、基本的には、先ほど申しましたように、自発的に無報酬でしていただくという基本原則でございますので、その辺も十分かみ合わせながら検討してまいりたいというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 以上で宮田軍作君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位2番 田垣隆司君。

5番（田垣隆司君） それでは、新たな産業立地による市の活性化について、産業経済部長にお尋ねをいたします。

旧美山町当時、田栗地区において、美山町の最重要施策として、県営産業団地の誘致の事業が展開されてまいりました。

この事業は、御所野台地の30ヘクタールの土地を候補地として、地権者107名の御理解のもとに埋蔵文化財試掘調査及び環境影響評価調査を実施するとともに、候補地へは、公共事業等により1,670メートルの接続道路も建設され、事業認定を受けるまでの段階になっておりましたが、あいにくバブル崩壊後の景気の低迷の時期に差しかかり、岐阜県土地開発公社が造成してきた工業団地の売れ行きも停滞する状況になり、美山の開発は、岐阜県の協議から進展が遠のいたところであります。

合併後、この事業は山県市に継続され、山県市のまちづくり計画において、県営産業団地誘致事業が掲げられ、山県市第1次総合計画においても、産業立地と雇用の促進を図る重要施策として打ち出されているところであります。

先般の美山の自治会長との懇談会においても、産業団地について、大金を使って終わってしまったという悲観的で大変厳しい指摘もございました。

この事業については、県との連携のもとに事業の進展を図っていると存じますが、表立った動向が何もないように見受けられますが、この点についていかがでしょうか。また、地権者への対応はどのようにされているのか、お伺いをいたします。

議長（小森英明君） 松影産業経済部長。

産業経済部長（松影康司君） 田垣議員の御質問にお答えします。

平成17年第4回定例会の折にも、旧美山町の産業団地開発計画のその後の進捗状況について御質問をいただきました。

田栗地域が工場適地の指定となっておりますが、工場誘致に対しては、県においても企業の情報収集を行い、提供をいただくよう連絡をとり、また、財団法人産業経済振興センターをお願いしまして、企業へのPRを行っていただき、今後につきましても、県及び関係機関と連携しながら、誘致活動を行ってまいりたいと答弁させていただきました。

田栗地区への企業誘致の経過につきましては、平成5年に旧美山町議会において、周辺地域の就業機会の創出と新産業の誘致による地域の活性化を主な目的とし、県営産業団地誘致の推進を決定しました。

その後、平成7年から9年にかけては、地質調査、環境影響調査、埋蔵文化財試掘調査、地元対応との調整を行いました。平成12年には農業振興地域の農用地からの除外の承認を受け、同年、農村地域工業等導入地区となりました。平成13年には、美山町工場誘致条例を制定し、平成14年には、経済産業省の工場適地の認定を受けました。また、平成10年から平成15年にかけては、総延長1,670メートル、幅員7メートルの国道からのアクセス道路も完成しました。

こうした中で、現地に足を運んで視察いただいた企業もございましたが、主要道路へのアクセスなどの条件面が十分でないことから、進出する企業が見つからず、現在に至っております。

県の企業誘致課によりますと、景気の回復基調の兆しが見られるようになった昨年ごろからは、東海環状自動車道・東回りルート of 整備促進により、同ルート周辺の工場団地の売れ行きが好調であると聞いております。

また、当市におきましては、昨年、県の企業誘致課、財団法人岐阜県産業経済振興センターによって、田栗産業団地を含め他の候補地も現地視察をいただきました。その内容を申し上げますと、現在、大手企業の設備投資の意欲はよい状態であり、企業誘致を紹介する場合は、立地条件がよく、その土地がすぐに使用可能な状態でないとなかなか紹介しても誘致が難しいということでもございました。

次に、地権者との対応でございますが、平成10年に地権者との開発同意をお願いしましたが、それ以後は地権者との交渉は行っておりません。

今後におきましては、東海環状自動車道・西回りルート of 整備促進により、（仮称）高富インターチェンジが整備されれば、山県市の地理的条件は格段によくなると思っております。

こうしたことから、山県市を取り巻く環境の変化を好機として、企業が進出しやすい環境づくりに努めてまいりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 田垣隆司君。

5番（田垣隆司君） 去る1月20日付の中日新聞では、県土地開発公社が造成した工業団地・関テクノハイランドへの企業の進出が相次いでいるということが掲載されました。また、三重県では、工場進出希望が多く、土地が足りないという大変うらやましい状況も報道されております。

これらの状況は、近年の景気の上向き傾向にあることに加え、関テクノハイランドにおいては、東海環状自動車道・東回りルート of 豊田東 美濃関間の開通が大きく影響し

ていると言われております。

現在、美濃関ジャンクションから関西インター工事もあり、また、山県市の（仮称）高富インターに至る部分についても予備設計に入ると聞いております。国道の改良工事の促進も図らなくてはなりません、これらが完成いたしますと、美山の田栗地区へもわずか15分ほどの距離になり、地場産業の振興はもとより、美山北部の活性化と山県市の発展につながるものであります。

山県市の18年度の予算では、自主財源は38.8%で、少子高齢化は進行し、地方交付税が減少する中で、これからの財政は苦しくなる一方であります。こうした状況を少しでも緩和する手立ては、やはり自主財源を伸ばす施策に力を注ぐことではないかと存じます。

市長は、先般の18年度の所信表明の中で、企業誘致のPRに努めていきたいと表明されましたが、企業誘致PRに力を注ぐのも大切ですが、肝心の土地造成ができていなくては企業は来てくれません。事業を実施に移すことが先決であり、それにあわせて企業誘致を働きかけることだと存じます。

県の事業認定を受け、土地買収から土地造成等を行うには、相当の歳月が必要になりますので、どうか今からこの事業に情熱を持って取り組んでいただきたいと存じます。

古田 肇岐阜県知事も、18年度の予算説明の中で、企業誘致を重要施策として力を入れる姿勢を表明されています。山県市には、大桑地内に土地開発公社所有の土地もありますが、こうした土地の有効利用もあわせて、この機会をとらえ、長期的な観点から岐阜県への積極的な働きかけをお願いする次第でございます。

こうしたことが自主財源の確保と雇用を促進し、山県市の発展に大きく貢献するものと存じますので、この実現に向けて、御努力を賜りますことをお願いする次第でございます。

以上につきまして、市長の姿勢をお伺いいたします。

議長（小森英明君） 平野市長。

市長（平野 元君） 田垣議員の再質問にお答えします。

田栗地区の企業誘致につきましては、ただいま担当の部長の方からお答えしましたように、地場産業の振興、北部地域の活性化、山県市の発展につながる重要な課題であるととらえております。

何と申しましても、現在、いろいろ新聞報道等がございますように、関市あるいは美濃市、美濃加茂市あたりの工場誘致が非常に盛んになったということは私も十分承知しておりますが、これは何と申しましても、東海環状自動車道の東回りルートが完成した

というようなことも大いにありまして、そういった起爆剤があって、急に誘致が進んだというふうにもとらえられるわけでございます。

そういう意味でございますので、何としましても、東海環状自動車道の西回りルート  
の早期完成といいますが、とりあえず（仮称）高富インターの完成に向けて、そういった  
面で積極的な運動といいますが、推進を図っていく必要があるというふうに思っ  
ております。議員各位にも、そういった面で格別の御支援を賜りたいというふうに思っ  
ております。

そういったことでございますので、西回りルートの整備促進あるいは418号線の整備を  
あわせて、産業団地の誘致を岐阜県に積極的に働きかけてまいりたいと思っております。  
また、岐阜県企業立地委員会が毎年数回開催されておりますので、そういった協議の場  
にも入って、いろいろ努力をしていただくようお願いしていきたいというふうに思っ  
ております。

こうしたことから、市財政、大変厳しいときでございますが、そういった企業誘致が  
できまして、市の財政的にも財源の確保等ができるし、雇用も促進できるということ  
でございますので、山県市の発展に大きく貢献することだと思っております。その実現に  
向けて、積極的に進めてまいりたいというふうに思っております。

なかなか、そういった条件が整うまでにまだ時間がかかりますが、そういった中で、  
先ほど議員御指摘のそういった団地の形成等についても、積極的に検討してまいりたい  
ということをお思っております。

いずれにしましても、市の財政を確保するために極めて重要な案件でございますので、  
議員各位の御協力のもとに積極的に推進してまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁といたします。ありがとうございました。

議長（小森英明君） 田垣隆司君。

5番（田垣隆司君） どうもありがとうございました。

停滞気味の当事業について、市長は積極的に取り組む姿勢を示されまして、その期待  
を大きくしたところでございます。北部の活性化は、平地が少ないことも1つに挙げら  
れます。また、就業の場が少ないことも若者の流出につながり、過疎化の原因になっ  
ております。雇用場の確保は、周辺への波及効果と若者の定着による地域の活性化と、あ  
わせて山県市の発展につながるものでございますので、どうかこの事業の有用性を御認  
識いただきまして、積極的な働きを賜りますことをお願いいたしまして、質問を終わ  
ります。

ありがとうございました。

議長（小森英明君） 以上で田垣隆司君の一般質問を終わります。

通告順位 3 番 武藤孝成君。

7 番（武藤孝成君） 議長の御指名を受けましたので、通告によります 2 点を質問させていただきます。

初めに、高富中学校プールの一般開放について。

高富中学校改築事業も、昨年、新校舎が建設され、生徒たちも新校舎の中で勉学に励んでくれています。大変喜ばしい限りであります。残すは、グラウンド整備、プール新設及び体育館の改築であります。平成18年度には、グラウンド整備及びプール新設事業予算が計上してあります。残すは、体育館改築であります。これは、昨年 6 月の定例会において、平成24年開催の国民体育大会に向け、協議をしていただける運びとなっており、これが完成することによりまして、高富中学校改築事業はすべて完了いたします。岐阜県下にはない施設ができるものと自負いたしております。早期完成に御尽力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、来年度 2 億3,100万円を投じて、高富中学校プール新設が計画されておりますが、これだけの事業費を投じて、プール利用期間は数カ月間です。御承知のように、本市には市民プールもない状態です。市民の健康づくりを目的として、体育館並びに運動場と同じように、市民に一般開放できないかと考えております。

ただ、プールということで、体育館等とは違い、水を使うことから、衛生面等の問題があるかと思いますが、これだけの多額の事業費を使うことから、有効活用を図るためにも一般開放はできないか、教育次長にお伺いをいたします。

議長（小森英明君） 室戸教育次長。

教育次長（室戸弘全君） 武藤議員の高富中学校プールの一般開放についての御質問にお答えをいたします。

新年度予算におきまして、高富中学校整備事業費として約 3 億8,000万円を計上し、うちプール整備事業工事費については、連絡橋を含め約 2 億3,000万円を見込んでおります。水路長、長さ25メートル、6 コースのプールを考えており、18年度中の完成を目指すものでございます。

御指摘のように、学校での授業カリキュラム構成上、プールを使用する期間については、夏休み前のほぼ 1 カ月を使用しております。なお、御質問のプールの市民への一般開放となりますと、他の体育施設の利用形態とは少し変わってまいるかと思存します。と申しますのは、利用者の安全面や衛生上の問題を考えたとき、監視員の配置及び救急体制あるいは水深、水の深さや水質の管理等におきましても、配慮すべき点が非常に多い



と考えられます。

学校の運動場や体育館などを社会教育や社会体育のために開放し、市民の皆様にご利用いただいているところですが、プールの一般開放につきましては、今後、十分協議、検討を重ねてまいりたいと考えております。

御理解を賜りまして、答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 武藤孝成君。

7番（武藤孝成君） プール使用は19年度からだと思いますが、十分協議していただくということで、ただいまの次長からの御答弁をいただき、高富中学校プールの一般開放について、前向きな検討をしていただけるということでもよろしく願いしまして、また、現在、市内の高齢者の方は、自らの健康づくりのためにウォーキング等、スポーツ等を行っているのをよく見かけます。特に、プールを利用して、水中歩行、岐阜市ほか近郊のスイミングクラブ等に出かけておられる、健康で快適な生活が送れるように努めておられるとお聞きします。

このようなことから、医療費抑制及び介護予防、また、壮年層の生活習慣病の予防にもつながると思いますので、市民の皆様の健康づくりのために、プール開放をぜひともお願いして、次の質問にまいります。

2点目ですが、児童福祉審議会及び学校適正規模等検討委員会についてお尋ねをします。

まず、児童福祉関係について、保健福祉部長にお尋ねをいたします。

本市には、保育園が10園設置されており、保育に努めていただいております。また、すべての園児をお預かりしていただいております、入所待機者はゼロと思われれます。延長保育等で子育て支援に努めていただいておりますが、保育園の園児の数が20から200弱とまばらな状態で、適正な保育に努められていないのが現状ではないかと思われれます。また、保育園運営費にもむだが生じているのではないかと思われれます。

さて、昨年6月には、児童福祉審議会を設置するために、必要経費を補正予算にて議決いたしておりますが、この審議会の設置目的は、保育園の統合、保育料の見直し等ではなからうかと思われれますが、そして、まだ審議途中かと思われれますし、市長に答申されていない状態ですが、現時点で報告できることにつきましてお聞かせを願います。

次に、来年度予算に新規事業として計上されました学校適正規模等検討委員会について、教育長にお尋ねをいたします。

昨年、12月定例会において、同僚議員の小学校統合についての一般質問を受け、学校規模は、学校教育法で12学級以上18学級以下が小中学校の標準規模ということで、全市

を視野に入れ、統廃合を検討されるということから設置されると思われませんが、検討委員会の開催が1年間に3回とは少ないのではないかと考えられますし、いつごろまでに検討結果を出される予定か、お尋ねをいたします。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 武藤議員の御質問にお答えいたします。

今日、少子化や家庭、地域社会の変貌などにより、子供を取り巻く環境は大きく変化し、この少子化の進行は、経済や社会保障など、さまざまな分野で今後影響を与えることになると考えられます。このため、山県市におきましても、具体的に、地域における子育て支援、母親と子供の健康、教育環境の整備など、子供の成長や子育てに関係するサービスの充実と事業の推進、また、検証を進めてまいります。

さて、御質問の山県市児童福祉審議会は、児童福祉法に基づき、保育や学童保育など、児童福祉に関するものを調査、審議するため設置したもので、今後、保育園等の民営化を含む各種の調査や施設整備について審議していただくと思っております。今年度は、審議会をこの3月までに第3回目が終了したところでございます。

審議内容は、山県市の子育て支援サービスと財政の状況を踏まえ、現状の保育サービスと保育料の適正なあり方、これについて審議されてきました。保育料の適正化につきましては、現況の保育ニーズに合わせた保育サービスのあり方や利用者負担のあり方などについて審議を重ね、19年度には保育料を改定する方向が見出されました。

統廃合等々につきましては、園児の発達にとって、人間関係を学ぶ場として集団生活はとても大切で、地域の中で保育園が果たす役割及び地域性など、審議を重ねているところでございます。

また、今までの審議の中で、保育園のあり方は、第三者によります評価委員会の設置や環境整備の改善等、御意見を受けているところでございます。

今後、こうした児童福祉審議会にも答申を踏まえまして、制度の見直し、拡充、充実、具体的には、次世代育成支援対策（やまがたっ子・すくすくプラン）の行動計画の推進、実施に努めてまいりたいと思っておりますので、どうか御理解のほどをよろしく申し上げます。

以上でございます。

議長（小森英明君） 小林教育長。

教育長（小林圀之君） 続いて、学校適正規模等検討委員会についてお答えいたします。

市内小中学校14校の児童・生徒数は、少子化の影響を受けまして、過去の児童・生徒数に比べると、ピーク時の昭和61年の小中学校の児童・生徒数は約4,600人でしたが、平成4年には4,000人を切りまして、さらに10年後の平成14年には3,000人を切り、今年度

は2,700人ほどと大きく減少の傾向でございます。

そこで、平成18年度に立ち上げる委員会におきましては、委員として、学識経験者、自治会連合会、市議会議員、PTA連合会等々の代表の方々を予定しておりまして、大所高所から広く御意見をいただき、将来を見据えた学校の適正規模について、具体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

さて、御質問の1点目、年3回では少ないのではということではありますが、委員会における検討の内容を踏まえながら、必要に応じて開催したいと考えております。

次に、御質問の2点目、いつごろまでに結果を出す予定かとお尋ねですが、今年度は、伊自良北小学校で1学級、乾小学校で2学級が複式学級でございます。これ以後は、平成22年度には富波小学校でも複式学級ができる見込みでございます。

したがいまして、保護者を初め地域関係者の御理解を得ながら、できるだけ早期に検討結果を出す方向で進めたいと考えており、御理解いただきたいと思います。

いずれにいたしましても、次世代を担う児童・生徒の教育的観点を中心に据えて、学校・学級適正規模に係る方向性の指針が得られることを期待いたしております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 武藤孝成君。

7番（武藤孝成君） ただいま保健福祉部長から児童福祉審議会、教育長から学校適正規模等委員会について御答弁いただきました。

具体的なことで、非常に厳しい、小学生には人数が減っていくということで、今こそ見直さんならん時期に来ておるなということを感じております。

最後に、市長に見解を伺って質問を終わりますので、よろしく願いをいたします。

まず、児童福祉審議会につきまして、平成19年度に保育料の改定を予定されていることですが、少子化に対する子育て支援から考えますと、保育料は現行のままで据え置きを望むのが適正ですが、本市の財政運営を考えた場合は、改定はやむを得ないと思っておりますが、保育園の統廃合並びに民営化については、今後、審議会で検討されるということですが、市長の見解をお聞かせ願います。

次に、学校適正規模等検討委員会についてであります。教育委員会事務局内部において調査研究され、今後、外部の方の意見を聞くために検討委員会を設けられるわけですが、1クラス数名の授業が児童にとってよいのかと思われ。今後、本市の小学生も複式学級の小学校が多くなると思われます。早急に統廃合する必要があると思っておりますが、市長の見解をお聞かせ願います。よろしく願いします。

議長（小森英明君） 平野市長。

市長（平野 元君） 武藤議員の再質問にお答えします。

今、保健福祉部長あるいは教育長からもいろいろ答弁をさせていただきましたが、私もそういった考え方に基本的にはそれと同じでございますが、いずれにしましても、児童福祉審議会あるいは学校の適正規模の問題、大変市にとりましても重要な問題ととらえております。

合併して既に3年を経過しております。そんな中で、合併のときにはサービスは高くという基本的な考えもありまして、保育料の額とか、あるいはその規模等につきましても、そんな観点からありますし、教育委員会で言う学校の統廃合等につきましても、3年ほど経過しましたが、いろいろな面で検討は内部的に加えてきたということで、両方ともそういうことで検討されてきたわけでございますが、先ほど御質問があったように、今回は、まず第1には、保育所の問題からいきますと、児童福祉審議会というものを立ち上げまして、今、検討していただいておりますが、この保育料の改定につきましても、保育料が安ければ安いほどよいというのは市民感情ではございますが、なかなかそうはまいりませんので、その辺は十分この審議会で検討を加えていただきながら、改定についての成案を出していただきたいと思っておりますし、また、保育園の統廃合の問題、あるいは各地でいろいろ話が出ております民営化の問題、そういった問題等につきましても、広く委員の御意見を十分お聞きしながら、市民のためになる方向づけをしていきたいというふうに思っております。

また、学校の適正規模検討委員会ということでございますが、議員も御指摘のとおりでございます。私もそんなふうに考えておりますが、これも合併して3年を経過しました。いろいろ内部的に、教育委員会の内部で検討を加えてきたところでございますが、いつまでも、そういった点を継続するというふうにもまいらないというようなことを思っておりますので、今回、学校適正規模等検討委員会を立ち上げまして、そういった専門家の中でしかるべき対応を、どうしたらいいかということをも十分練っていただきまして、市民ニーズに合うものに立ち上げていきたいというふうに思っております。

いずれにしましても、市全体を眺めて、均衡あるといいですか、適正な配置になるような形に持っていくべきだと思っておりますので、その辺は地域の皆さん方と十分話し合いをする必要があるかと思っておりますが、そういった面も含めまして、議員の皆さん方に積極的に検討していただきながら、将来の方向づけを間違えないようにしていかなければならないと思っております。

統合問題については、いろいろな問題があるかと思っております。要は、子供本位に対応するのが極めて大切だということを私は思いますけれども、これは私見でございますが、

そういった意味で、本当に健康で健全な将来を託せる子供を育てるということにとりましても極めて重要な問題かと思いますので、その辺も踏まえて、十分御検討いただきながら、そういった答申といえますか、報告等をいただきまして、そういうものに向かって進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（小森英明君） 以上で武藤孝成君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時15分より再開いたします。

午前10時57分休憩

午前11時15分再開

議長（小森英明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、通告順位4番 影山春男君。

9番（影山春男君） 発言のお許しをいただきましたので、教育長にお尋ねをいたします。

生徒の非行防止策について。

社会及び経済情勢の変化により、核家庭、少子化、夫婦共稼ぎの家庭が増加しつつある今日、一方では、悪意を誘うようなテレビ番組、印刷物等によって、児童・生徒の健全な育成が大きな問題となっております。

最近の児童の非行・不祥事件において、要因は数々挙げられるが、その要因の1つに、家庭教育が含まれていると指摘をされております。現在の幼児・児童は、かぎっ子とかテレビっ子とか、欲しがる玩具を十分に与えられ、どうにかすると部屋まで与えられていると言われております。そのために、室内にこもりがちで、戸外の自然な遊び方を知らない、エネルギーの発散の方法を知らないというような問題発言がされております。

そこで、私も、ある日、市内のスーパーで、3、4人のグループの中学生に直面をいたしましたときの状態を申し上げますと、植木鉢のところではたばこを吸って、その吸い殻をその植木鉢に捨てるのを見て、注意をいたしたのであります。そこで、どのような言葉が返ってきたかと申しますと、全く想像もつかない言葉が返ってきました。といたしますのは、おまえに何も注意されることはない。何だったら警察に行くかと、まるっきりこちらが悪者のごとく言われ、私も、ああ、今のお子さんたちの中には、このように簡単に言えるのか。いや、こうしたことですぐキレてしまうのか。これがキレるということなのかと、全く判断を見失いました。

そこで、次の点、お尋ねをいたします。

1つ目、市内の非行生徒、あってはならないのですが、実態をどのように把握しているのか。

2つ目、各学校長との意見情報交換がどの程度行われているのか。

3つ目、PTAの会合、保護者の参観日に家庭におけるしつけがある程度徹底されているか、話し合いがあるのか。

以上のようなことに対して、一般市民に対して、非行防止を呼びかけ、非行を小さな芽のうちに摘み、子供の健全な育成を図るべきでないか、所信をお伺いいたします。

議長（小森英明君） 小林教育長。

教育長（小林圀之君） 影山議員の御質問にお答えいたします。

ただいまの議員の御質問のとおり、喫煙に限らず、青少年の非行や社会規範の低下は大きな社会問題となっております。

御質問の1点目、市内の非行生徒の実態をどのように把握しているかについてでございますが、学校の内外を問わず、社会規範の低下や目に余る行為があることを把握しております。実態として、やや不安定な状態があるととらえております。

2点目の各校長との意見情報交換がどの程度行われているかにつきましては、児童・生徒の非行、その他の生徒指導上の問題となる行動が発生したときは、速やかに教育委員会に電話、またはファクスで第一報を入れ、その後、文書で報告することになっております。

日常的には、生徒指導担当による随時訪問、年間3、4回の学校訪問、毎月1回の小中校長会など、情報を把握したり、交流する機会は多くございます。

大切なことは、学校が問題を抱え込むことがないよう、私ども教育委員会や学校間で十分情報交換をしまして、問題解決に当たっていくこと。すなわち、開かれた学校であり、関係機関の連携であると考えております。

3点目のPTA行事で家庭におけるしつけが徹底されているかにつきましては、PTA総会や授業参観日を利用したり、あるいは学校だよりや生徒指導だよりの文書でもって、あるいは家庭教育学級を開催し、家庭教育のあり方やしつけのあり方等について、啓発に努めているところでございます。

最後に、一般市民への呼びかけということでございましたが、地域ぐるみによる青少年の非行防止や健全育成ということで、青少年育成会を中心としながら、子ども110番の家、地域のおじさん・おばさん運動、子ども見守り隊など、新たな動きが始まりまして、多くの方々の御協力、御支援をいただいております。

今後とも、教育の原点は家庭にありということで、家庭の教育力の向上に努めながら、

より多くの市民の皆さんに、青少年の非行防止、健全育成について御協力をお願いしまして、答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 影山春男君。

9 番（影山春男君） 再質問をいたします。

実態不安定と思う事件の折は速やかに連絡をとると、協力を得ながらというお答えをいただきましたが、非常に苦慮されているのはわかりますが、今後、校長先生初め教職員の方たちと協議を進めながら、この山口市から事故の1つも出ないように努力していただきたい。

と申しますのは、先般、テレビ放映による討論の中で、あえて実名は申しませんが、ある有名大学の生活指導の神様と言われる方の御発言で、現在、小学校で既に10%以上、校内暴力が増えている傾向にあると。それはなぜだか。それは、親が子供をかくまっている。子供をしかると親が怖いと言われており、先生になり切っていない人が子供たちを教えていると指摘されておられました。

何と恐ろしい発言かと耳を疑いましたが、また、実例だと言って、次のようなことを述べられておりました。ある学校で、同級生による殺人事件で、5人くらいの女の子が、放課後、図書室で本を読んでいた。そこに男の子が1人入ってきて、いきなり女の子に切りつけた。ほかの女の子が先生のところに逃げて行ったその折、先生の言葉には全くの驚きであったと申されたのは、何をやっているんだ、おまえらは。いつまでも図書室に残っているから、おまえらが悪い、また、けんかしても、おれたちに言ってくるな。もめごとはおれたちの前では見せるな。見えないところでやってくれ、以上のような言葉があったという、がっかりだったとのことであります。

そこで、指導の神様と言われる先生いわく、お父さん、お母さんの調査で、どんな先生に教えてほしいかとの質問に、今の先生は怒らない、怒ってほしい、熱血指導を望むとの回答が一番多くて、そのとおりであると言われておられました。子供に向かってしかる、笑う、それがコミュニケーションであり、よい先生であると言われておられました。

私も考えさせられたのでありますが、そこで、怒れて笑えるコミュニケーションの持てる先生を期待いたし、願っております。

また、現在、中学生も長良川を境に以北が、特に奥に行くほど悪くなっていると言われている風評が飛び交っております。というのは、この山口市あるいは美山の方へ行くに従って悪いということで、まともにこの中学区が入っているということであると思います。この風評が事実に近いというのであれば、今後、検討協議の上、対応を考慮され

るべきと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小森英明君） 小林教育長。

教育長（小林囿之君） 影山議員の再質問にお答えいたします。

具体的な事案は控えさせていただきますけれど、御指摘のとおり、一部に問題行動が断続的に続いたことがありまして、先ほど不安定な状態があると申し上げたわけでございます。

いずれにいたしましても、各学校におきましては、共感的な理解に徹し、自己指導能力を育てるという生徒指導方針のもと、特に問題行動に対しましては、全教職員が危機意識を持ち、共通理解のもと指導に当たることとして努力を続けています。

今、年度がわりを迎えるわけですが、子供の指導の直接の責任者であるPTAと学校が連携して、生徒指導の方針をきちんと立てて、新年度に臨むことを求めていると思います。

地域の方々の御支援を得て、青少年の非行防止や健全育成に取り組むべく、皆様方の御協力を切にお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 影山春男君。

9番（影山春男君） ただいま答弁いただきました指導能力による子供本位が重要になると思うということでありまして、今後、よく検討しながら進めていただきたいことを願って、私の質問を終わります。

議長（小森英明君） 以上で影山春男君の一般質問を終わります。

通告順位5番 後藤利利君。

10番（後藤利利君） まず、始める前におわびをしておきますが、私、花粉症になりまして、声をからかしておりますので、水を持ち込みましたことをお許し願います。

それでは、議長の御指名により、通告順位に従いまして、IP電話の普及率アップについて質問をいたします。

IP電話の普及がおくれているのはなぜでしょうか。原因はどこにあるのでしょうか。本来ならば、通話無料を喜ぶべきことなのに、一般的には不満が続出しているのです。

有線テレビ加入者が保安器からケーブルモデムまでの通信用ケーブル配線工事が完了したにもかかわらず、今、なお、電話機に接続されていない加入者が多いのが原因と考えられます。

当時は、ケーブルモデムに電話機を接続する加入者間の市内通話が無料で利用できるようになりますというふれ込みで、多くの住民が期待したにもかかわらず、現状では、



むしろ加入したことにより日常電話がかえって不便になり、これでは家庭における緊急時などの連絡に支障を来すことは必至であります。これは、多くの市民がいまだにケーブルモデムと電話を接続されていないのが原因とされます。

現在では、電話のかけ直しが多く、以前よりも厄介になり、ほとんど無料電話がない状況が続いております。せっかく多額の予算をかけた一連の事業が無意味であってはなりません。時間の経過とともに住民の意識が薄れてしまい、今日では、幾らCCYで呼びかけても、住民の皆さんの反応は少ないと考えられます。ほかに何か対策を講ずることが必要であると思います。

このような電話の接続作業は、有料、無料に問わず、一気に終了させることが得策であります。市は、担当課は、どの程度把握し、今後、どのような対策を考えておられますか。今後、真剣に取り組む姿勢があるならば、職員が出向くか、または業者に委託させるなど、至急手を打つべきと考えます。

今後の具体的な作業計画について、企画部長に適切な御回答をお願いいたします。  
議長（小森英明君） 船戸企画部長。

企画部長（船戸時夫君） 後藤議員の御質問にお答えいたします。

今回の山県市有線テレビ施設整備事業の主目的は、デジタル化される地上波テレビ放送の再送信を行うことによる難視聴対策と、今後ますますIT化される生活環境の中で、民間のブロードバンドインターネットサービスが期待できないため、市民の皆様がどの地域に住んでいても同一のサービスが受けられ、便利で快適な生活が送れるようにするために、データを高速で伝送できるケーブルテレビの特徴を生かし、インターネットサービスを行うものです。

さらに、希望されれば、インターネット機能を利用して、加入者間及び加入者と行政との有効なコミュニケーション手段として、市内を無料で通話できるIP電話サービスを提供しているものです。

IP電話サービスについては、開局前から何度かチラシの配布等を行ってまいりましたし、CCYふれあいch8でもPRしており、利用希望の方々には電話接続等の御理解は得られているものと考えています。

緊急な連絡を多く利用される御家庭は、一般加入電話とIP電話を別々に御利用していただき、IP電話を市内専用電話として御利用いただければありがたいと思います。市内専用電話であれば、おれおれ詐欺や悪質商法などの勧誘電話は一切ありませんので、子供からお年寄りまで安心して通話できます。

それでは、議員御質問の市が把握している現在のIP回線の接続状況ですが、山県市

有線テレビに加入していただいている件数は、3月1日現在8,097戸で、うちケーブルモデムの設置台数は7,963台、そのうち、電源を入れてインターネットやIP電話として稼働しているモデムが4,586台、残りの3,377台は、設置されたものの電源が入っていないのが現状です。なお、昨年12月時点より265台IP電話に接続されております。

なお、有線テレビ局では、ケーブルモデムに電源が入っているのかいないのかの確認しかできませんので、IP電話として使用しているかどうかは、電話をかけないとわからない状況であります。

次に、まだ接続されていない世帯への今後の対策ですが、現在、CCYふれあいch 8で、毎週土曜日、日曜日、水曜日のふれあいトピックスの中で、1日6回、約5分のIP電話についてのお知らせのPR番組の放送をしています。今後も、CCYふれあいch 8や広報紙等を利用して、PRを行っていく予定であります。

なお、各家庭に設置されている電話機などは、たくさんのメーカーや機種があり、それぞれ機能が異なるため、すべてが同じように動作するわけではありませんし、IP電話として利用するか否かは各市民の意思によるものです。業者や職員が強制的に接続することはできません。

そこで、市のPRをごらんになり、接続を行った市民の方で正常に使用できない場合は、有線テレビ局へお問い合わせをいただきますと、職員がわかりやすく御説明しますが、どうしても接続できない場合は、職員が訪問して接続の確認を行い、正常に使用できるようにしていますので、御遠慮なく有線テレビ局へお申し出いただきたいと思えます。しかし、中には、専門の業者に工事をお願いしなければならない場合やIP電話と共用できない電話機も存在しますので、御理解をお願いし、答弁とさせていただきます。議長（小森英明君） 後藤利丸君。

10番（後藤利丸君） ただいま企画部長より御回答を賜りましたが、全国的にもインターネット技術を使ったIP電話の利用数は、2005年12月末で1,000万件を突破したことを総務省はまとめて発表いたしております。

通話料は安い上に、光ファイバーを使ったブロードバンド通信の普及や技術の向上により、従来の固定電話と遜色ないレベルに達したため、利用者が増え、大手通信会社は固定電話のオールIP化を積極的に進めており、従来の固定電話は契約数が減少し、将来はIP電話が主流となるのが必至であることを証明いたしておるのであります。

山口市においても、地域情報化事業は25億円の巨費を投じて、合併の目玉として取り組まれた事業であり、IP電話サービスを提供したことはより進んだ取り組みで、決して間違っていなかったことを証明するものであります。

この事業により、すべての市民が等しく情報通信化の便益を享受可能となり、地域格差の是正と市民の暮らしの質を高め得る事業として、市民の多くの皆さんに理解を得てきました。特に高齢者層の高い地域の家庭においては、ＩＰ電話の果たす役割は大きいものと期待されましたが、現状では期待外れで、ＩＰ電話をつないだが使い勝手が悪く、外してしまった市民もあると聞いております。

こうした不備問題等、事前調査が十分でなかったのではないのでしょうか。ＩＰ電話として利用するか否かは個人の意思と言っているだけでは、責任を果たしているとは言えないのではないのでしょうか。

難視聴地域は、共同受信組合で開始をしたはず。高齢者が多い地域や家庭では、インターネット回線より電話料金の無料化に大きな期待を持った市民が、不満や不信を抱いているのは当然のことと考えられますので、次のことをお尋ねいたします。

１つ、モデムと電源が入り、稼働しているのは4,586台と言われましたが、実際にＩＰ電話として使用されているのは何台ですか。ＩＰ電話をかけてみないとわからないのは、無責任ではないのでしょうか。

２つ目、強制的に接続することはできないが、職員が出向いて、わかりやすく説明し、接続するよう説得する努力をし、ＩＰ電話の普及に努めることはできないのでしょうか。

３つ目、ＣＣＹや広報でＰＲしたから市民に理解を得ていると考えるのは、少し過信過ぎると思われれます。ＩＰ電話の他の地域で既に実施している地区の例はないのでしょうか。

４番、以前、一般質問でも指摘のあった地域情報化のメニュー内容をより充実させるとした33人で構成しているプロジェクトチームの活動機能は、現状ではどのようになっているのでしょうか。

５番、問題点を把握するため、市民の協力を得て、全戸にアンケート調査を実施し、原因の究明を図ることはどうでしょうか。

再度、企画部長に御回答を賜りたいと思います。

議長（小森英明君） 船戸企画部長。

企画部長（船戸時夫君） 後藤議員の再質問にお答えいたします。

さきにもお答えしましたが、あくまでも今回の山県市有線テレビ施設整備事業の主目的は、合併に伴う伊自良及び美山地域へのエリア拡大と、デジタル化される地上波テレビ放送の再送信を行うことによる難視聴対策、そして、どの地域に住んでいても、便利で快適な生活が送れるようにするために、データを高速で伝送できるケーブルテレビの特徴を生かしたインターネットブロードバンドサービスを行うものです。

さらに、希望されれば、インターネット機能を利用して、加入者間及び加入者と行政との有効なコミュニケーション手段として、加入者のみ無料で通話できるＩＰ電話サービスを提供しているものです。

ＩＰ電話サービスと申しまして、総務省への届けが必要なＩＰ専用の050番を付与した電話サービスを山県市が行っているのではありませんので、たとえ加入者が全員つないでも、議員が思ってみえるように、使い勝手がよくなるものではありません。また、市民の皆さんにとっても、電話より地上波のデジタル放送や低価格によるブロードバンドのインターネットへの期待の方が大きいものと感じられます。

それでは、まず１点目、実際のＩＰ電話として利用されている台数は、先ほども答弁いたしましたとおりでございます。無責任ではないかとのことですが、ケーブルモデムに電話機をつないでいるかいないかを、例えばＮＴＴに例えるなら、電話機に受話器がつないであるか否かを尋ねるようなもので、たとえ通信事業を専門で行っているＮＴＴでも、この場合はわからないのが現状であることを御理解いただければ、市が無責任でないこともわかりいただけるのではないのでしょうかと思います。

２点目、現在では、接続の要望があるという状況において、職員が出向いて接続を行っていますし、ＩＰ電話の普及の１つとして、平成18年度の山県市生涯学習まちづくり出前講座に、ＩＰ電話の接続の仕方、電話のかけ方を新メニューとして上げさせていただきましたので、御利用していただきたいと思います。

３点目の山県市の仕組みと同様で運用している自治体はほかにもありますが、本市と同様、ＩＰ電話への接続がされていない加入者が多い状況であるとのことでした。これは、本市と同じように、ＩＰ電話の接続は加入者において行っていただくということで、問い合わせた市につきましても、大変苦慮しておるということでございます。

４点目のプロジェクトチームにつきましては、市行政の情報化に係る研究を目的としていまして、現在、地域情報化部会、行政情報化部会、統合型GIS部会の３部会を設けまして、ハード面が整備できたことによりまして、これから通信系サービス、例えば保健・医療・福祉・情報提供サービスや電子申請、電子届け出及び許可などの実現に向け、積極的に活動を行っていく予定でございますので、御承知賜りたいと思います。

５点目のアンケートの実施ですが、電話での問い合わせや職員が市民宅を訪問したときに御意見を聞いておりますので、今のところ考えておりません。

最後になりましたが、今回の山県市有線テレビ施設整備事業は、自治体として、地上デジタル放送やブロードバンド利用環境を整備されるなど、電波の有効利用並びに地域の情報化に多大な貢献をされた団体として、本年６月１日の電波の日に、総務省東海総

合通信局長表彰を山口市が受賞する運びとなっておりますこともあわせて御報告申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 後藤利利君。

10番（後藤利利君） この問題の発端は、皆さんが期待した割には以前のように電話がスムーズにつながらないということでありまして。ある人は、相手を電話で呼び出してもつながらないため、留守だと思って切ってしまうことがよくあったとおっしゃっていました。

それで、とりあえずでございますが、当面の対策として、局番2けたを回すことにより、有料、無料にかかわらず、自動的にチェックされ、話ができる方法はできないのでしょうか。また、それがかなわんとなれば、モデムに電話が接続されていない家庭は、無言で呼び出しても音が出ないような操作はできないものでしょうか。

企画部長にお尋ねいたします。この質問をいたしまして、私の質問は終わりいたします。よろしく申し上げます。

議長（小森英明君） 船戸企画部長。

企画部長（船戸時夫君） 後藤議員の再々質問に御回答申し上げます。

ただいま2点ほど御質問をいただきました。

まず、1点目の2けたを回した段階での操作関係でございます。2点目のかけた場合に無言というようなことでございますが、現在、支給させていただいておりますケーブルモデムにつきましては、そのような機能をつけておりませんし、また、現在、製造されているケーブルモデムはそのようなものはございませんので、私どもとしましては、現在、テレビで文字放送を流させていただいておりますが、どうしてもIP電話を接続されない方は、有線テレビ局の方で、ケーブルモデム内の現在の電話番号を消去することができますので、その旨、申し出いただくようということで、これからまたPRを図っていきますので、その点、御理解賜りまして、再々質問の答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 以上で後藤利利君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で午後1時より再開いたします。

午前11時47分休憩

午後1時00分再開

議長（小森英明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位6番 尾関律子君。

2番（尾関律子君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告してあります

2点について質問をさせていただきます。

1点目に、福祉行政についてお伺いをいたします。福祉行政といいましても幅が広いので、本日は2項目の質問をいたします。

まず初めに、内部障害者への対応についてお尋ねをいたします。

内部障害者とは、身体内部に障害を持つ人のことで、内部機能の障害により身体障害者手帳の交付を受けた人を総称して言います。心臓、呼吸器、腎臓、膀胱、直腸、小腸の機能障害と、人免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の6つの障害があります。

2001年の実態調査によると、身体障害者は全体で324万5,000人、そのうち内部障害者は84万9,000人で26.2%、肢体不自由者は174万9,000人で53.9%、聴覚・言語障害者は34万6,000人で10.7%、視覚障害者は30万1,000人で9.3%です。

内部障害者は、身体障害者全体の4人に1人にも上ります。また、定期的な通院や安静が必要で、デスクワークであっても、長時間続くと症状が悪化を引き起こすなど、日常生活は大きく制限されています。

目に見えない障害のため、電車やバスの優先席に座っていると白い目で見られたり、身体障害者用の駐車スペースにとめさせてもらえなかったりすることもあります。このような聴覚障害や視覚障害に比べて、社会的に余りに認知されていないのが現状です。

こうした状況の中、内部障害者や内臓疾患の暮らしについて考えるハート・プラスの会が、2003年にハート・プラスマークを作成しました。それがこちらです。こちらになります。

〔「もっと見せて」と呼ぶ者あり〕

2番（尾関律子君） このマークは医療を意味する赤の十字と、身体の内部を意味する赤いハートを組み合わせ、心に思いやりのプラスアルファを増やす願いを込めています。

名古屋市では、市バスと市営地下鉄の優先席マークのデザインを一新し、今までの4種類、高齢者、妊婦、子供連れ、身体障害者にもう1種類、内部障害者のハート・プラスの表示を導入し、優先席も大幅に増設をしております。

山口市においては、内部障害者への理解と支援、また、ハート・プラスマークの普及についてどのようにお考えかを保健福祉部長にお尋ねをいたします。

次に、2項目めですが、認知症高齢者への対応についてお尋ねをいたします。

高齢になると、だれにとっても身近な人の支えが必要になります。高齢者が安心して安全な老後を過ごせるためには、身体能力などの衰えをカバーする介護と、生活にかかわる契約などの判断を見守る後見の2つの支援が必要になってきます。

介護については、介護保険制度ができ、特別養護老人ホームなどの施設や、ケアマネ

ジャーやホームヘルパーなどのネットワークも整備され、多くの方が利用されています。

もう一つの後見については、成年後見制度はできたのですが、十分に使われていないのが現状です。悪質な業者による住宅リフォーム工事や呉服や浄水器、羽毛布団などの高額商品を強引に買わされるなど、高齢者をねらった消費者トラブルが各地で続発しています。

このようなトラブルから高齢者を守るために役立つのが成年後見制度です。成年後見制度は、2000年4月にスタートした制度です。この制度は、認知症や知的障害、精神障害などによって、判断能力が十分でないために、自分の財産管理や生活にかかわる契約を行うことが困難になった場合に、本人に代わって、後見人が不動産や預貯金の管理、身の回りの世話や介護サービスや施設入所に関する契約の締結、遺産分割に関する協議、本人の誤った判断による契約の解約などを行う制度です。

また、知的障害を持つ子供の支援という親亡き後の問題の対応も含んでおり、幅広い利用が期待されております。

認知症高齢者が安心して暮らせるよう、本人を保護し、支援する成年後見制度の利用や普及について、また、後見人の養成や後見サポーターの育成についてのお考えを保健福祉部長にお伺いいたします。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 尾関議員の御質問にお答えします。

内部障害者は、心臓、呼吸器、腎臓、膀胱、直腸等の内臓機能に障害があり、身体障害者手帳を受けている方で、現在、山県市内に280人ほど見えます。この方々は、外見から見た目には障害者かどうかわかりにくい状態でも、特にバス等の優先席や障害者駐車スペース等で健常者と間違われる場合もあると思われます。

そのため、誤解を招き、相手に理解してもらうために、絶えず身障手帳を持っていて、何かあれば手帳を提示してもらうようにはお話をしています。

議員の御指摘のとおり、外見から見た目には、障害者かどうかわかりにくい状態でありますので、手帳を提示するのも手間がかかりますので、ハート・プラスマークは大変意義のあるものと考えております。

つきましては、内部障害者への普及はもとより、市民一般の方にも理解をしていただくために、窓口や広報・ホームページ等で、このマークの意味や意義等をPRしていかうと考え、また、このハート・プラスマークは、18年度の4月から障害者サービスとして、保健福祉センターの窓口にて必要な方にお渡しをする予定でございます。

次に、成年後見制度についてでございますが、認知症、知的障害、精神障害などの理

由で判断能力の不十分な方は、議員が言われますように、介護サービスや施設への入所に関する契約を結んだり、不動産や預貯金などの財産を管理するのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても、よく判断できずに契約を結んでしまい、悪徳商法に遭う恐れがありますが、このような判断能力の不十分な方々を保護、支援する重要な制度と認識をしております。

この制度の利用普及につきましては、県内各市町村におきましても、制度が定着しておらず、ほとんど利用者がいないと聞いております。

山県市におきましても、市の広報紙等でPRを行っていますが、現在のところ利用者はございません。

今後は、介護保険法により、4月1日に保健福祉ふれあいセンター内に設置いたします地域包括支援センターにて権利擁護の援助を行うことになっており、社会福祉士が中心となって、この制度の利用促進を図るとともに、社会福祉協議会が実施しております地域福祉権利擁護事業など関係する機関と連携をとりながら、制度が広く普及することに努めたいと思います。

また、御質問の後見人の養成、後見サポーターの育成につきましては、現在は、弁護士会が中心となっていますが、今後、個人の後見人やNPO法人、社会福祉協議会など、後見をサポートする体制をつくってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小森英明君） 尾関律子君。

2番（尾関律子君） ハート・プラスマークを来月4月から窓口で渡していただけるということで、即実行していただいてありがとうございます。内部障害者への理解と支援がより深まっていくと思います。

成年後見制度につきましては、4月より始まります包括支援センターでの権利擁護の援助として行われるとのことですが、社会福祉協議会の実施している地域福祉権利擁護事業との違いはあるのでしょうか。保健福祉部長にお尋ねをいたします。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 尾関議員の再質問にお答えいたします。

現在、社会福祉協議会が実施しております地域福祉権利擁護事業の対象の範囲でございますが、この事業は、利用者本人が自己決定できると、自分にそういう意思がまだあるということですね、自己決定できると。ですから、その方に相談、助言を行って、その方の意思に基づいて、そういう利用の契約を進めていくというようなことござい



すが、権利擁護の制度の成年後見制度ですと、本人の意思の確認が困難な場合、そういう場合には、いろいろな法律行為など本人にかわって行くと。

例えば成年後見制度ですと、本人に代わって行うことは、弁護士協会であったり、NPOの団体であったりしますが、月々報酬というものが要りますものですから、その辺のところは、山口市の方でも助成をしていくという考えであります。

以上でございます。

議長（小森英明君） 尾関律子君。

2番（尾関律子君） 社会福祉協議会とはちょっと違った体制でやっていただけということで、どちらにおいても、認知症にまだなれない方も、認知症と認定される方にも、どちらにも幅広い支援ができる制度だと思います。この成年後見制度が皆さんに理解していただけるように、わかりやすいPRをお願いいたします。

次に、2点目の質問に移りたいと思います。

2点目ですが、喫煙について質問をいたします。

健康増進法が平成15年5月に施行され、受動喫煙の防止が明記されました。受動喫煙というのは、自らの意思とは関係なく、室内、またはこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることを言います。この法律は、今まであいまいだった受動喫煙の被害の責任を、たばこを吸う人ではなく、その場所を管理する事業主としたものです。

たばこの煙には、直接吸い込まれる主流煙と、火のついた部分から立ち上がる副流煙とに分けられます。有害物質は、主流煙に対して副流煙の方が2倍から4倍以上多く含まれています。そして、妊婦はたばこを吸わないのに、周りの人のたばこによる受動喫煙での未熟児や脳障害、心臓病、流産など、胎児への影響もあると言われてしています。

また、完全な禁煙の学校に通っているたばこを吸わない家庭の子供の尿検査をすると、たばこ由来のニコチンが検出されることがあるそうです。これは、通学途中でのたばこの煙を吸い込んだのが原因だと言われてしています。このように、路上での受動喫煙の影響もあると言われてしています。改めて、受動喫煙による健康被害の影響に驚きです。

今、受動喫煙の防止に努めなければならない公共施設の管理者として、山口市では、平成15年8月から公共施設内での禁煙を実施されておりますが、本庁舎を見ても、どこの出入り口にも灰皿があり、いつでも、だれでも、たばこが吸える状況です。そして、そこを通らなければ、お客様も職員も出入りできないという環境ですが、このままでよいのでしょうか。

受動喫煙の防止についての対応として、公共施設での出入り口の灰皿について、どの

ようにお考えでしょうか。そして、喫煙室を設けることについてのお考えを総務部長にお尋ねいたします。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 尾関議員の御質問にお答えします。

1点目の出入り口の灰皿についてでございますけれども、本庁舎及び保健福祉ふれあいセンターは、平成15年5月1日の健康増進法の施行に伴い、受動喫煙防止対策として、同年8月1日より全館禁煙としておりますことは、先ほど述べられたとおりでございます。

喫煙者のため、出入り口を含む9カ所に灰皿を設置してございます。この中で、本庁舎正面、東口及び西口と、保健福祉ふれあいセンターの正面及び西口の5カ所、9カ所のうちの5カ所につきましては来客者用に設置したものですので、来客者がお見えになるときに、外でたばこをくわえておみえになって、館内へ入られるときに、ぼい捨ての禁止という意味合いも含めまして、そこでたばこを消していただくという意味で5カ所置いてあるわけでございますが、そのことにつきましても、どうも徹底もしていなかったところが一部あるようでございますので、そのことの徹底を図りたいと考えております。

2点目の喫煙室を設けることについてでございますが、現在のところ、場所的なスペースの問題とか、あるいは設置経費のこと等から、今のところ設置は考えておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（小森英明君） 尾関律子君。

2番（尾関律子君） 今、受動喫煙の防止対策としては、非常に消極的なお答えのような感じがします。そして、本庁舎とふれあいセンターとの5カ所の出入り口ということでお話がありましたが、来客用の灰皿という説明でした。そこは、来客用出入り口すべてと同じことではないでしょうか。1、2カ所の出入り口には、灰皿のないところを設けてもよいのではないのでしょうか。

喫煙室については、適当な場所もないとのことですが、広いスペースが必要なのでしょうか。また、設置費用がかかるとのことですが、すべての施設に一斉に設置することは多くの経費がかかると思っております。けれど、順次整えていくことは大切なことと思っておりますが、お考えを総務部長にお尋ねいたします。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） まず、第1点の灰皿を少なくすることはできないかということでございますが、保健福祉ふれあいセンターの西入り口と庁舎の東入り口は、ほと

んど対面しておるような状況でございますので、少なくするならそこを1つ少なくするのかなというふうに思いますが、これはやってみた加減で、その辺にたばこの吸い殻が捨ててあるような状況になりますと、これはやっぱり元へ戻した方がいいということになりますので、一回試験的にやってみたいと思います。

喫煙室をということでございますが、先日、ちょっと近くの市役所でそういうことをやっておるところを見に行ってきました。ちょうど玄関入り口からホールのところ広いスペースがあった、ちょうどいいぐらいのスペースがあったということだと思いますけれども、6畳間か8畳間ぐらいのスペースがありまして、そこにパーテーションを取りつけられて、屋上に換気扇をつけられて、屋上から煙を引くのと、テーブルがわりにエアクリナーが設けてありまして、そのエアクリナー、幾らくらいかなと思って聞いてみしたら、100万近くすると言うんですね。いいものでした。それで、毎月定期点検をして、フィルターを変えないと、役目といいますか、機能を発揮しないということでございますが、維持経費もある程度かかるんだなということ認識してきたわけでございますが、現在、受動喫煙防止対策でいろんな手を打っておるわけでございますが、喫煙室を設けるということは、吸う人がどうかということになってきてまして、受動喫煙で被害を受ける方も多いわけでございますが、たばこを吸う人もたばこによって大きな健康を害するということがあるかと思うんですね。

たばこの外箱をちょっと見させてもらいましたら、喫煙はあなたにとって心筋梗塞の危険性を高めます。疫学的な推計によると、喫煙者は心筋梗塞により死亡する危険性が非喫煙者に比べて約1.7倍高くなりますと、こういうのが印刷してあるんですね。やっぱり喫煙する人を減らすというのも1つの大きな要素だと思いますので、快適な喫煙所を設けた場合に、増えることはあっても減ることの方が少ないということになってしまってもだめだと思いますので、その辺のところをよく精査しながら、全施設にそういうのを設置するということはなかなか大変なことだと思いますので、先ほど非常に消極的だというふうに御発言なさいましたが、全館禁煙にしておるということは決して消極的なことではございませんので、御理解をいただきたいと思います。

議長（小森英明君） 尾関律子君。

2番（尾関律子君） 今、消極的ではないというお話でございましたが、どちらにしても、やっぱり健康が一番大事です。吸っていらっしゃる方とともに吸っていないの方が被害が大きいというのが受動喫煙ですので、その点は考えを変えていただけたらなというふうに思います。

また、4月になりますと、組織機構改革も行われまして、教育委員会が本庁舎に移動

になります。お客様も職員もまた多くなるわけです。その状況の受動喫煙防止対策というのを強化していただきたいと思うわけです。

その点と、そして喫煙室に関しましてはつくらない方向のようなお話だと思いますが、すぐに喫煙していらっしゃる方がやめるというのは非常に難しいことであると思うわけです。その点を踏まえまして、徐々に喫煙室は設けるべきではないかなというふうに思うわけです。

皆さんの御意見は早急にとということだそうですが、その点を踏まえていただいて、検討していただきたいと思います。

最後に、さきの診療報酬改定では、禁煙治療に初めて医療保険の適用が決まりました。現在は自由診療のため、禁煙達成までに平均3万円程度かかっていますが、4月からは、自己負担3割の場合、5回の治療で合計3,000円程度になります。健康維持のために禁煙をお勧めして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（小森英明君） 以上で尾関律子君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位7番 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 日本共産党の中田静枝です。一般質問を始めます。

まず、1つ目ですけれども、高齢者・障害者世帯などの屋根雪おろしのことについて質問したいというふうに思います。

昨年12月の豪雪以来、市内の被害というのは相当なものになりました。被害状況の把握や、また、屋根などの修復もまだこれからというところでないかと思えます。特に谷合より北、以北におきましては、美山支所で積雪が130センチというふうに記録されておりますように、1メートルを大きく超えた積雪によりまして、民家の屋根の雪おろしは切実な問題となり、高齢者や障害者の世帯においては、市の緊急的な対策が強く求められました。

こうした緊急的な措置を、対策をとということで求められた要請に対しまして、市は一時的な避難をしてくださいということで、そういう指導をするというところに終始をしたわけでありまして、それは、住民の雪おろしをしてもらって、今、住んでいる家を守ってもらいたいんだという願いに沿うものではありませんでした。身内でも対応し切れず、震えながら眠れぬ夜を過ごされた方が少なくなかったというふうに思われます。本巢市根尾地区のように、雪おろしに助成制度があればという思いも同時に強く求められました。

幸い、途中から森林組合が、地域を特定してではありましたが、谷合は含まれておりませんでした。雪おろしを始めました。3人1組で10班の体制を整えて取り組

まれたようであります。実績をお聞きしましたら、15軒の雪おろしが行われたということで、実質的には、2つの班で2日間で一応終わったというようなことでございます。

1軒平均は2時間だというふうなお話でありました。これで安心して眠られる、来年以降ももしこういうことがあったら、ぜひやってもらいたい、そういう声が森林組合の方には届いているということも伺っております。

その後の積雪が少なかったということがありまして、犠牲者を出すというような不幸な事態にはならず、本市の場合には済みましたので、本当にこれはよかったと思っております。

しかし、雪おろしをこうした森林組合が申し出されても、頼みたくても頼めない、そういう方があったのではないかという思いは、森林組合の方でも同じように、そういう人があったのではないかと思うというふうに答えておられました。

そこで、助成制度というのが必要になってくるというわけであります。

山口市は、新年度の予算に高齢者などの屋根雪おろしの助成制度を盛り込みました。新年度の予算としては、1軒当たり5,000円の60軒分、30万円が予算化をされております。助成制度の必要性を認め、制度化したことは本当によかったというふうに思います。しかし、この冬、一番必要なときに緊急的な対策がとれなかった、目の前に震える人がいるのに手を差し出さなかったということについては、行政として、本当にそれでよかったのかというふうに私は問わなければならないというふうに思うわけです。

雪の恐怖に脅かされる地域の人々を山口市全体で支える、市の予算を充てるということも含めての話ですけれども、それは当然のことであります。危険な雪おろし、消防庁の方では、この冬、130人以上の方が犠牲になっておられるというふうな報道がされております。戦後2番目の多さだと報道されているわけでありまして、山口市におきましては、屋根から転落された方が2名おられるというふうに市の当局の方から私は聞いておりますけれども、そうした危険な雪おろしを身内がいるからといって援助しないというのは、本当に現実的ではありません。同じように、雪おろしなどで疲れ切っている地域での対応にも限度というのがあります。

今回の豪雪による市民の願い、これを私はどうしても届けなければならない、そう思いまして、次の2点においての質問をするところであります。

まず、1点目は、雪おろしは、これは皆さんからいろいろな声が届いていると思えますけれども、見通しの立つ仕事であります。身内の力や地域の助け合いで対応し切れないことが今回の豪雪で明らかでしたけれども、そういうときこそ、公的な、人的な援助が必要であります。

緊急にとるべき対処、援助の方法は、いろいろあったのではなかったかというふうに私は考えますが、いかがでしょうか。市民福祉を守るための行政の心意気、一体どうなっているのだろうか。地方公務の原点が問われる問題といっても過言ではないというふうに私は思いますけれども、いかがでしょうか。今度、新年度、新たに設置をされる屋根雪おろしの助成制度の内容がどうなのかということも具体的にお話もいただきながら、以上の点を質問したいというふうに思います。

2点目につきましては、この大雪で廃屋、住んでおられない家が、過疎地域の住民にとって、ひときわ大きな不安要因であるということが浮かび上がってきたのではないのでしょうか。疲れた体でだれも住んでおられない家の屋根の雪の心配もしなければならなかった、こういう様子を私もこの目で見ておりますけれども、地域住民を応援する立場で、過疎地計画にこうした廃屋対策を盛り込むということの検討が必要ではないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

以上、第1問の質問をいたします。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 中田議員の御質問にお答えいたします。

去年12月の豪雪によりまして、市内の多くの家屋等に被害が出ましたが、市におきましては、人命を最優先に考え、緊急な対応としまして、特に積雪の大きかった美山北部地域等の高齢者や身体障害者世帯を中心に、電話や有線放送等で地区公民館を自主避難場所として避難を促しましたが、結果的には、避難される方はなく、多くの方が既に身内の方等のところに避難をされておられたり、また中には、身内の方や近隣の方々の協力によりまして、雪おろしがされていた世帯もございました。

また同時に、市では、屋根雪おろしのボランティア、業者等の確保に努めましたが、屋根ということもあり、危険が伴いますものですから、思うように確保ができず、苦慮してまいりましたが、幸いなことに、美山地域の一部ではありますが、岐阜中央森林組合より森林作業員の派遣の申し出があり、高齢者や身体障害者世帯の方からの問い合わせに対しまして、紹介をさせていただいたところでございます。

さて、今回、高齢者の方々の冬の暮らしの安全確保等を目的として、住宅屋根雪おろし事業を実施したいと予算を上程しているところでございます。対象は、住宅屋根の雪おろしで、積雪50センチ以上、75歳以上の独居世帯及び高齢者世帯等々で、1回当たり上限5,000円の助成を世帯当たり年1回予定しております。

今後は、高齢化が進み、地域での協力体制が今以上に求められる中、自治会等とともに安全な対策が図れるように備えてまいりたいと、このように考えております。

また、過疎地域の廃屋対策という御質問ですが、私は、議員の発言の廃屋の定義が非常に難しい、理解できかねるところがございます関係上、個人の財産に関する、そういう範囲のことは計画検討には考えていませんので、どうか御理解のほどをよろしく願います。

議長（小森英明君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 人命を第一にということで対処したんだというようなお話でしたけれども、私は、本当は、市の職員がやはり自らボランティアを組織するとか、または消防団に救援を頼むとか、または業者に直接働きかけて、雪おろしをしてくれる、そういう体制を組織していくとか、いろんな方法がとれたんじゃないかと思うんですね。そういうところで、本当に市のこの冬の対応というのは、人の心にこたえる温かい血の通った対応ではなかったというふうに、私は本当に残念に思ったのであります。

こういうことは、地方公務員、本議会、常任委員会で、この豪雪地帯出身の議員の発言もありましたけれども、市が人的支援をとれないのかということで本当に訴えておられましたけれども、私も本当にそれは同感なのであります。雪害というのは災害の1つでありますし、そして、その家が壊れないようにするということが最も大事なことであります。その防災の見地から、できることを何とか必死になって考えて、市民が本当に安心して夜を過ごすことができる、そういうことを真剣になって考えるのが、市長を先頭とした市の職員の使命ではないかというふうに私は思います。

その点では、一体どのように考えておられるのかと。私は、今後とも、こういうような対応では、もう情けなくて、本当に恥ずかしくて、山県市のこれからとして本当に私は嫌なのであります。

どうか、そこら辺で、ぜひ真剣にこの問題、今後是对応していただくなくちゃいけないというふうに思っておりますけれども、そこら辺で、市長の今後の気持ちを確認しておきたいと私は思いますし、もう一つは、部長の方から、廃屋の問題につきましては、私有財産、個人の財産ということで、確かにこれは非常に難しい問題があるとは思いますが、私もまだこの問題については十分研究しておりませんのであれなんです、やはり全国の中には、この問題についても、過疎の問題、全国あちこちに見られる問題でありますので、やはり同じような問題に取り組んでいるところがあるかもしれないというふうに私は思うわけですが、そういったところでの調査などもしていただきたいというふうに思うわけですが、廃屋についての現状の把握というのは、市の部局ではどういうふうに、どこの部がどういうふうに、これは対応すべき問題なのかということも、私もちょっと勉強不足なんですけれども、そこら辺で、今後、やっぱり目を向け

ていっていただかなくちゃならない問題だというふうに思いますので、過疎地計画を頭に置いての検討を求めたいと思いますけれども、その辺、以上、市長に質問したいというふうに思います。

議長（小森英明君） 平野市長。

市長（平野 元君） 中田議員の御質問にお答えします。

ただいま保健福祉部長からいろいろ御説明というか、答弁を申し上げました。大体そんなことですが、今回の豪雪、私も何回かお邪魔しました。中田議員が現地にどのくらい行かれたか承知していませんが、随分行きましたし、当時の状況もくまなく見て回ったというつもりであります。

今回の豪雪というのは、山口市ではかつて経験したことのないような豪雪だったということがまず1つあります。私、12月の暮れに、前にお話ししたかも知れませんが、谷合の元助役の臼井中二さんのところへお邪魔したときに、その臼井さんが、私は88歳になるが、これほどの豪雪は初めてだということを書いてみました。そのぐらいの豪雪であったかということだと思います。そういった状況の豪雪であったということも1つの認識であったと思いますし、道路等の除雪につきましては、市の体制は十分整っております、すぐ対応して的確な道路の除雪作業が行われたと思っております。

そして、個人の住宅等につきましては、特に高齢者等につきましてはの対応につきましては、自治会長さんに文書をお願いをしまして、地域の自治会あるいは民生・児童委員の皆さん方、そういったボランティアの方をお願いをして、高齢者のうちを見回っていただいて、できるだけの対応をしていただきたいということもお願いしたところでございます。

そして、今回の豪雪で雪おろしの問題でございますが、体育館もああいうことで崩落したように、東北とか新潟あるいは北陸、飛騨の方面と雪の、比較的、毎年雪が多いところの対応が、お話を聞きますと、雪おろしをするためには命綱をつける位置があるとか、いろんな対応がされておりますし、屋根の勾配等もいろいろございます。そういった点で、そういった対応がされておるということが1つ言えると思います。

今回、美山地域では豪雪が大きかったということで、そういった対応もなく、実際に雪おろしになったときに、人身に被害があるようなことがあったときは、これこそ大変なことでございます。雪をおろすよりも人命の方が大切だということもでございます。それほど豪雪でございましたし、私、谷合から塩後方面を見て回りましたけれども、あの場合に、屋根へ上って、一人も雪おろしをできるような状況ではないなということは私ながらに感じたところでございますが、中田議員の言われるようなこともわからんでは



ございませんが、そういった大きな豪雪であったということでございますので、これからは、きょう、また予算で提案しておりますように、新年度に向けて、また、そういった豪雪があった場合には対応していきたいと思いますが、何分にもそういったことの豪雪であったということでございますので、若干そういうことでおくれた点があるかということとは私も承知しております。

また、廃屋の問題は、先ほど担当部長から御説明しましたように、全く個人の住家でございます。勝手にそれをどうこうすることもできませんし、そういったことは、今後十分調査する必要があるかと思いますが、固定資産台帳等もありまして、その辺は、税務的には調査しておるわけでございますけれども、廃屋になったところにつきましては、そういった対応もしかねるということでございますが、その辺も含めて十分検討してまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 屋根雪おろしの技術とか方法などにつきましては、たくさんの経験が全国にはあるわけでありまして、それを取り寄せて考えるということは難しいことではなかったというふうに私は思います。どうか今後は、住民が本当に求めているものは何かというところをよくお聞きになっていただいて、安心して眠れる、そういう山口市にしていきたいというふうに強く要請をいたします。

次の質問に移ります。

2つ目の質問は、ゴルフ場の造成地と産業廃棄物の違法埋め立てが発覚をされたということにかかわってであります。

2月16日に、岐阜県警の方で岐阜国際カントリークラブの造成地を現場検証をして、造成工事を請け負った西部開発代表の山本被告の供述どおり、建築廃材が不法に投棄されていることを確認したということであります。新聞報道には、2004年（平成16年）から2005年（平成17年）の2月ごろにかけて、約1.4ヘクタールの造成地に大量の建築廃材を投棄したらしいとあります。地元の自治会、そのほかの住民の方も含めてですけれども、などの要請で、県と市は定期的に見回りをしていたにもかかわらず、このような不法投棄を中止させることができなかつたことを本当に残念に思います。この不法投棄についての問題解決はされなければなりませんけれども、私も現地を視察してまいりまして、今後、市の環境を守るために、次の点での答弁を求めたいというふうに思います。

1つ目は、造成計画と埋立面積に大きな食い違いがあるというふうに聞いております。その食い違いについて、市はどのように認識をしているか、説明をいただきたいという

ふうに思います。造成埋立計画の範囲が大きくはみ出しているのにストップがかけられなかったと言われているわけでありますが、それはなぜでしょうか。計画に対する県の対応に問題があるのではないかと私は考えるわけでありませけれども、いかがでしょうか。

2点目は、不法投棄産廃の全体の把握についての方策と現状復帰といいますが、正常化についての考えについて問います。また、不法投棄産廃の全体把握のためにも、ボーリング調査がやっぱり必要ではないかというふうに考えるわけですが、この点ではどうでしょうか。

3点目は、市が県と一緒に、または市単独でパトロールをしてきたということですので、その記録、また、通報があった場合の記録などはきちんととられていたのでしょうか。

4点目、今回の視察で、14番ホールの擁壁のつけ根に穴があいているのを私は目撃しました。14番ホール南側の配水管は、調整池がないまま山肌には放水の状況でありました。以前、もう10年以上前だったと思うんですけれども、そのときにはもう少し高いところでの放水だったと思うんですが、今回は、その下、かなり延ばして、土砂などで埋めて、下の方に少し下げてあったわけでありませけれども、こういうような状況というのについて、緊急的な措置が必要ではないかというふうに思いますけれども、岐阜県はどのように考えていると言っているのでしょうか。

5点目であります。産廃の不法投棄の問題ですけれども、このような違法なやり方がどこかで黙認されていくという、そういう行政の体質というのが、岐阜市の椿洞の問題で明らかのように、この国際カントリークラブの造成地の問題につきましてもあるのではないかなというふうに私は思いますけれども、この点ではいかがでしょうか。

6点目ですけど、困難な環境問題にしっかりと対処ができるように、環境課の職員の増員が必要ではないかなというふうに以前から私は考えておりました。その点ではどうでしょうか。また、職員が仕事で不利をこうむるようなことが起きてはなりません。もし不当な圧力が加えられた場合に、職員をどのようにして守っていく考えかをお尋ねしたいと思います。

以上、市長に答弁をお願いしたいと思います。

議長（小森英明君） 平野市長。

市長（平野 元君） 中田議員の御質問にお答えします。

個々の御質問の前に一言申し上げますが、今回の造成地に産業廃棄物の不法投棄が確認されたことに対しましては、ゴルフ場の造成に係る許可権者である県と合同でパトロ

ールを重ねてきたところでございますが、このような結果になってしまったことに対しては、私としましては大変残念に思っておる次第でございます。

今後の対応につきましては、現在、警察により捜査中でございますので、捜査の動向を見ながら、県当局、県担当部局とも協議をしてみたいと考えております。

それでは、御質問の数点についてお答えを申し上げます。

まず、1点目の造成計画と埋立面積との相違に関する市の見解につきましては、造成地は山林内でもありますし、不整形な形状であることに加え、斜面の面積把握が目測では認識しがたい状況でございます。そういったことでございますが、これは県によって測量をしていくものでございますし、県によって測量の結果、初めて計画面積を超過しているということが把握できたと認識しております。

県がストップをかけられなかったという理由につきましても、県も面積が正確に把握できなかったというようなことがあったかなと推察する段階でございます。計画に対する県の対応につきましては、報道にもありますように、現在、警察による捜査中の事件でございますから、答弁は差し控えたいと存じます。

2番目の不法投棄の全体を把握する方策及び正常化につきましては、冒頭でも申し上げましたように、現在、捜査中でございますので、捜査の動向を見ながら、県担当部局と協議、対処をしてみたいと考えております。

3番目の市のパトロール、通報記録につきましては、平成14年8月16日より県と合同で実施しておりました月2回の定期パトロールに加えて、平成16年3月18日より、市の環境衛生課によって、週2回のパトロールを実施し、記録にとどめておりますが、産業廃棄物が搬入されたという記録は確認できなかったということでございます。

4番目に、14番ホールに関する措置につきましては、擁壁のひび割れ等に関して、防災に係る行政指導が県により行われておるところでございます。

5番目の市は違法行為を黙認していたのではないかというような御質問もあったようですが、市は造成に関しまして、計画に基づいて工事がなされていると認識しており、この本件が発覚するまで違法行為を黙認していたということではございません。

そういったことでございますが、確かに県下各地でああいった違法行為があるということで、今回、そういうことが発覚したというふうに受けとめております。

6番目の環境衛生課職員の増員等につきましては、事務量を十分把握し、適切な人員配置をしていると私は考えております。

また、不当な圧力が職員にあった場合には、報告を受け、的確な指導や助言を行うことにしておりますが、今後とも、不当な圧力等があれば的確に対応をしてみたいと考

えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 今、警察の方にいろいろな資料なんかも提出がしてある、担当課によりますとしてあるということで、私もしかになかなか見せていただくことができないわけではありますが、やはり山口市が市民の環境や生活を守る大事なとりでになっていかなければならないというふうに思います。県の責任だからということで逃れるというようなことは、やはりよくないというふうに私は思います。どうか真剣に、そこら辺は先延ばしをすることなく、きちんとやっぱり対応をしていかれるように、今後とも強く要請をいたしまして、この質問を終わります。

以上、私の質問を終わります。

議長（小森英明君） 以上で中田静枝君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で2時20分まで休憩いたします。

午後1時58分休憩

午後2時20分再開

議長（小森英明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

中田静枝君は早退されました。

通告順位8番 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、通告に従って質問いたします。

まず、第1問ですけど、産業経済部長に、市の施設、市の財産の不法占拠という問題について、その経緯と市の損害、そして怠りということで質問いたします。

私のところに、自治体の合併前の旧美山町時代、既に使用をやめていた公的施設を民間に無料で近いくらいで貸しているという指摘がありました。調べてみて、その使用に関して、当然の使用料や電気代などが納められていないようです。

そもそも、不法占有、不法な使用であるにもかかわらず、旧美山町、そして現在の山口市にまでそれが継続している。長年のこの事態というのは、行政の怠りであって、損害も多大であるにもかかわらず、放置されている。そういったことで質問いたします。

1つ目、この施設（財産）はどこの何で、財産の地方自治法上の分類は何でしょうか。

いつから、どのような理由や経緯で民間の使用を認めたのでしょうか。

施設は、どのような使用形態で民間人に使用されていたのでしょうか。

4つ目ですけど、美山町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条に照らし

ていきますと、全く適合していないのではないのでしょうか。

5つ目です。美山町公有財産及び債権の管理に関する規則には、普通財産の貸し付けの概念はありませんから、そもそも、旧美山町がこの使用を認めたということはあってはならないことではないのでしょうか。

また、同種の山県市の規則には、貸し付けの規定があるところ、この規則第13条、14条、15条の規定を適用したのでしょうかしていないのでしょうか。また、その理由は何でしょう。他の事例も含めて、そもそも、市の方針として、この山県市の規則を適用し、財産を貸し付けるということは想定されていないのではないのでしょうか。

次に、6つ目ですけど、結局、旧美山町及び山県市の施設の不法占有、不法使用というしかないと考えますが、いかがでしょうか。

この案件というのは、自治体合併の協議のすり合わせやその検討の中で、どのように認識されて、どのように処理するというふうにされたのでしょうか。

8つ目、過去5年分について、使用料は幾ら納付されていますか。そもそも、本来の使用料は幾ら相当と算定すべきなのか、過去5年分についてお答えください。

電気代は、電力会社実績で幾らでしょうか。5年分です。それは自治体が支払ったのでしょうか否か。

10番目、その他、何か使用者が支払うべき費目、その名称、その額、それぞれ幾らでしょうか。

このことについて、行政機関及び職員として、どのように対応してきたのかということをお明らかにされたい。そして、今後どのようにしていくのでしょうか。

そして、最後に、行政機関及び職員の怠りということについて、どのように認識をされるのでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

議長（小森英明君） 松影産業経済部長。

産業経済部長（松影康司君） 寺町議員の御質問にお答えします。

1点目の施設はどこなのかということですが、場所は青波地内です。青波コミュニティセンターです。次に、財産の地方自治法上の分類は何かということですが、合併前は行政財産で、合併後は普通財産でございます。

2点目のいつから、どのような理由で、経緯で民間の使用を認めたかということですが、昭和61年10月に老人ホーム美山荘が笹賀地内に新築移転したため、その旧施設を有効利用するということで、この当時、近隣の企業に遠方より働きに来ている従業員の寄宿舍を要望し、商工会を通じて探していたことから、企業振興と建物の有効利

用をすることとして貸し出しました。このことにより、美山コミュニティーセンター設置条例を昭和62年3月に制定し、昭和62年4月1日より地元企業を任意組合とする美山町コミュニティーセンター施設利用組合と委託契約を締結し、使用が開始されました。

3点目の施設はどのような使用形態で民間人に使用されていたのかということでございますが、施設はコンクリートブロックづくり、平家建て、993平方メートルで、施設内は、2人部屋が3室、4人部屋が11室に分かれ、現在は7室に1人から3人が居住しています。1室2,000円で、地元企業従業員の寄宿舍として利用され、施設管理については施設利用組合に委託していました。

4点目、5点目のことでございますが、関連がありますもんで、一括で答弁させていただきます。

まず、美山町の条例、規則では、普通財産の貸し付けとしては適合せず、不法占有、不法使用ではないかということでございますが、美山町コミュニティーセンター設置条例のもとに管理し、行政財産の目的外使用としていました。

山県市規則の貸し付けの規定の適用ですが、合併協議会において、施設の廃止、取り壊しの方針が決定されたことから、規則を適用することは市として想定しておらず、適用しておりません。

また、施設明け渡しを再三お願いしてまいりましたが、応じてもらえなかった経緯もあり、不法占有と認識しております。

7点目のこの案件は、合併協議のすり合わせや検討の中で、どのように認識され、どのように処理されたかということでございますが、建物は昭和41年に建築されたもので、年数もち、古く、雨漏りがし、また、消防設備や浄化槽設備にも不備があり危険なため、旧美山町では、以前より明け渡しをお願いし、取り壊しの方向で検討したことから、施設利用組合の理解を求め、施設廃止の方針を打ち立てました。合併に際し、美山町コミュニティーセンター設置条例及び規則は廃止としました。

8点目の過去5年分について、使用料は幾ら納付されているかということでございますが、納付された額は、平成13年が9万8,000円、平成14年が12万円、平成15年が14万円、平成16年度が16万6,000円、合計で52万4,000円です。平成17年度につきましては納入されておりません。

次に、本来の使用料は幾ら相当と想定されるのかということでございますが、建物が老朽化していますので、この1室2,000円を変更することは考えておりませんが、電気代等は使用者が支払うべきだと思っております。

9点目の電気代は電力会社実績で幾らかということでございますが、平成13年度は30

万8,925円、平成14年度は37万4,712円、平成15年度は40万5,482円、平成16年度は55万7,370円、平成17年度は2月分まででございますが、57万3,144円で、合計金額は221万9,633円となっております。

次に、自治体が支払ったかどうかということでございますが、合併前は旧美山町、合併後は山県市にて支払いました。支払いにつきましては、施設が市の所有ですので、経費の請求に対して支払いを怠るわけにはいきませんし、施設利用者への人道的な面からも支払ってまいりました。

10点目、その他、何か使用者が支払うべき品目と額は何かということでございますが、電気代のほかに支払っている品目と過去5年間の額は、浄化槽検査代が3万5,000円、浄化槽保守点検委託料が55万6,000円、借地料が76万となっております。

11点目の行政機関及び職員として、どのように対応してきたかということでございますが、この施設は、当初、老人ホームとして昭和41年に建築され、その後に老朽が進んできた平成11年に地元区への払い下げも考えて検討しましたが、修繕にも多額の費用がかかることから、町としては取り壊しの方向とし、当時の利用者が1企業4名のみでの利用でもあり、明け渡しをしてもらえるよう理解を求めましたが、他に転居する当てもないということで、現状維持で来たとの回答がありました。

これが最初の明け渡し交渉で、以後は平成13年に合併の話もあり、また、施設は雨漏りがし、消防署の立入検査においても、防火設備の不備で改善命令があり、浄化槽検査については、漏水、曝気装置の不備などの点と、その他その同列企業の2社が大半を使用してきたことや、安い利用料に比べ市の支出が多額であり、極めて不採算性の賃貸であるため、合併前にも幾度かにわたり明け渡しをお願いをしてきましたが、相手側の回答は、当初、地元企業の従業員の寄宿舍、地元企業の振興ということで入居した経緯があり、他に宿舍を考えてくれれば出て行くという回答で、交渉の進展がありませんでした。

合併後も、担当課において、直接企業代表者本人に会いまして、明け渡しをお願いを再三にわたり行ってきましたが、聞き入れてもらえませんでした。市としては、この状態を続けるわけにはいきませんので、弁護士にも相談をいたしまして、平成16年10月14日に施設の明け渡し申し入れを代表者に書面で行いました。

その内容を申しますと、老朽化による入居者に対する事故の発生防止や防火上の上でも極めて問題があるので、期限を6カ月として明け渡しをお願いをしました。これにも応じていただけませんでしたので、さらに、平成17年6月3日に青波コミュニティーセンター使用料納付についての確認ということで、書留内容証明郵便にて代表者に郵送い

たしました。

その内容につきましては、弁護士と相談しまして、現段階では完全なる不法占拠状態と認識し、従来基準の使用料相当金の損害金のほか、実際に施設維持に係る費用をあわせて、参考としまして、平成16年度分は99万3,670円を損害金として請求することを取りあえず代表者に知らせるものでございました。

文書を送付した後、その後、7月11日に代表者に会いましたが、それ以後は文書にての話にしか応じないということで面談を断られ、現在に至っております。

次に、今後どうしていくかということでございますが、明け渡しがいただけない状態が続けば、法的な措置を検討していきたいと考えております。

12点目の行政機関の職員の怠りをどのように認識するかとのことでございますが、これまでも代表者の事務所に幾度も訪問し、理解を求めてまいりましたが、訪問実績としましては、平成15年から平成18年までに8回の訪問をしました。また、弁護士との相談により、書面にて2回送付した実績がございます。

あくまでも相手の理解が得られなかったということでございまして、行政機関及び職員の怠りはなかったものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 細かいことは時間の関係でともかく、行政側が明け渡しに応じないから不法占有と認識しているという、今の答弁は非常に重たいものだというふうには受けとめます。率直に申して、明確に事実経過をこのようにきちっと答えていただけたというのは、予想を超えて非常にうれしいというふうに思います。

しかし、逆に言うと、そこまでわかっていて、どうしてこんなことが続いたのか。しかも、それが20年前からということなんですね。そこに非常に大きな疑問を感じます。ということで、市長に再質問という形でしますけれども、確認も含めて、まず、使用料として、平成13年（2001年）から平成16年（2004年）の4年間で52万4,000円、市は受け取っていたという答弁ですね。それから、行政側が立てかえて支払った電気代の5年の合計は221万9,633円だという答弁、そして浄化槽や借地料、この立てかえ分というのは5年間で135万1,500円になるということ。つまり、これら5年間で409万5,133円になるというふうに思います。そのうちの52万4,000円だけはもらっているという状態ですね。

ところで、地方自治法では、自治体の債権の時効は5年というふうに特例として定められています。それで、先ほど弁護士からの通知文の話もありました。1年で99万でし



たか。そういったことを前提に、市長は最終的に一体幾らこの使用者に請求をするのか、市に払ってくれというふうに請求するというふうに考えているのかということ。それから、もう一点ですけど、答弁では最後の方に、法的措置ということもありましたが、これは具体的にどういったことを想定されているのか。この2点についてお答えください。

議長（小森英明君） 平野市長。

市長（平野 元君） 寺町議員の再質問にお答えします。

今、担当部長からるる御説明をしましたとおりでございますが、両者の額の違いの理由ということでございますが、そのことにつきまして、私も十分担当から聞いて承知をしておるわけでございます。

そういうことでございますので、この問題につきましては、強力に返還を求めるために今後十分検討してまいりたいというふうに思っておりますし、法的処置ということの具体的なということでございますが、これも弁護士等に相談いたしながら、必要があれば訴訟も提起することを辞さないというふうに考えております。

いずれにしましても、こういった、言ってみれば、不法的に占有された施設に対しての納入が怠っておるということにつきましては大変遺憾に思っておりますが、いずれにしましても、しっかりとその辺は追求していきたいというふうに思っております。

以上で答弁とします。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、再度市長にお尋ねいたしますけれども、まず、額について、強い姿勢はお答えいただいたというふうに受けとめましたけど、要は、自治法で、本来、民法なら7年までできるのに5年になっているわけですから、これは精いっぱい5年するしかないと思うんですね。そういった意味で、先ほどの答弁から出てきた、とりあえず350万円程度は請求すべきではないかと思うんですね。計算しますと357万1,133円。ここに5%の利息をつけるかどうかはともかく、その額というのは市長はどう考えるんでしょうか。

それから、もう一つ大事なのは、実は、これ、20年前からということで、今5年ということを行っていますけど、実は20年前、計算すると大体1,500万円ぐらいになるわけですよ。しかも、市の施設、美山町の施設が空いているからだれかが使ったと。使用料が入っていないというだけなら、まだ一般の方も許容する余地があると思うんですが、今回は、美山町、山県市の市民の皆さんの税金で電気代をもう払っちゃっているわけですよ。浄化槽も、使用料も。税金でお金を払っているわけだから、これはもう絶対許されないと思うんですね。そういった厳しい姿勢を持たなきゃいけないと思う。しかも、

その額は1,000数百万になるわけですね。

ですから、市長の認識、遺憾に思う、厳しく追求するということでしたので、責任はどうか言いませんけれども、もう一つ大事なのは、合併前の旧美山町長、現在の矢口県議ですけど、ここの責任が非常に大きいんじゃないかと。それが合併で持ち越したというふうに私は認識しています。そういった意味で、現山県市長として、矢口氏にも厳しく過去のことは問いかけてほしいと思うんですね。そういった点で、金額のこと、それから前の美山町長にも厳しくということについて、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（小森英明君） 平野市長。

市長（平野 元君） 寺町議員の再々質問にお答えしますが、額の問題はまだ精査する必要がある面もございます。いずれにしましても、すべての面について返還を求めていくということで、それが基本姿勢でございますし、合併のときに、こういったことが的確に処理されておればということもありますけれども、その辺が若干といいますか、正確に移行できなかったという面もあると思いますが、いずれにしましても、過去5年間さかのぼりまして、しっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

13番（寺町知正君） 答弁漏れ。矢口さんにはどうするんですか。

市長（平野 元君） 前美山町長の件につきましても、今、答弁しました中に含んでおるといふふうに御理解願いたいと思います。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 含んでいるということは、じゃ、全額を請求するということですから、5年分の責任を問うということ受とめます。

次に、2番目ですけれども、教育理念に基づく学校図書や教材図書の充実について、教育長にお尋ねいたします。

近年、若者の書籍離れが非常に懸念されています。そういった中で、最近では、読書意欲が回復しているという報道も一部にはされています。

2001年12月5日成立の子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく計画では、学校図書館等の情報化を進めるとともに、他校の学校図書館などと連携し、蔵書等の共同利用化や必要な図書の学校を越えた相互利用の促進、普及等を図るといふふうにされています。

国においては、2004年度から06年度まで、学校図書館資源共有ネットワーク推進事業というのを全国の44地域で実施し、06年度から09年度までは、学校図書館支援センター

推進事業を36地域で実施するというふうに予定されています。

なお、この同法4条では、地方公共団体の責務として、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、実施することとされています。

学校図書室の利用の水準に関しては、教師の熱意によって全く異なるという指摘もあります。また、学校図書室の蔵書は、その性質上、学校ごとに重複することが多いというふうにも言われています。

子供たちの読書の意欲の高まりは、身近によい書物があることが前提であり、最も重要な要因です。本に親しむ習慣は、生涯教育の1つの基本とも言えます。今では、学校図書室の書籍は、備品ではなく、児童・生徒の自立的な学習を進める新しい教育に不可欠なものと認識されています。本の充足という問題ではなく、重要な教育方針というべきであります。

そこで質問ですが、まず、書籍などの学校間の重複の実態について、市内の小中学校における重複購入の比率というのはどのようでしょうか。

2つ目として、支援センターの機能をつくるということについて。

総合学習や調べ学習が新しい教育の特徴とされていますけれど、教師によっては、多忙などによって、業者の高額なセットに頼ることもあるというふうにも聞きます。幸い、山口市には教育センターがあり、これらに付加して、教師にレファレンスするなどし、かつ教材などを一括管理、貸し出しなどをすれば、より豊かな内容が期待できると同時に、二重保有のむだも著しく減らせます。使用頻度の少ない書籍や高額な書籍に関して、学校間で重複購入などしている可能性について、どう考えますか。また、今後、このような支援センター機能を形成すべきではないでしょうか。

3つ目ですけれども、書籍等の学校間ローテーションシステムの実施についてです。

若い子供たちには、新しい本がより興味をそそるということは当然であります。しかし、個別の学校図書館で新しい本をそろえるより、例えば数冊の多種の新刊本や書籍を1つの単位として、これを複数の単位、数単位用意し、それらを何組かつくって、学校ごとに回していくというようなこと、こういったローテーションの体制をつくれば、本を簡単に入れかえるという感覚で交換ができていきます。そういったことで、財政に大きな負担を増やさずに、多種類の新しい本や子供たちの人気の本をたくさん提供できるというふうに考えられます。そういった意味で、準備に着手してはどうでしょうか。

以上、3点をお尋ねいたします。

議長（小森英明君） 小林教育長。

教育長（小林囿之君） 寺町議員の御質問にお答えいたします。

教育理念に基づく学校図書の充実という御質問でございますが、学校教育の中で読書活動の推進を図るために、学校図書館教育の充実を現在進めているところでございます。

さて、御質問の1点目、書籍などの学校間重複の実態につきまして、重複購入の比率はということでございますが、中学校を例にとりまして、平成16年度の実績で見ますと、2校間の重複が46冊で、冊数比率で言いますと約11%、金額比率で約10%ございました。また、3校間の重複は13冊で、冊数比率約3%、金額比率約1%でございました。

学校の蔵書全体では、年々購入したり、廃棄したり、それを繰り返しているわけございまして、大ざっぱな数字でございますけれど、約6割から7割の書籍が共通かというのが実体かと思っております。

子供たちに興味、関心が高い書籍は、どの学校においても数年のうちに購入されますし、調べ学習等で使用する辞典等の書籍は、どの学校でも必要とされますことから、学校間での重複率が高くなるわけでございます。

次に、2点目の支援センター機能の形成についてでございますが、現在、市の教育センターでは、大型カラーコピー機や知能テスト等の各種検査機器、和太鼓、教科書等の書籍を購入しまして、市内の小中学校対象に貸し出し業務を行い、高い頻度で使用されております。

今後とも、備品や教材教具、書籍等の共同購入、管理、貸し出しができるよう、支援センターとしての機能の充実を図ってまいりたいと考えております。

3点目の書籍などの学校間ローテーションシステムについてでございますが、学校図書館あるいは図書というものは、子供たちが必要なときに、いつでも、すぐに関覧できることが大切なことであり、それぞれの学校に常時そろえておくことが基本かと思います。

ただし、児童・生徒数に応じた図書購入費の配分をしておりますので、小規模の学校は、高額な図書とか、あるいは蔵書の絶対冊数が少ない実態であります。そのために、他の学校にあります書籍をパソコンで検索し、貸し出しができるように、蔵書のデータベース化や学校図書館のネットワークなどの環境整備を図ることを現在検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、議員御質問の趣旨も含め、子供たちの読書活動の充実のために、学校図書司書、学校図書館主任などの連携を密にしながら、学校図書館のよりよいあり方を今後も検討し、整備を図ってまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、教育長に再度お尋ねします。

まず、2番目の支援センターについては、大きい学校とか小さい学校、離れている学校、いろいろとあるのが現場状況です。そういった中で、こういうセンター機能というのは非常に重要であり、活躍する場であるというふうに思いますので、いろいろと研究して、試行錯誤して、効果的なセンターをつくり上げてほしいということを期待しておきます。答弁は結構です。

まず、1つ目の学校間重複のことですけれど、答弁で6、7割が共通しているというような認識、非常に高いというふうに印象を受けました。答弁では、子供たちの関心が高い書籍は、どの学校においても2年から3年で購入されるということでもあります。

それでは、実際に子供たちの関心の高い書籍というのが、いわゆる充足、十分に足りているというふうに教育長は認識されているのでしょうか。それとも、まだ不十分だと認識されるのでしょうか。

それから、3つ目のことですが、ローテーションしてはどうかという提案ですが、まず、答弁では、蔵書のデータベースあるいは学校図書のネットワークという言葉がありましたけれども、現在、国が大金をつぎ込んで、全国のモデル地区で試みているということでもあります。

今回、私の質問の趣旨は、とりあえず限られた予算、人員の中で、できるだけ早い時期に図書館の意義をより高めて、子供たちの読書意欲、読書環境を整えてほしいというふうに質問しております。そういった意味で、データベース化などが5年先、10年先の見当もつかないということの答弁であったら困るわけですね。

そこで、答弁のこと、決意とか見込みがあって、データベース化あるいはネットワーク化ということをおっしゃられたのでしょうか。具体策は何かお持ちでしょうか。

もう一点ですけれど、新刊図書費というのが一定の枠があると思うんですが、そのうちの一部でも、まず、ローテーション、つまり学校間の共用という部分に充てて、図書の購入費に充てて、関心の高い図書を回して充足を図っていく、そういったこともすべきではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

以上、質問します。

議長（小森英明君） 小林教育長。

教育長（小林圀之君） 寺町議員の再質問にお答えいたします。

1点目に、子供の関心の高い書籍が充足されているかと、どう認識しているかという

ことですが、実際、小規模校におきましても、年間に20万円ほどの予算がございまして、1冊2,000円と仮に見てみましても、100冊購入できるということですが、実際、購入に当たりましては、子供の読書傾向を把握しながら、計画的に購入しておりますので、充足されているものというふうに認識をいたしております。

それから、データベース化の具体策はということでしたが、現在、図書管理等ができますフリーソフトを使いまして、試行を一部に始めた段階でございます。このシステムの機能性を確かめつつ、何とか手づくりでできないかと、データベース化できないかというふうに考えております。もちろん、これにつきましては、パソコンの技能とか慣れとか時間との勝負ということになるわけですが、議員がおっしゃられるように、5年、10年というふうにかかるものではないというふうにとらえております。

もう一つ、共用図書のお話でしたが、図書購入費の一括管理分を、その一括管理分で共同購入することは可能だと思われまますので、その運用方法も含めまして、関係者と十分協議してまいりたいと、こんなふうに考えております。御理解をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 教育長に答弁いただきました。

新しい試みということで、できるだけ予算を余り大きくかけずに、山県独自の方法で子供たちの環境をよくしてほしいということを試行錯誤し、研究してほしいと思います。

時間の関係で答弁は結構です。

次に、3問目ですけれども、市民部長に質問いたします。市のごみ処理計画の問題ですね。

私は、昨年9月の議会、12月の議会と、市民部長や市長にこのことの整理を求めてきました。建設費や維持費を含めて見たとき、20年の経費の合計というものも出てきたわけですけど、山県市の進める単独計画ですと約81億円になる。岐阜市との広域計画を進めると約49億円といった概算も明らかになってきています。

昨年の2回の答弁において、山県市が岐阜市と広域計画について交渉する意思もなく、実質的に協議の経過もないということ、単に用地選定、地元同意が大変だからというだけで、高い経費の山県市単独を選択するという問題が明らかになったというふうに思います。加えて、山県市の単独計画では、市が独自で拠出することになる財源が著しく多くなるということも見えてきました。

そこで、12月議会以降、この質問のきょうまで、あるいはきのうまでですか、一体どういったことがあったのか。

まず、1つ目は、山県市の行政の中での検討。

2つ目は、国、県、岐阜市等、他の機関との協議の状況とその内容。

そして、3つ目、広域、単独、それぞれの場合の財源についての見込み。

4つ目ですが、事業費ですね。建設費、維持費などの見込みの推移に関して、その後、変更とか修正、追加などがあればその内容、あるいはなかったということの説明を求めます。

5つ目ですが、今後の展望と市が考える進行の予定、これはどのようでしょうか。

最後に、現在は県が1999年の5月に定めたごみ処理広域化計画にかなっている、岐阜市と一緒にやっていますからかなっているにもかかわらず、これをあえて、それ以前の単独に戻すという合理的な理由は一体何でしょうか。

以上、質問いたします。

議長（小森英明君） 長屋市民部長。

市民部長（長屋義明君） 寺町議員の御質問にお答えいたします。

1点目の山県市の行政の中での検討についてでございますが、私どもも当然検討する必要がございますので、十分協議をしましてまいりました。この点につきましては、次の質問の中でお答えします。

2点目の国、県、岐阜市等の他機関との協議の状況とその内容についてでございますが、地域計画書に広域化の検討状況について記載することとされましたので、平成18年2月15日、環境省中部地方環境事務所において協議を行い、その結果を受けまして、3月1日及び10日に岐阜市と協議を行いました。

協議の目的は、広域化についての双方の考え方を再度岐阜市と確認を行う必要があるからでございます。岐阜市との協議における広域化の検討状況につきましては、6点目で説明させていただきます。

3点目の広域、単独、それぞれの場合の財源についての見込みでございますが、12月定例会の一般質問で寺町議員にお答えしましたとおりでございます。その後、変更はございません。

4点目の事業費の見込みの推移でございますが、建設費、維持費の変更はございません。その理由は、平成18年度から事業費等の具体的な検討作業を行う予定となっているためでございます。

5点目の今後の展望と市が考える進行予定はどのようかでございますが、まず、今後の展望は、平成22年3月までにごみ処理施設建設を行い、平成22年4月からは、山県市が責任を持って確実に不安のないよう、円滑なごみ処理事業が行えるよう、施設整備事

業の推進を図っていきます。今後の進行予定につきましては、現在行っています生活環境影響評価業務を引き続き平成18年度も行います。

その他の平成18年度事業といたしましては、ごみ処理施設の方式決定のための機種選定作業とごみ処理施設の処理規模、ごみ質及び公害防止計画等の基本的事項を明確にするため、ごみ処理施設基本計画の策定、ごみ処理施設の概要設計及び仕様書に基づく参考事業費の算出を行うための見積仕様書の作成業務及び平成19年度にごみ処理施設建設工事を発注するための発注仕様書作成業務を行います。なお、平成19年度から21年度の3カ年では、ごみ処理施設建設を行い、平成22年4月から山県市の新しいごみ処理施設でごみ処理業務を開始する予定でございます。

6点目のごみ処理広域化計画にかなっているにもかかわらず、これをあえてそれ以前の単独に戻す合理的理由は何かでございますが、岐阜市と協議を行った広域化の検討状況について説明させていただきます。

まず、広域化が困難な理由としまして、岐阜市との広域処理については、岐阜市へのごみ処理委託が基本合意書で締結されました平成12年11月から両市で継続して協議をしてきました。

協議の中で両市が相互に協力し、推進すべきとの考え方が提示されましたが、当市で検討した結果、岐阜市との広域処理を実施した場合、ごみ焼却施設、または最終処分場のいずれかを当市内で建設することになり、当市の4倍以上を占める岐阜市のごみを受け入れることについては、市民の理解を得ることは極めて難しいことから、平成15年12月に単独処理を行うことを決定し、岐阜市に通知をいたしました。

その後、事務レベルで協議を行ってまいりましたが、平成17年5月に再度岐阜市に対しまして、広域処理はできない旨を回答しました。この回答を受けまして、岐阜市は山県市と広域処理をしない旨決定し、平成17年9月に岐阜市議会で表明されました。

その後も引き続き県、岐阜市、山県市で広域処理の可能性を協議してまいりましたが、議員御承知のとおり、山県市のごみの岐阜市掛洞プラントへの受け入れ期限が、掛洞地区住民との約束で平成22年3月までとなっておりますが、このことについて、岐阜市さんとしましては、地区住民の受け入れ延長の理解を得ることは極めて困難であると判断されているところでございます。このため、山県市としましては、どうしても平成22年3月までにごみ焼却施設を建設する必要があるわけでございます。

また、ごみ焼却施設を広域処理で行う場合、岐阜市は既に最終処分場の建設を予定しているため、山県市はごみ焼却施設を引き受けざるを得ませんが、山県市市民の御理解を短時間で得ることが極めて難しい状況であることは申し上げるまでもございません。



以上のような状況であり、平成22年3月までにごみ焼却施設を建設し、山県市のごみを確実に適正処理するためには、当市単独の施設建設が最良の方法と判断し、最終的に今回の広域処理は困難であり、やむを得ず、当市単独でごみ焼却施設を建設せざるを得ないと判断いたしました。

両市で広域化を目指して協議を行ってきましたが、以上のような困難な理由により、岐阜市、山県市とも、今回、単独でごみ処理施設建設を進めますが、岐阜市との将来的な広域化の推進のため、次回更新時期に向けて、県、岐阜市、山県市で協議を続けていくものとなりました。

広域化の検討内容は以上のとおりでございますが、この検討内容につきましては、岐阜市さんにも合意をいただいております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） この件については、岐阜県に情報公開請求して、実は、昨日、いろんな文書が出てきました。この間の経緯も。それは、今の答弁に重なるところもありますし、述べられていない部分もある。

例えば昨年12月27日に環境省から全国都道府県に通知が出されました。私から見ると、9月、12月と質問して、全くその趣旨を国が答えてくれたようにとれて、非常に今好意的に見ています。

さらに、ことしの2月7日になって、環境省がまた全国に事務連絡という形で、こういった合併の関係を含めて、広域化計画との整合性、特に交付金との関連についての通知を出してきました。それは、担当の皆さん、市長も聞いておられると思いますが、そこが非常に象徴的であり、今回、ことしになってから、いろんな会議が何度も行われたというふうになっていると思います。

一昨日ですか、県は、まだ協議が成立していない、まだ継続ですということは答えてくれました。これは、裏返すと、4月に新年度の国の交付金の内示があるんですが、そこには山県市はほとんど入る可能性がゼロになった。3月15日までまだ国に文書を出していないんですから、そのことを意味しているわけですね。そういったことは答弁されない。非常にこれは偏った答弁かなと思ってお聞きしました。

そういった中で、幾つか、これは執行者の人にも念押ししなきゃいけない、議場の人にもお伝えしなきゃいけないということで、先ほど答弁にあった2月15日に、山県市部長以下、それから県も環境省の中部地方事務所に行きました。そのときに環境省が示した方針、小規模な施設は建設コストばかりか、ランニングコストもかかり、公費の不効

率な投入になるということが国から言われたはずです。それから、特例を安易に認めることは、補助を行っている本来の趣旨に合わない。これも聞かされたはずですね。今回のケースについては、広域化できない理由をよく検討する必要がある。ここまで言われたはず。それが県の文書に出ています。

こういったことの中で、まだ執行者の答弁は9月、12月と全く変わっていないわけですね。ということは、交付金に関しては、国が認めなくても、山県市が全部単費でいきますがねとおっしゃっているように私には聞こえるんですね。その額はというと12億円なんですよ。国から出るか出ないか、その境目にいるのに、そういったことは答弁されないわけですよ。非常にこれは偏っているというふうに私は受けとめて、今後の皆さんのことが心配です。

さらに、18年2月22日ということで県から市にも文書が来ていますが、環境省としては、これは県がもう一度、県が環境省に行って確認してきたことをさらに山県市に整理してくれたんですけど、広域化施設に交付金を投入したいと考えており、岐阜市との広域処理を行うべきではないかとはっきり環境省に言われて、県からもそれを通知されているわけですね、文書で。そうであるにもかかわらず、非常に疑問です。

そこでお尋ねしますけれども、これは、市長よりも部長の方がやりとりはしているから部長に聞きます。

まず、3月15日ごろですか。数日前にあったという、今、答弁がなかった部分、この協議ですけれども、これをもう少し詳しく述べていただきたいということと、それから、国は2月中に申請すれば4月に内示しますという交付金について、あなたはどのように考えているのか。残り半月ですが、この点について。

それから、アセスの発注は、継続ですけど、新規に進めていいと考えているのか。この3点についてお答えください。

議長（小森英明君） 長屋市民部長。

市民部長（長屋義明君） 寺町議員の再質問にお答えします。

非常に難しい問題でございますが、まず、1点目の3月15日の協議ですが、この協議につきましても、この山県市役所におきまして、山県市主催ということで、循環型社会形成推進協議会を開催いたしまして、本市が策定しました地域計画書の案につきましても、国、県と意見交換を行いました。

続きまして、交付金についてでございますが、この協議の中で、国の方も、その時点では交付できるように努力してみようという回答をいただいております。

それから、アセスの件ですが、これは昨年度契約いたしまして、2カ年に分けて債務

負担行為を行っておりますので、この件は継続してまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（小森英明君） 以上で寺町知正君の一般質問を終わります。

---

議長（小森英明君） これで、本日予定しております一般質問はすべて終了いたしました。

お諮りします。20日に予定しておりました一般質問は、本日すべて終了いたしましたので、20日は休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。したがって、20日は休会とすることに決定いたしました。

22日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労様でした。

午後3時07分散会

## 山県市議会定例会会議録

第4号 3月22日(水曜日)

議事日程 第4号 平成18年3月22日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第3号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 議第4号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 議第5号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第6号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第7号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第9号 山県市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市情報公開条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について
- 議第13号 山県市国民保護協議会条例について
- 議第14号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第21号 山県市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

て

- 議第23号 山県市分担金徴収条例の全部を改正する条例について
- 議第24号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第25号 山県市土地開発基金条例の一部を改正する条例について
- 議第26号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第27号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第28号 山県市保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第29号 山県市美里会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第30号 山県市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例について
- 議第31号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第32号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第33号 山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第34号 山県市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第35号 山県市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第36号 山県市伊自良特産品開発事務所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第37号 山県市伊自良湖ステージの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第38号 山県市伊自良キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第39号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第40号 山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改

	正する条例について
議第41号	山県市高圧ガス保安法関係手数料条例について
議第42号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第43号	美山町企業振興条例を廃止する条例について
議第44号	岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
議第45号	平成17年度山県市一般会計補正予算（第10号）
議第46号	平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議第47号	平成17年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号）
議第48号	平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第49号	平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
議第50号	平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第51号	平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）
議第52号	平成18年度山県市一般会計予算
議第53号	平成18年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第54号	平成18年度山県市老人保健特別会計予算
議第55号	平成18年度山県市介護保険特別会計予算
議第56号	平成18年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第57号	平成18年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第58号	平成18年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第59号	平成18年度山県市高富財産区特別会計予算
議第60号	平成18年度山県市地域情報化事業特別会計予算
議第61号	平成18年度山県市水道事業会計予算
議第62号	市営土地改良事業の計画変更について
議第63号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
議第64号	山県市青波福祉プラザ指定管理者の指定について
議第65号	山県市老人福祉センターの指定管理者の指定について
議第66号	山県市美山山村開発センターの指定管理者の指定について
議第67号	山県市教育センター設置条例の一部を改正する条例について
議第68号	山県市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について

発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

請願第1号 日本と同等の安全対策が実施されない限りアメリカ産牛肉の輸入再開をしないことを求める請願について

日程第2 委員長報告に対する質疑

議第3号 山県市教育委員会委員の任命同意について

議第4号 山県市公平委員会委員の選任同意について

議第5号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

議第6号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

議第7号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

議第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第9号 山県市部設置条例の一部を改正する条例について

議第10号 山県市情報公開条例の一部を改正する条例について

議第11号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議第12号 山県市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について

議第13号 山県市国民保護協議会条例について

議第14号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について

議第15号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議第16号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第17号 山県市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

議第18号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第19号 山県市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

議第20号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第21号 山県市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議第22号 山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議第23号 山県市分担金徴収条例の全部を改正する条例について

- 議第24号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第25号 山県市土地開発基金条例の一部を改正する条例について
- 議第26号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第27号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第28号 山県市保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第29号 山県市美里会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第30号 山県市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例について
- 議第31号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第32号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第33号 山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第34号 山県市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第35号 山県市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第36号 山県市伊自良特産品開発事務所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第37号 山県市伊自良湖ステージの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第38号 山県市伊自良キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第39号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第40号 山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第41号 山県市高圧ガス保安法関係手数料条例について



- 議第42号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第43号 美山町企業振興条例を廃止する条例について
- 議第44号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 議第45号 平成17年度山県市一般会計補正予算(第10号)
- 議第46号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議第47号 平成17年度山県市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 議第48号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第49号 平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第50号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第51号 平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第52号 平成18年度山県市一般会計予算
- 議第53号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第54号 平成18年度山県市老人保健特別会計予算
- 議第55号 平成18年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第56号 平成18年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第57号 平成18年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第58号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第59号 平成18年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第60号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計予算
- 議第61号 平成18年度山県市水道事業会計予算
- 議第62号 市営土地改良事業の計画変更について
- 議第63号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第64号 山県市青波福祉プラザ指定管理者の指定について
- 議第65号 山県市老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 議第66号 山県市美山山村開発センターの指定管理者の指定について
- 議第67号 山県市教育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第68号 山県市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について
- 発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 請願第1号 日本と同等の安全対策が実施されない限りアメリカ産牛肉の輸

入再開をしないことを求める請願について

日程第3 討 論

- 議第3号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 議第4号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 議第5号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第6号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第7号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第9号 山県市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市情報公開条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について
- 議第13号 山県市国民保護協議会条例について
- 議第14号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第21号 山県市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第23号 山県市分担金徴収条例の全部を改正する条例について
- 議第24号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第25号 山県市土地開発基金条例の一部を改正する条例について

- 議第26号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 議第27号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて
- 議第28号 山県市保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例  
の一部を改正する条例について
- 議第29号 山県市美里会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 議第30号 山県市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例  
について
- 議第31号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例に  
ついて
- 議第32号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第33号 山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条  
例について
- 議第34号 山県市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一  
部を改正する条例について
- 議第35号 山県市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に  
関する条例の一部を改正する条例について
- 議第36号 山県市伊自良特産品開発事務所の設置及び管理に関する条例の  
一部を改正する条例について
- 議第37号 山県市伊自良湖ステージの設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例について
- 議第38号 山県市伊自良キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例について
- 議第39号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 議第40号 山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改  
正する条例について
- 議第41号 山県市高圧ガス保安法関係手数料条例について
- 議第42号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ  
いて

- 議第43号 美山町企業振興条例を廃止する条例について
- 議第44号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 議第45号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第10号）
- 議第46号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第47号 平成17年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 議第48号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第49号 平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第50号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第51号 平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第52号 平成18年度山県市一般会計予算
- 議第53号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第54号 平成18年度山県市老人保健特別会計予算
- 議第55号 平成18年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第56号 平成18年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第57号 平成18年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第58号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第59号 平成18年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第60号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計予算
- 議第61号 平成18年度山県市水道事業会計予算
- 議第62号 市営土地改良事業の計画変更について
- 議第63号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第64号 山県市青波福祉プラザ指定管理者の指定について
- 議第65号 山県市老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 議第66号 山県市美山山村開発センターの指定管理者の指定について
- 議第67号 山県市教育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第68号 山県市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について
- 発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 請願第1号 日本と同等の安全対策が実施されない限りアメリカ産牛肉の輸入再開をしないことを求める請願について

日程第4 採 決

- 議第3号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 議第4号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 議第5号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第6号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第7号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第9号 山県市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市情報公開条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について
- 議第13号 山県市国民保護協議会条例について
- 議第14号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第21号 山県市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第23号 山県市分担金徴収条例の全部を改正する条例について
- 議第24号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第25号 山県市土地開発基金条例の一部を改正する条例について
- 議第26号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第27号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第28号 山県市保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第29号 山県市美里会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第30号 山県市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例について
- 議第31号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第32号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第33号 山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第34号 山県市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第35号 山県市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第36号 山県市伊自良特産品開発事務所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第37号 山県市伊自良湖ステージの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第38号 山県市伊自良キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第39号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第40号 山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第41号 山県市高圧ガス保安法関係手数料条例について
- 議第42号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第43号 美山町企業振興条例を廃止する条例について
- 議第44号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約につ

いて

- 議第45号 平成17年度山口市一般会計補正予算(第10号)
- 議第46号 平成17年度山口市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議第47号 平成17年度山口市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 議第48号 平成17年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第49号 平成17年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第50号 平成17年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第51号 平成17年度山口市地域情報化事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第52号 平成18年度山口市一般会計予算
- 議第53号 平成18年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第54号 平成18年度山口市老人保健特別会計予算
- 議第55号 平成18年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第56号 平成18年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第57号 平成18年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第58号 平成18年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第59号 平成18年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第60号 平成18年度山口市地域情報化事業特別会計予算
- 議第61号 平成18年度山口市水道事業会計予算
- 議第62号 市営土地改良事業の計画変更について
- 議第63号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第64号 山口市青波福祉プラザ指定管理者の指定について
- 議第65号 山口市老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 議第66号 山口市美山山村開発センターの指定管理者の指定について
- 議第67号 山口市教育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第68号 山口市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について
- 発議第1号 山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 請願第1号 日本と同等の安全対策が実施されない限りアメリカ産牛肉の輸入再開をしないことを求める請願について
- 日程第5 発議第2号 道路特定財源制度に関する意見書について
- 日程第6 質 疑
- 日程第7 討 論

- 日程第8 採 決
- 日程第9 発議第3号 「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書について
- 日程第10 質 疑
- 日程第11 討 論
- 日程第12 採 決
- 日程第13 議会運営委員会・特別委員会中間報告について  
議会運営委員会  
環境保全対策特別委員会  
東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会
- 日程第14 質 疑  
議会運営委員会・特別委員会中間報告について
- 日程第15 委員会閉会中の継続審査について  
議会運営委員会  
環境保全対策特別委員会  
東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員会委員長報告
- 議第3号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 議第4号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 議第5号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第6号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第7号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第9号 山県市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市情報公開条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について
- 議第13号 山県市国民保護協議会条例について
- 議第14号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の



- 一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第21号 山県市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第23号 山県市分担金徴収条例の全部を改正する条例について
- 議第24号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第25号 山県市土地開発基金条例の一部を改正する条例について
- 議第26号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第27号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第28号 山県市保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第29号 山県市美里会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第30号 山県市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例について
- 議第31号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第32号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第33号 山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第34号 山県市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部

- 部を改正する条例について
- 議第35号 山県市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第36号 山県市伊自良特産品開発事務所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第37号 山県市伊自良湖ステージの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第38号 山県市伊自良キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第39号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第40号 山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第41号 山県市高圧ガス保安法関係手数料条例について
- 議第42号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第43号 美山町企業振興条例を廃止する条例について
- 議第44号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 議第45号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第10号）
- 議第46号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第47号 平成17年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 議第48号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第49号 平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第50号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第51号 平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第52号 平成18年度山県市一般会計予算
- 議第53号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第54号 平成18年度山県市老人保健特別会計予算
- 議第55号 平成18年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第56号 平成18年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第57号 平成18年度山県市農業集落排水事業特別会計予算

- 議第58号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第59号 平成18年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第60号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計予算
- 議第61号 平成18年度山県市水道事業会計予算
- 議第62号 市営土地改良事業の計画変更について
- 議第63号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第64号 山県市青波福祉プラザ指定管理者の指定について
- 議第65号 山県市老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 議第66号 山県市美山山村開発センターの指定管理者の指定について
- 議第67号 山県市教育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第68号 山県市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について
- 発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 請願第1号 日本と同等の安全対策が実施されない限りアメリカ産牛肉の輸入再開をしないことを求める請願について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第3号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 議第4号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 議第5号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第6号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第7号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第9号 山県市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市情報公開条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について
- 議第13号 山県市国民保護協議会条例について
- 議第14号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の

- 一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第21号 山県市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第23号 山県市分担金徴収条例の全部を改正する条例について
- 議第24号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第25号 山県市土地開発基金条例の一部を改正する条例について
- 議第26号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第27号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第28号 山県市保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第29号 山県市美里会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第30号 山県市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例について
- 議第31号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第32号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第33号 山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第34号 山県市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第35号 山県市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に

- 議第36号 山県市伊自良特産品開発事務所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第37号 山県市伊自良湖ステージの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第38号 山県市伊自良キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第39号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第40号 山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第41号 山県市高圧ガス保安法関係手数料条例について
- 議第42号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第43号 美山町企業振興条例を廃止する条例について
- 議第44号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約について
- 議第45号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第10号）
- 議第46号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第47号 平成17年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 議第48号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第49号 平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第50号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第51号 平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第52号 平成18年度山県市一般会計予算
- 議第53号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第54号 平成18年度山県市老人保健特別会計予算
- 議第55号 平成18年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第56号 平成18年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第57号 平成18年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第58号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第59号 平成18年度山県市高富財産区特別会計予算

- 議第60号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計予算
- 議第61号 平成18年度山県市水道事業会計予算
- 議第62号 市営土地改良事業の計画変更について
- 議第63号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第64号 山県市青波福祉プラザ指定管理者の指定について
- 議第65号 山県市老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 議第66号 山県市美山山村開発センターの指定管理者の指定について
- 議第67号 山県市教育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第68号 山県市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正する条例について
- 発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 請願第1号 日本と同等の安全対策が実施されない限りアメリカ産牛肉の輸入再開をしないことを求める請願について

日程第3 討 論

- 議第3号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 議第4号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 議第5号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第6号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第7号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第9号 山県市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市情報公開条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について
- 議第13号 山県市国民保護協議会条例について
- 議第14号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

- 議第18号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 議第19号 山県市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改  
正する条例について
- 議第20号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第21号 山県市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 議第22号 山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につい  
て
- 議第23号 山県市分担金徴収条例の全部を改正する条例について
- 議第24号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第25号 山県市土地開発基金条例の一部を改正する条例について
- 議第26号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 議第27号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて
- 議第28号 山県市保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例  
の一部を改正する条例について
- 議第29号 山県市美里会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 議第30号 山県市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例  
について
- 議第31号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例に  
ついて
- 議第32号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第33号 山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条  
例について
- 議第34号 山県市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一  
部を改正する条例について
- 議第35号 山県市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に  
関する条例の一部を改正する条例について
- 議第36号 山県市伊自良特産品開発事務所の設置及び管理に関する条例の

- 一部を改正する条例について
- 議第37号 山県市伊自良湖ステージの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第38号 山県市伊自良キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第39号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第40号 山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第41号 山県市高圧ガス保安法関係手数料条例について
- 議第42号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第43号 美山町企業振興条例を廃止する条例について
- 議第44号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 議第45号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第10号）
- 議第46号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第47号 平成17年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 議第48号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第49号 平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第50号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第51号 平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第52号 平成18年度山県市一般会計予算
- 議第53号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第54号 平成18年度山県市老人保健特別会計予算
- 議第55号 平成18年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第56号 平成18年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第57号 平成18年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第58号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第59号 平成18年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第60号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計予算
- 議第61号 平成18年度山県市水道事業会計予算



- 議第62号 市営土地改良事業の計画変更について
- 議第63号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第64号 山県市青波福祉プラザ指定管理者の指定について
- 議第65号 山県市老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 議第66号 山県市美山山村開発センターの指定管理者の指定について
- 議第67号 山県市教育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第68号 山県市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について
- 発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 請願第1号 日本と同等の安全対策が実施されない限りアメリカ産牛肉の輸入再開をしないことを求める請願について

#### 日程第4 採 決

- 議第3号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 議第4号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 議第5号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第6号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第7号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第9号 山県市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市情報公開条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について
- 議第13号 山県市国民保護協議会条例について
- 議第14号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第19号 山県市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第21号 山県市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第23号 山県市分担金徴収条例の全部を改正する条例について
- 議第24号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第25号 山県市土地開発基金条例の一部を改正する条例について
- 議第26号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第27号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第28号 山県市保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第29号 山県市美里会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第30号 山県市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例について
- 議第31号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第32号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第33号 山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第34号 山県市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第35号 山県市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第36号 山県市伊自良特産品開発事務所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第37号 山県市伊自良湖ステージの設置及び管理に関する条例の一部を

- 改正する条例について
- 議第38号 山県市伊自良キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第39号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第40号 山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第41号 山県市高圧ガス保安法関係手数料条例について
- 議第42号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第43号 美山町企業振興条例を廃止する条例について
- 議第44号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 議第45号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第10号）
- 議第46号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第47号 平成17年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 議第48号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第49号 平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第50号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第51号 平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第52号 平成18年度山県市一般会計予算
- 議第53号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第54号 平成18年度山県市老人保健特別会計予算
- 議第55号 平成18年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第56号 平成18年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第57号 平成18年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第58号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第59号 平成18年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第60号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計予算
- 議第61号 平成18年度山県市水道事業会計予算
- 議第62号 市営土地改良事業の計画変更について
- 議第63号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について

- 議第64号 山県市青波福祉プラザ指定管理者の指定について
- 議第65号 山県市老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 議第66号 山県市美山山村開発センターの指定管理者の指定について
- 議第67号 山県市教育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第68号 山県市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について
- 発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 請願第1号 日本と同等の安全対策が実施されない限りアメリカ産牛肉の輸入再開をしないことを求める請願について
- 日程第5 発議第2号 道路特定財源制度に関する意見書について
- 日程第6 質 疑
- 日程第7 討 論
- 日程第8 採 決
- 日程第9 発議第3号 「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書について
- 日程第10 質 疑
- 日程第11 討 論
- 日程第12 採 決
- 日程第13 議会運営委員会・特別委員会中間報告について  
議会運営委員会  
環境保全対策特別委員会  
東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会
- 日程第14 質 疑  
議会運営委員会・特別委員会中間報告について
- 日程第15 委員会閉会中の継続審査について  
議会運営委員会  
環境保全対策特別委員会  
東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会

---

出席議員（22名）

- |    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 吉田茂広君 | 2番 | 尾関律子君 |
| 3番 | 横山哲夫君 | 4番 | 宮田軍作君 |
| 5番 | 田垣隆司君 | 6番 | 村瀬隆彦君 |

7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利汎君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
教育長	小林囿之君	総務部長	垣ヶ原正仁君
企画部長	舩戸時夫君	市民部長	長屋義明君
保健福祉部長	土井誠司君	産業経済部長	松影康司君
基盤整備部長	長野昌秋君	水道部長	梅田修一君
消防長	高橋信夫君	教育次長	室戸弘全君
総務部次長兼企画部次長	和田真吾君		

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林宏優	書記	棚橋和良
書記	堀達也		

午前10時00分開議

議長（小森英明君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいま横山議員が出席されました。善道議員です。

---

#### 日程第1 常任委員会委員長報告

議長（小森英明君） 日程第1、常任委員会委員長報告の件を議題とします。

本件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長 村瀬伊織君。

総務常任委員会委員長（村瀬伊織君） ただいま議長の方からお許しをいただきましたので、常任委員会総務委員会の委員長報告を行います。

本委員会は、3月14日午前10時より、審査を付託されました案件について委員会を開催いたしました。出席者は、委員8名全員が出席、執行者側より、所管する部長、課長の出席を求めました。

審査を付託されました議第4号から発議第1号までの所管に属する人事案件4件、条例案件19件、予算案件5件、その他案件2件の計30議案を一括議題とし、審査を行いました。

中でも、議第52号 平成18年度山県市一般会計予算（総務関係）についての質疑応答があり、その後、討論、採決の結果、全議案、全会一致で原案どおり同意及び可決すべきと決定をいたしました。

続いて、公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書提出に関する陳情についてを議題とし、審査を行いました。この陳情については、採択しないことに決定をいたしました。

以上、総務委員会からの報告とさせていただきます。

議長（小森英明君） 続きまして、産業建設委員長 藤垣邦成君。

産業建設常任委員会委員長（藤垣邦成君） 産業建設委員会から審査の報告を申し上げます。

審査を付託されました議第23号から議第68号までの産業建設関係の条例案件10件、予算案件9件、その他案件2件、合わせて21議案を一括議題として審査を行いました。

質疑では、議第23号 山県市分担金徴収条例の全部を改正する条例について、議第52号 平成18年度山県市一般会計予算（産業建設関係）についての質問が主でございます

た。

その後、討論を行いまして、討論は、議第23号について反対討論がございました。その後の採決の結果、議第23号は棄権1名でございましたが、残りの20議案すべて全会一致で、原案どおり可決すべきと決定いたしましたので、御報告申し上げます。

続いて、道路特定財源制度に関する意見書についてを議題とし、審査を行いました。賛成多数で意見書を提出することにいたしましたので、よろしく御決定のほどお願い申し上げます。産業建設委員会の審査報告とさせていただきます。

以上でございます。

議長（小森英明君） 続きまして、文教厚生委員長 横山善道君。

文教厚生常任委員会委員長（横山善道君） 文教厚生委員会の委員会報告をさせていただきます。

本委員会は、3月16日午前10時より、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。執行者側からは、所管する部長、課長の出席を求めました。

13日に審査を付託されました、議第3号から請願第1号までの所管事項の人事案件2件、条例案件11件、予算案件7件、その他案件2件、請願1件、計23議案を一括議題とし、審査をいたしました。

質疑は、議第3号から議第33号までの12議案、議第45号から議第67号までの10議案、請願第1号に区分して行い、条例案件では、山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例等について、予算案件では、特に新年度予算についての質疑応答がありました。

その後、討論、採決の結果、議第16号、議第27号、議第31号、議第32号、議第46号、議第52号、議第53号、議第55号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきと、その他の案件は、全会一致で原案どおり同意及び可決すべきと決定いたしました。

請願第1号 日本と同等の安全対策が実施されない限りアメリカ産牛肉の輸入再開をしないことを求める請願については、昨年9月議会でBSE安全対策についての意見書が提出されていることから、この請願については、賛成少数で採決しないことに決定しました。

続いて、「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書採択の陳情についてを議題とし、審査を行いました。その結果、全会一致で意見書を提出することにいたしました。

以上、文教厚生委員会の審査報告とさせていただきます。

議長（小森英明君） 御苦労さまでした。

各常任委員会委員長報告が終わりました。

---

## 日程第2 委員長報告に対する質疑

議長（小森英明君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

ただいまから、各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

---

## 日程第3 討論

議長（小森英明君） 日程第3、討論。

ただいまから、議第3号から請願第1号までの68議案に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番 横山善道君。

12番（横山善道君） 請願第1号 日本と同等の安全対策が実施されない限りアメリカ産牛肉の輸入再開をしないことを求める請願について、反対の立場から討論をいたします。

山県市議会におきましては、昨年9月議会におきまして、米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書を提出いたしました。この間、半年目に、おおむね同じような趣旨で微妙に内容の異なる意見書の提出は、議会の審議内容の不十分を露呈することになります。

具体的には、今回の請願の意見書の要旨は3項目でございます。

1つ、日本と同等のBSE安全対策が実施されない限りアメリカ産牛肉の輸入を再開しないこととありますが、昨年9月議会の意見書では、米国の対策は日本に比べて不十分な対策であることから、拙速な輸入再開を行わないこととし、日本と同等までは求めていなかったこと。

2つ目に、全頭検査は国の責任で行うことと、日本政府に検査責任を求めています。9月の議会での意見書では、各自治体で行う全頭検査に対して財政措置を継続することと、要求内容が異なる等々内容に微妙な相違が散見されます。

こうしたことから、請願第1号 日本と同等の安全対策が実施されない限りアメリカ産牛肉の輸入再開をしないことを求める請願についての請願には反対するものであります。



以上でございます。

議長（小森英明君） 御苦労さまでした。

続きまして、通告順位2番 中田静枝君。

15番（中田静枝君） それでは、反対討論を行いたいと思います。

まず、国民保護法武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律関係の案件であります。議第12号 山県市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について、議第13号 山県市国民保護協議会条例について、議第16号 山県市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正する条例について、議第20号 山県市職員の給与に関する条例の一部改正する条例について、議第52号 平成18年度山県市一般会計予算について。

国民保護計画が求められている今回の条例案提出につきましては、山県市の防災計画と大変違う中身のものをつくらなければならないということでもあります。

第1にその違いは、アメリカ軍と自衛隊の軍事行動を最優先するための国民動員計画であり、災害は地方が主導するのに対して、有事法制は国が主導する、つまり、国民保護計画はアメリカ軍や自衛隊が主導するという大きな違いがあります。

第2の違いは、アメリカの戦争に地方自治体や公共機関、その労働者を動員する計画であります。保護計画には、住民避難計画だけではなく、学校や病院、公民館など地方自治体の施設をアメリカ軍や自衛隊に提供したり、医療関係者や輸送業者などを動員する計画をつくるということになります。命令は県知事によって出されることになります。

第3の違いは、国民の自由と権利を侵害する計画であることでもあります。武力攻撃事態法第3条4項は、憲法に保障された基本的な人権、国民の自由と権利を制限、侵害する可能性があることを公然と認めております。

イラク戦争開始3年がたちました。当初からアメリカの軍事攻撃を無批判に支持し、自衛隊を送り込んだために、この間5名もの日本人の犠牲者を生み出しているわけです。国民の命を武力攻撃から守るためには、無益な他国との緊張関係をどう防いでいくのかということでもあります。平和憲法を持つ日本政府の平和的な外交努力に求められる最大の課題であります。

有事関連法、国民保護法は、憲法の平和の原則を踏みにじるものです。協力を拒めば罰則が準備されており、市町村長の頭越しに知事命令が発動される仕組みなど、憲法の基本的人権や地方自治の原則に反する重大な問題を持つものであります。国民保護計画は、住民を保護するためと語りながら、実際に有事となれば、軍事優先は当然だと言われております。新聞報道によりますと、これらの条例案を否決した自治体も既に出てい

るというふうに聞いております。有事を招かない道をこそ私たちは選択をしなければなりません。これらの国民保護法関連の案件に反対をいたします。

次に、議第20号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、国民保護法関係の武力攻撃災害等派遣手当及び公務員給与引き下げに山県市の場合には妥当性を認めることができません。

議第27号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、これにつきましては、入院時の子供の助成対象年齢の引き上げや、精神障害者、父子家庭への新たな助成など改善された部分もありますが、入院食の標準負担額助成が廃止されるもので、福祉医療費助成の必要を認めている対象者への助成制度の目的、保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図るというこの目的にそぐわないものであります。限定された対象者が、入院治療の効果を上げるために重要な医療の一部としての入院食を自己負担とすることにより、生活費への圧迫や入院治療の後退などが危惧をされるわけであり、市として単独で継続できる額ではないかと私は考え、廃止すべきではないというふうに思いますので、この案件に反対であります。

次に、議第31号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例についてありますが、障害者自立支援法に対応する今回の改定は法そのものが障害者に一律に負担を求めるものであり、障害者の自立と福祉に反する悪法であります。子供の療育に対する行政の責任をしっかりと果たしていくことこそが大事であります。自立支援法への対応のための改定に賛成することはできません。

議第32号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例についてにつきましては、1号被保険者の介護保険料を一律15.7%と大幅な引き上げをするものであります。低所得の高齢者の生活を大きく圧迫します。介護保険の特別会計は、平成16年度の決算で1億3,855万円余りの黒字となっており、基金も6,602万円余り、また、さらに新年度予算におきましては、介護保険法の改悪により、ホテルコストの自己負担化や、要介護者の対象を大幅に削減することになり、会計規模は縮小されており、さらに実態として、平成16年度決算歳出が約13億4,000万円にとどまっております。平成17年度の決算も黒字見込みということを考えますと、保険料引き上げの必要性を認めることができません。保険料の年金からの天引きは、低所得者の生存権を脅かし、年金のない人の滞納も解決できず、介護保険からの排除につながることとなります。住民福祉を守り、向上させるためのきめ細かい手だても準備されておらず、行政の責任が果たせる状況にはなっておりません。よって、本条例に反対であります。

議第46号 山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。保険事業のうち住民健

診の関係の費用は、一般会計予算としての負担が公平だと私は考えます。保険事業としては、ほかに有効な対策を講ずるべきであると考えます。

議第52号 山口市平成18年度一般会計予算につきまして、国民保護法関連予算、住基ネットシステムの更新の予算、合併特例債で基金の積み立て、介護慰労金の廃止、敬老会対象年齢引き上げによる経費の削減、一般職給与の引き下げ、一般家庭ごみ手数料、住民基本健診の負担金、障害者福祉、高齢者福祉を守るための低所得者対策がきちんとなされていないことなどで、賛成することはできません。

議第53号 平成18年度山口市国民健康保険特別会計予算につきまして、16年度の決算の時点で、5億6,000万円の基金を会計は保有しております。国保税の引き上げを予定した今回の予算に私は賛成することができません。また、保険事業として、今回大幅に住民基本健診が国民健康保険の特別会計に移されているわけでありますけれども、公平性から、これは現状のあり方では問題があると考えます。また、保険証が、短期保険証や資格証明書などがずっと継続して発行されてきておりますが、これにかかわっての方針転換は語られておりません。市民が本当に安心できるきめの細かい国保事業をもっともっと研究すべきであるというふうに考えます。

議第55号 平成18年度山口市介護保険特別会計の予算、これは条例関係でもありましたけれども、条例が変わりまして、1号被保険者保険料の大幅な引き上げの予算であります。よって、反対であります。

議第56号 山口市簡易水道事業特別会計予算、18年度の予算及び18年度の山口市水道会計予算、これにかかわりましては、以前から主張しておりますけれども、やはり命の水に消費税をかけるということは私は認めることができません。一般会計からの繰入財源による消費税減免制度の創設が必要ではないかというふうに提案もしたいというふうに思います。

議第68号 農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正案件であります。これは、農業委員会選挙による委員の定数を削減するものでありますけれども、現時点で削減する必要はないというふうに考えます。

以上、反対討論を終わります。

議長（小森英明君） 以上で、中田静枝君の討論を終わります。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） 先ほど、請願第1号に対しての反対討論が行われましたので、それについての私の方の賛成討論を続いて述べさせていただきたいと思いますが……。

議長（小森英明君） 通告してありますか。通告の分を、まず先に終わります。

以上で、発言通告書による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

最初に反対討論をどうぞ。

寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、私、検討する議案もありましたので、先ほど開会前に執行者とも話し合った上で、最終的に結論を申します。ということで、通告はしておりませんので、最終的に10本の議案に反対いたします。

まず、議案番号だけ先に述べますが、まず議第11号、12号、13号、20号、23号、25号、27号、32号、52号、60号、以上で10本です。

まず、議第11号 市の個人情報保護条例の改正関係ですけれども、この条例の25条の2で、実施機関と同様の責務を負うものとするということで、新しく始まる指定管理者を位置づけたいということです。その点はいいいうふうには考えますが、もう一点今回の改正の重要な部分は、全国で個人情報の漏えいが続いているということで、罰則規定を設けると。これは、もともとの市の職員に対しても、新たな指定管理者に対しても罰則を設けるということでありませぬ。

しかし、条文をよく見ると、いわゆる悪意の犯罪の場合を規定しているとして読み取れない。議場での質疑の中で、部長が検討するということでしたので、その回答を確認しても、やはり職員の悪意の場合は含まれるけれども、過失、軽い間違いだとかそういったものは含まれないと解釈されるという答弁が返ってきました。今の時代、例えば警察でも、役所でも、民間会社、金融機関でもいろいろな情報の漏えいが大きな問題になっている、これがこの1、2年の状況です。それはやはり、悪意でお金で売ろうとかというのは当然なんです、職員、担当者のミス、不注意も罰則規定を与えるべきである。そうしなければ守られないというコンピューター社会ですから、そこは山県市が最初から厳しい条例を含めるべきであると考えます。実際にそのように改正する自治体もあるということも聞きますので、山県市が緩い方をとるということには私は賛成できません。ということで、反対いたします。

次に、議第12号、13号の国民保護関係ですけれども、これについては、主として6点ありますので、簡潔に述べますけれども、まず、2004年の閣議決定の新防衛大綱においても、いわゆる一言で言えば、可能性は非常に低下しているという判断がされている状況の中で、あえて今この条例を山県市が出す必要性はないということでありませぬ。

それから、2つ目ですけど、当然新しい制度、しかも国民保護ですからすべての市民に共通の課題ですので、十分市民の意見を聞いた上で提案すべき、議論すべきなんです

が、山口市は何もしていない。実際、住民にパブリックコメントを求めている自治体もあります。それをへて提案するところもあるんですが、山口市はそういった手続を経ていない。そういう意味でも、議論が不十分であるというふうに考えます。

3つ目ですけど、国民保護と言いながら、ここで言う国民というのは日本国籍がある者だけだというふうに部長答弁もありました。このあたり、その後の検討もお聞きしましたけれども、やはりその枠は超えることができないという趣旨でありました。しかし、現在山口市には多くの外国籍の人が一緒に暮らし、仕事をしているわけですね。当然何かあったときにはそういう人も皆含めるということを市が制度上きちっと認識し、条例にも位置づけ、計画にも位置づけられない限り、非常に問題があるということは明白です。そういったことの問題点もあります。

それから、そういった関連について提案者がきちっと答えられない状態で議案を出すということ、これも非常にずさんな提案姿勢であって、私は、基本認識が甘いという意味で、それ自体が反対理由であるというふうに考えます。

それから、5つ目ですけども、条例案の中で協議会をつくるというふうでしたけれども、これについても、市民の意見を反映させるためには公募を取り入れるべきなんですが、これについても、指摘を受けて、検討したいというふうにとどまる姿勢、これは不十分であると考えます。

最後に、住民自治という基本的な原点があるわけですね。そういった関係で、シビリアンコントロール、これも非常に重要なんですが、こういった観点からも、仮にこの計画をつくる、検討するとしたら、自衛隊あるいはその関係者を除いた形で市民の立場でつくるべきなのに、これについても市の方針が未定であるということで、提案されるべき段階ではないというふうに考えます。

以上のような点から、私は、12号、13号には反対いたします。

次に、議第20号 山口市の職員の給与に関する条例の一部改正ということですが、これについても、査定昇給という新しい制度を導入するというふうになっていますが、査定昇給にはいろいろな問題点が指摘されています。客観性、公平性、公正性、いろいろな問題がある。しかし、それに対応するための市の姿勢というのが答弁では感じられていません。この制度は、仕事に頑張った人が報われるというのではなくて、上司に忠実な職員が報われる制度だという批判に対しても、市は、いや、こうですという明確な答えが返ってこない。それでは職員のやる気がなくなる、そういう心配を強く持ちます。

それから、55歳昇給停止という措置が従来はあったわけですけど、これを55歳昇給抑

制という、いわば従来の停止というのを抑制という緩める形ですね。現在、公務員の給与に対しては非常に厳しい。今回の改正自体も原点はそこにあったはずなのに、この部分だけで抑制という緩める姿勢は整合性がないということが言えます。

それから、枠外在職員という概念があるわけですが、県は、ここは過半数が枠内になるようにということをきちんと出していますが、山県市に関しては、どうするのかということは明確な答弁がないし、その姿勢も見えてこない。そういった部分も、提案に至る前提が足りないというふうに私には考えます。といった理由で反対いたします。

それから、議第23号 山県市の分担金徴収条例ですが、提案説明では、県の事業なども含められるようにしたいというのが趣旨だということでした。委員会で具体的な議論をしたんですけども、今回の提案の条例は、従来の条例を廃止し、全部改正でつくるという前提です。

第5条に分担金の減免という定めがあります。この2項では、市長が災害その他の特別の理由により必要と認めるときは、分担金の徴収を猶予し、または減免することができるというふうに2項でなっています。通常徴収を伴うものは、この部分だけで十分であるというふうに考えられます。しかし、今回の条例は第1項で、事業に充てる目的を持って土地その他の物件または金銭の寄附もしくは労力の無償提供をした者に対しては、市長はその額等に応じて分担金を減免することができるという特殊な定めがあります。

これについて委員会の議論でも、他の自治体はこのようなものがあるからということが1つの答弁でしたが、その後調査していただいてお聞きしたところ、半数程度がある、半数程度はないということも明らかになってきました。それから、県の事業を対象にするというのが趣旨の1つでしたけれども、県はどうかということも確認していただいたら、金銭の寄附は受けた記録はあるけれども、過去それ以外はないし、今後もそのような金銭以外は受けない趣旨のような回答が来たということも聞きました。そういったことを考えても、この1項の特殊な定めをつくる必要は全くないわけですね。

基本的には、市のいろいろな制度の中で寄附採納というのは基本的には認められています。道路などもそうですね。寄附採納を市が受けて、それを市長が考慮して減免をする、それはもう十分に一般手続でできるわけです。ですから、このように非常に不明確で、実際に使われない制度をつくる必要はない、せっかく全面改正なんですから。今、地方分権の時代ということで市の主体性が問われている、こういう時期だからこそ、私は、5条1項は不要である、市がそのような決断をすべきで、そういった立場での提案が必要であるというふうに考えます。ということで、今回の改正は、5条1項について

は必要がないという意味で反対いたします。

それから、25号ですけども、土地開発基金条例の一部を改正する条例、これについては、従来、土地開発公社は市からの委託を受けて先行取得をするという業務を行っています。その際には、金融機関から借りるということで、市が議会を通して債務保証をするということを予算書、決算書にきちっと計上されてきます。ところが、今回、市がほとんど一体である公社に市の基金を貸し付けるという形は、初年度は予算に出てきます。今回も3億ですか、出ていますけれども、2年目以降は、公社がいわば任意にそのお金を自己保有資金として使えるという制度に自動的になっていきますね。

ということは、従来市中から借りる場合は、どこの土地をどういう目的で幾ら借りて何年までということが常に明確にされ、議会で議論をされてきたわけですが、この基金をまとめて貸すということが制度化されると、初年度はともかく、それ以降は公社が任意にそれを使えるという状態になるという非常にこの時代に逆行する不透明な制度なんです。ですから、私はこれは到底容認できない。もちろん、市中機関から借りれば金利は高い。市が持っているお金を貸し付ければ、金利はほぼつかないと考えていい。そのメリットは私も十分わかりますが、では、そのメリットを得るためには、十分議会の従来に増して透明性を満たす資料を提供するとか、予算書に書く、予算書に計上することも自治体の裁量で可能ですので、そのあたりも求めましたが、現在それは何ら考慮されていないということで、現時点では私はこの制度には反対するという立場であります。

次に、27号 福祉医療費助成に関する条例の改正ですけど、先ほど他の議員から指摘もありましたが、今回の中身的な問題、そして、さらに周辺の自治体が福祉医療費など少子化対策を充実していこうという時代の流れの中では、結果的に山口市は非常に比較して後退しているというこの姿勢。この条例に関しては、私は反対せざるを得ません。

それから、32号の介護保険関係の条例改正ですけど、これも約16%という大幅な引き上げをするという案ですが、市民の方に周知され、いろいろな議論を受けて、その結果として提案するということならともかく、何ら共通認識となっていない。そういった意味で、私はこの条例改正には反対であります。もちろん予算は、既に介護保険制度が動いていますので反対しませんが、条例改正は必要ないというふうに考えます。

それから、議第52号ですけども、市の新しいごみ処理施設をつくるためのアセスメント関係の予算、それから計画仕様書づくりの予算が出ています。この予算については、昨年来私もこの議場で何度か議論をしてきましたが、現在の市が進める計画は、検討が非常に不十分であり、市に大きな損害をもたらす可能性を秘めているという意味で、そ

のための一方的なアセスメント、計画書づくり、その予算はまだ必要な段階ではない、十分検討すべきであるという意味で反対いたします。

それから、12号、13号の国民保護関係の予算、これも不要であります。

それから、21号の土地開発基金関係、これも現在としては認めることができません。

27号 福祉医療費関係も同様であります。

こういった点から、基本的には必要な部分があることは十分認めますが、何点かにおいて一般会計の当初予算には反対いたします。

最後に、60号 地域情報化事業の特別会計に関してですけれども、導入するというところで、実際の工事費関係とか基本的な投資関係はほぼ済んだということで、運用段階に入っていく予算になるというふうに認識しています。こういった段階で、常に求められる、当初から求められていたはずの、実際にこういう新しいシステムを導入して、市が市民に本当に必要なサービスをより効果的、効率的に提供するはずであったと私は理解していますが、今回この議場の質疑でも、市が、例えばまだインターネットの加入者が少ないからとかいう答弁がありましたけれども、非常に新しいことを取り組もうという行政の姿勢がない、これではいけない。運用の初年度だからこそ、きちっと市がこのように多面的に利用し、非常に二十何億のお金をかけたものだから有効に使いたいという意欲が感じられない。こういった予算が今後経常的に出てくるのは私は納得できません。そういった意味で、今年度予算には反対いたします。

以上、10本に反対いたします。

議長（小森英明君） 寺町知正君の討論を終わります。

次に、賛成討論をどうぞ。

藤垣邦成君。

18番（藤垣邦成君） すべて提出されました議案に賛成する立場で賛成討論を行います。

一般会計134億、予算総額が265億7,000万円という積極的な予算を組まれたことは、平野市政のやる気を感じる大型予算と高く評価をいたします。特に、第1次総合計画、あるいは過疎地域自立促進の関連、これは時限立法であります。積極的に取り組んで予算化されていることを大きく評価するわけでございます。特に自治会の要望が、2割強の増額、あるいは少子化対策として医療費の増額、また、改革が目に見える形で進捗しております。積極的にこの予算を消化していただきたい。特に事業系の予算については積極的に取り組んで、満額消化するような努力をして、要望しまして、賛成の討論といたします。



議長（小森英明君） 藤垣邦成君の討論を終わりました。

次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 賛成討論はありませんか。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） 私は、請願第1号 日本と同等の安全対策が実施されない限りアメリカ産の牛肉の輸入再開をしないことを求める請願について、先に反対討論がありましたけれども、私は請願に賛成の立場で討論をしたいというふうに思います。

この山形市議会は、反対討論の中でもありましたけれども、昨年9月26日に、米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書を全会一致で可決し、総理大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣、食品安全担当大臣に提出をいたしました。しかし、政府は間もなくアメリカ産牛肉の輸入を再開し、12月の12日には、危険部位である脊柱が発見され、さらに、へたり牛が日本に輸出されていた可能性も明らかになっているわけであります。

さきの反対討論の中で、9月の議会における意見書の提出にかかわっての審議の内容が不十分だということを露呈するものだといって、今回これに賛成をしないというようなことでありましたけれども、これらの今私がお話しいたしましたことは、皆さんも御承知のように、それ以後の新たな問題でありまして、決してそういうことにはならないというふうに思います。

アメリカ産の牛肉等に対するBSE対策については、検査体制や特定危険部位の除去、飼料の規制、生産流通履歴が不明確など、日本に比べて不十分な対策であるから拙速な輸入再開を行わないことと意見書で、さきに私どもが出した、この議会が出した意見書で指摘した問題点が本当に実証されたものであります。

国民の食の安全を守る政府の重大な責任問題として問われなければなりません。この間、我が党の国会質問で、輸入再開については、アメリカのリスク管理機関による輸出プログラム、この輸出プログラムの実態検証が不可欠だと食品安全委員会が答申をしているにもかかわらず、これを政府は無視をして、脊柱除去の確認もしていない大変ずさんな査察で済ませていることが判明をいたしました。また、我が党の訪米調査で、危険部位の混入は決して例外的なケースではなく、常習的に行われていたということがアメリカ農務省食品安全検査局のBSE違反記録で確認をされました。この点でも政府は、違反記録の原本ではなく概要しか見ていなかったことを国会で明らかにしております。アメリカでは、この3月、3頭目のBSE感染牛が確認をされました。日本と同等の安

全対策を一層強く求めていく必要があるのではないのでしょうか。

請願は採択をすべきだという立場で請願採択に賛成の討論といたします。

議長（小森英明君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、議第3号から請願第1号までの討論を終結いたします。

---

#### 日程第4 採決

議長（小森英明君） 日程第4、採決。

ただいまから、議第3号から請願第1号までの採決を行います。

最初に、議第3号 山県市教育委員会委員の任命同意について。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は同意であります。本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議第4号 山県市公平委員会委員の選任同意について。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は同意であります。本案を原案のとおり同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議第5号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は同意であります。本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議第6号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は同意であります。本案を原案のとおり

り同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議第7号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は同意であります。本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は同意であります。本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議第9号 山県市部設置条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第10号 山県市情報公開条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第11号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第12号 山県市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第13号 山県市国民保護協議会条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第14号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第15号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第16号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第17号 山県市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第18号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第19号 山県市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第20号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の

諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第21号 山口市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。  
お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第22号 山口市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。  
お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第23号 山口市分担金徴収条例の全部を改正する条例について。  
お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第24号 山口市手数料条例の一部を改正する条例について。  
お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第25号 山口市土地開発基金条例の一部を改正する条例について。  
お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第26号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第27号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第28号 山県市保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第29号 山県市美里会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第30号 山県市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例について。  
お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第31号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について。  
お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第32号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について。  
お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第33号 山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。  
お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第34号 山県市美山構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第35号 山県市高富北部地区多目的研修集会センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第36号 山県市伊自良特産品開発事務所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第37号 山県市伊自良湖ステージの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第38号 山県市伊自良キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第39号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第40号 山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第41号 山口市高圧ガス保安法関係手数料条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第42号 山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第43号 美山町企業振興条例を廃止する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第44号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第45号 平成17年度山口市一般会計補正予算（第10号）。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第46号 平成17年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり

り可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第47号 平成17年度山県市老人保健特別会計補正予算（第2号）。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第48号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第49号 平成17年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第50号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第51号 平成17年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第52号 平成18年度山県市一般会計予算。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第53号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計予算。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第54号 平成18年度山県市老人保健特別会計予算。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第55号 平成18年度山県市介護保険特別会計予算。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第56号 平成18年度山県市簡易水道事業特別会計予算。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第57号 平成18年度山県市農業集落排水事業特別会計予算。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第58号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計予算。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第59号 平成18年度山県市高富財産区特別会計予算。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第60号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計予算。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のと

おり可決しました。

議第61号 平成18年度山県市水道事業会計予算。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第62号 市営土地改良事業の計画変更について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第63号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第64号 山県市青波福祉プラザ指定管理者の指定について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第65号 山県市老人福祉センターの指定管理者の指定について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第66号 山県市美山山村開発センターの指定管理者の指定について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり

り可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第67号 山県市教育センター設置条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第68号 山県市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決しました。

発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

請願第1号 日本と同等の安全対策が実施されない限りアメリカ産牛肉の輸入再開をしないことを求める請願について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案を原案のとおり不採択することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立少数であります。よって、本案は不採択す

ることに決定しました。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時30分まで休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時30分再開

議長（小森英明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

日程第5 発議第2号 道路特定財源制度に関する意見書について

議長（小森英明君） 日程第5、発議第2号 道路特定財源制度に関する意見書についてを議題といたします。

事務局、朗読願います。

（事務局朗読）

議長（小森英明君） 提案者に提案理由の説明を求めます。

藤垣邦成君。

18番（藤垣邦成君） 発議の提案理由を申し上げます。

山県市は、東海環状自動車道、国道256バイパス、418の改良など、市民の要望を、道路改良を本当に多といたしております。そういった中、小泉内閣は道路特定財源を一般財源化するなど、まさに地方切り捨ての政策を進捗させております。

そういった理由で、道路予算の危機を感じ、このたび意見書を提出することにいたしました。適切な御決定を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（小森英明君） 提案者の説明が終わりました。

---

日程第6 質疑

議長（小森英明君） 日程第6、質疑。

ただいまから、発議第2号 道路特定財源制度に関する意見書の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、発議2号の質疑を終結いたします。

---

日程第7 討論



議長（小森英明君） 日程第7、討論。

ただいまから、発議第2号 道路特定財源制度に関する意見書についての討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） 道路特定財源に関する意見書についての反対討論をいたします。

この意見書の提出の趣旨につきましては、今提案者の方から端的に御提案がありました。特定財源の確保ということを大きな目的としているというふうに私は思います。政府の新年度予算では、道路特定財源の枠組みは変わっておりません。しかし、年間6兆円近い特定財源は来年度には大幅に余ることになりまして、いよいよ本格的な見直しが必要になると言われております。

生活道路の整備は、優先的に行われるべきであります。しかし、特定財源制度のあり方につきましては、大気汚染、地球温暖化や騒音、交通事故の問題など、エネルギー対策も含めて考える必要があります。安全な航空便、安全な鉄道の確保、安心して便利な公共交通の整備、生活道路の整備など、総合的な交通体系の確立が必要であります。本格的な一般財源化により、高速道路偏重のあり方を考えていく必要があるというふうに考えます。

本意見書に反対討論とします。

議長（小森英明君） 中田静枝君の討論を終わります。

次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 次に、反対討論はありませんか。

寺町知正君。

13番（寺町知正君） この件については所属の委員会で議論をいたしましたので、質疑は省きました。

反対の立場で討論をいたしますけれども、まず1つ、形式的な理由として、この特定財源に関する意見書というのはここずっと毎年出されています。連綿として同じ趣旨の意見書を出すというのは、まず、自治法で定める意見書提出権というものを乱用しているものであるというふうに言うしかないというふうに考えます。そして、そういった乱用の状態というのは、結果として、議会の意見書というのを、その重みを非常に自ら減じているという意味で、私は出すことはやめるべきであるというふうに考えます。

もう一点、内容的にですけれども、国が現在改革を進めようとしている、そういった

中での位置づけでありますから、あえてそれに逆行するというのを議会が意見書として出す、その必要はないというふうに考えます。といったことで、反対いたします。

議長（小森英明君） 寺町知正君の討論を終わります。

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結します。

---

## 日程第8 採決

議長（小森英明君） 日程第8、採決。

ただいまから採決を行います。

発議第2号 道路特定財源制度に関する意見書について。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第9 発議第3号 「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書について

議長（小森英明君） 日程第9、発議第3号 「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書についてを議題といたします。

事務局、朗読願います。

（事務局朗読）

議長（小森英明君） 提案者に提案理由の説明を求めます。

横山善道君。

12番（横山善道君） 発議第3号につきまして、意見書の内容の朗読をもちまして理由とさせていただきたいと思っております。

進行性化骨筋炎は、進行性骨化性線維異形成症とも呼ばれ、身体の筋肉等が骨に変化

し、その骨が身体の関節を固め、あらゆる部分の動きの自由が奪われるほか、身体の変化に伴い、呼吸器官や内臓への影響を及ぼす病気である。この病気は約200万人に1人の割合で発病しているが、いまだ原因が解明されておらず、難病に指定されていないため、治療方法も確立されていないのが現状である上、医療費支援等を受けられず、患者や家族にとっては精神的、経済的に大きな負担となっている。よって、国におかれては、進行性化骨筋炎を難病に指定することにより、早期に治療方法の確立を図るとともに、患者が安心して治療を受けられる支援を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99号の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

議長（小森英明君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 日程第10 質疑

議長（小森英明君） 日程第10、質疑。

発議第3号 「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書についての質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、発議3号の質疑を終結いたします。

---

#### 日程第11 討論

議長（小森英明君） 日程第11、討論。

ただいまから、発議第3号 「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書についての討論を行います。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

---

#### 日程第12 採決

議長（小森英明君） 日程第12、採決。

ただいまから採決を行います。

発議第3号 「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書について。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第13 議会運営委員会・特別委員会中間報告について

議長（小森英明君） 日程第13、議会運営委員会・特別委員会中間報告についてを議題といたします。

議会運営委員会、環境保全対策特別委員会、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会に付託中の案件について、中間報告をしたいとの申し出がありますので、お諮りいたします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの委員長から報告を受けることに決定いたしました。

初めに、議会運営委員会委員長の発言を許します。

議会運営委員長 村橋安治君。

議会運営委員会委員長（村橋安治君） 議長より発言の許可をいただきましたので、議会運営委員会の委員長報告をさせていただきます。

本委員会は、閉会中に3回開催をいたしました。

平成18年1月23日、委員5名と助役、総務部長、企画部長の出席を求めまして、委員会を開催いたしました。審議事項は、平成18年度第1回臨時会の提出予定議案、専決処分2件、条例改正1件、平成17年度一般会計補正予算の審議をいたしました。議案配付につきましては、今臨時会において、事前に配付しないことといたしました。

平成18年2月23日、委員5名と助役、総務部長、企画部長の出席を求め、委員会を開催いたしました。審議事項は、平成18年度第1回定例会に提出予定議案66案件について審議をいたしました。陳情及び意見書については、総務、産業建設、文教厚生各常任委員会に審査することにいたしました。また、西武芸連合自治会より議長あてに、西武芸公民館建築の要望書が提出をされましたので、各委員に配付をいたしまして周知をい

たしました。

平成18年2月27日、委員5名と助役、総務部長、企画部長の出席を求め、委員会を開催いたしました。審議事項は、山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について審議をいたしました。山県市の組織改正に伴い改正を行うもので、委員賛同の上、委員長が議員発議として提出することに決定をいたしました。

以上をもちまして、議会運営委員会の委員長報告とさせていただきます。

議長（小森英明君） 御苦労さまでした。議会運営委員長の間接報告が終わりました。

次に、環境保全対策特別委員長の発言を許します。

環境保全対策特別委員長 大西克巳君。

環境保全対策特別委員会委員長（大西克巳君） 御指名を受けましたので、環境保全対策特別委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る2月27日午後2時45分より、全員協議会室で、委員11名と所管部署の市民部長、産業経済部長、環境衛生課長、農林水産課長、クリーンセンター所長出席のもとに付託案件の審査をいたしました。

まず、市民部長よりあいさつがあり、続いて環境衛生課長よりごみ処理施設規模の説明があり、1日約36トンになるということでした。リサイクルセンターの処理規模は、1日約5トンになるとの説明がありました。

今後のスケジュールについては、平成17年度中に地元の同意を得て、平成18年度は、平成17年度に引き続いて環境アセスメントを行い、機種選定調査を経て発注仕様書等を作成する。平成19年度、リサイクルセンターの建設と、後半から平成20年度前半に既存施設の解体を行い、平成19年から平成21年の間に熱回収施設建設工事を完了し、平成22年4月より稼働となるスケジュール案でした。

総工費は概算41億3,450万円の予定で、流動的であるとのことでした。

次に、産業経済部長、農林水産課長より、畜産公害調査業務の中間報告があり、公害地区の農家に対して18項目、住民意向調査として8項目で実施したアンケート結果が報告され、協議いたしました。また、委員からは数件の質疑があり、説明を受けました。特に、畜産公害調査報告書の内容の充実を求める意見がありました。

本特別委員会といたしましては、ごみ処理及び畜産公害環境対策に対する調査研究は引き続き重要でありますので、閉会中の継続審査について本会議に申し出ることを決定いたしました。

以上、特別委員会は午後4時5分に閉会いたしました。

委員長報告といたします。

議長（小森英明君） 御苦労さまでした。環境保全対策特別委員長の中間報告が終わりました。

次に、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員長の発言を許します。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員長 藤根圓六君。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長（藤根圓六君） ただいま議長の許可をいただきましたので、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会の中間報告を行います。

去る1月24日、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員10名、執行部側より、所管の基盤整備部長、そして議会事務局長、都市計画課長、建設課長、そして議会の事務局の課長5名により、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会を開催しました。

まず、所管課より現在の進捗状況の報告がありました。次のとおりです。

東海環状自動車道の東深瀬地区2,500メートルについては、11月10日に測量立ち入りの説明会が開催されました。測量工事については、12月9日に発注されました。また、西関インターチェンジから山県市境まで18年度中に予備設計が行われる予定です。

国道256号高富バイパスについては、主要地方道関・本巣線から三田又川までについて、現在、路盤工事が、工期17年の12月6日から18年の3月20日、6月30日までの繰り越し予定になっていますが、で工事中、同じく舗装工事については、工期17年の12月27日から18年の3月20日、これも6月20日までの繰り越し予定で工事中です。なお、三田又川北から農免道路までは現在測量中であると。

418号については、平成17年度は、国道256号交差点から関市境において、第一工区1,500メートル、用地買収率90%、工事進捗率が65%、第二工区700メートル、用地買収率が30%、工事進捗率はまだ0%です。山県高校付近の第三工区については既に完成し、供用開始されている。今後は、畑野工区への計画を進める。田栗工区については、今年15メートルが施工されました。笹賀田栗区間については、12月13日、道づくり会議立ち会いのもとに岐阜建設事務所の視察があり、来年以降調査に入る予定であるとの報告がありました。

一層の工事促進を図る必要があり、特別委員会においては閉会中の継続審査をすることを今議会に申し出ることを決定しました。

以上をもって、本委員会の報告とします。

議長（小森英明君） 御苦労さまでした。東海環状及び幹線道路整備促進特別委員長の中間報告が終わりました。

#### 日程第14 質疑

議長（小森英明君） 日程第14、質疑。

議会運営委員会委員長、特別委員会委員長報告についての質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

---

#### 日程第15 委員会閉会中の継続審査について

議長（小森英明君） 日程第15、委員会閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

環境保全対策特別委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

議長（小森英明君） これをもちまして、本日の議事日程はすべて議了いたしました。  
これにて会議を閉じます。

会期中、皆様方の格別の御協力に対し、心から感謝申し上げます。提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成18年第1回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

午前11時56分閉会

---

地方自治法第129条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 小 森 英 明

3 番 議 員 横 山 哲 夫

21 番 議 員 大 西 克 巳